

令和4年度 認証評価

下関短期大学 自己点検・評価報告書

令和4年6月

目次

| | |
|--|-----|
| 自己点検・評価報告書 | 1 |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 | 4 |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 | 15 |
| 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 | |
| [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] | 19 |
| [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] | 29 |
| [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] | 34 |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 | |
| [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] | 47 |
| [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] | 63 |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 | |
| [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] | 78 |
| [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] | 86 |
| [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] | 89 |
| [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] | 92 |
| 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 | |
| [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] | 99 |
| [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] | 101 |
| [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] | 105 |
| 【資料】 | |
| [様式 9] 提出資料一覧 | |
| [様式 10] 備付資料一覧 | |
| [様式 11～20] 基礎データ | |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、下関短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和4年6月24日

理事長

松井 忠夫

学長

藤澤 正信

A L O

塩田 博子

下関短期大学

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式4ー自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

| | |
|-------------|---|
| 大正15（1926）年 | 河野タカ 河野高等技芸院設立 |
| 昭和15（1940）年 | 財団法人下関河野高等家政女学校認可 |
| 昭和22（1947）年 | 下関河野学園中学校設立 |
| 昭和23（1948）年 | 下関河野学園高等学校設立 |
| 昭和25（1950）年 | 下関河野学園幼稚園設立 |
| 昭和26（1951）年 | 学校法人河野学園認可 |
| 昭和37（1962）年 | 下関女子短期大学開学 河野タカ学長就任 |
| 昭和43（1968）年 | 下関女子短期大学附属第二幼稚園設立 |
| 昭和46（1971）年 | 下関女子短期大学附属高等学校音楽科増設 |
| 昭和51（1976）年 | 学園創立50周年記念式典 |
| 昭和57（1982）年 | 下関女子短期大学附属中学校廃止認可 |
| 昭和61（1986）年 | 学園創立60周年記念式典 |
| 平成 2（1990）年 | 下関女子短期大学附属高等学校家政科を生活教養科に名称変更 |
| 平成 8（1996）年 | 学園創立70周年記念式典 |
| 平成12（2000）年 | 下関女子短期大学を下関短期大学に校名変更認可 |
| 平成18（2006）年 | 下関短期大学附属高等学校生活教養科をくらしデザイン科に名称変更 学園創立80周年記念式典 |
| 平成27（2015）年 | 下関短期大学附属高等学校音楽科募集停止 |
| 平成28（2016）年 | 下関短期大学附属第一幼稚園、下関短期大学附属第二幼稚園を幼稚園型認定こども園に変更認定 学園創立90周年記念式典 |
| 平成29（2017）年 | 下関短期大学附属高等学校くらしデザイン科を調理科に名称変更 |

<短期大学の沿革>

| | |
|-------------|---|
| 昭和37（1962）年 | 下関女子短期大学開学 家政科(80名) 河野タカ学長就任 |
| 昭和39（1964）年 | 家政科に家政専攻(40名)及び食物栄養専攻(40名)設置認可 家政科食物栄養専攻に栄養士養成施設指定 |
| 昭和41（1966）年 | 保育科(50名)設置認可 保育科に保母養成施設指定 |

下関短期大学

| | |
|-------------|--|
| 昭和42（1967）年 | 食物栄養専攻(40名)を50名に変更 |
| 昭和43（1968）年 | 音楽科(50名)設置認可 |
| 昭和47（1972）年 | 開学10周年記念式典 |
| 昭和57（1982）年 | 開学20周年記念式典 |
| 平成元（1989）年 | 家政科を生活科学科に家政専攻を生活科学専攻に名称変更 |
| 平成 4（1992）年 | 開学30周年記念式典 |
| 平成10（1998）年 | 保育科 レクリエーション・インストラクター養成課程認定校認可 |
| 平成11（1999）年 | 保育科 保母養成施設を保育士養成施設に変更 生活科学科 フードスペシャリスト養成課程の認定 |
| 平成12（2000）年 | 音楽科 音楽療法士（2種）養成所の認定 |
| 平成13（2001）年 | 下関女子短期大学を下関短期大学に校名変更 生活科学科食物栄養専攻を栄養健康学科に変更 保育科を保育学科に変更 |
| 平成14（2002）年 | 音楽科廃止 |
| 平成23（2011）年 | 栄養健康学科(50名)を40名に変更 |
| 平成24（2012）年 | 開学50周年記念式典 |
| 平成28（2016）年 | 栄養健康学科(40名)を30名に変更 |

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4（2022）年5月1日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|-------------------------|-----------------------|------|------|------|
| 下関短期大学 | 山口県下関市 桜山町1-1 | 80 | 160 | 119 |
| 下関短期大学付属高等学校 | 山口県下関市 桜山町1-1 | 120 | 360 | 263 |
| 認定こども園 下関短期大学付属第一幼稚園 | 山口県下関市 桜山町1-1 | | 105 | 80 |
| 認定こども園 下関短期大学付属第二幼稚園 | 山口県下関市 彦島塩浜町2-2-21 | | 100 | 63 |

下関短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

下の表及びグラフは、過去18年間の山口県の総人口の推移及び下関市の総人口の推移を示したものである。いずれも過去18年の間に総人口は約12%減少していることがわかる。下関市は平成17（2005）年2月に旧下関市と旧豊浦郡4町（豊北町、豊浦町、豊田町、菊川町）が合併し、人口約29万4千人となり、人口約30万人という中核都市の要件を満たし、同年10月1日に中核都市に移行した。しかし、その後は人口減少が続き、現在は約25万6千人となっている。特に旧下関市の周辺部にある旧豊浦郡4町、とりわけ豊田町や豊北町の人口減少と高齢化が著しい状況である。また、旧下関市の中心地域においても人口の高齢化と空洞化が進行しており、地域の活性化が下関市政の最重要課題の一つとなっている。

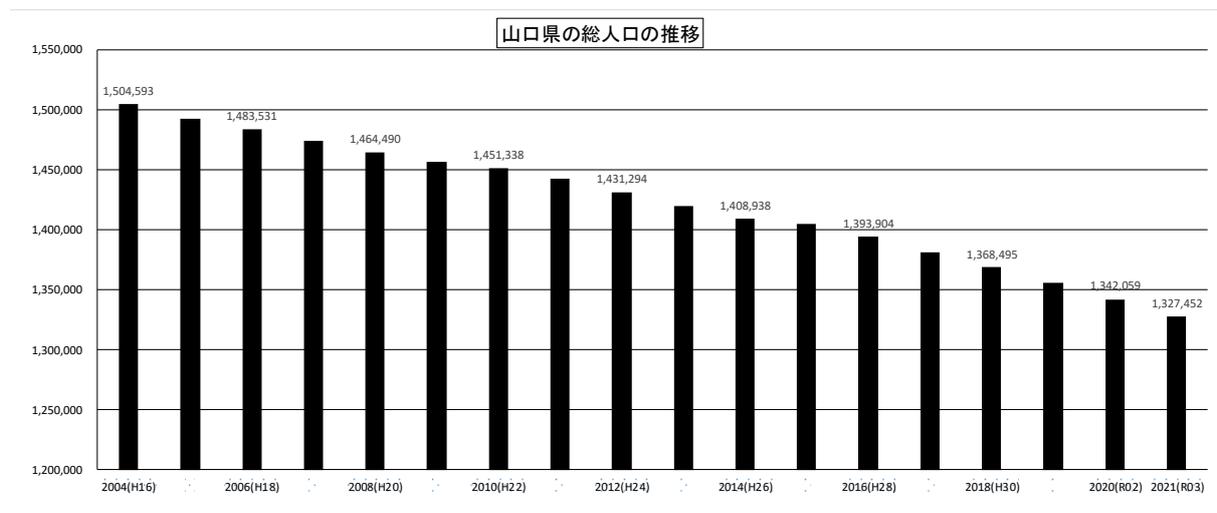
また、下関市の年齢別人口（0歳～22歳）の推移の表及びグラフを見ると令和3（2021）年11月現在で9歳までは何とか2,000人の人口を維持しているが、8歳以下、特に5歳以下については急激に人口が減少している状況である。短期大学や付属高校については、当面今後10年前後は何とか現在とほぼ同程度の中学校卒業生徒数が見込まれるが、付属幼稚園については園児確保について既に非常に厳しい状況にある。今後の中長期計画を策定するにあたっては、こうした人口の急激な減少や高齢化を視野に入れた学科再編等についても検討が必要となる。

山口県の総人口の推移

| 年度 | 総人口(人) | 前年比 | | 2004(H16)年比 | | 年度 | 総人口 | 前年比 | | 2004(H16)年比 | |
|-----------|-----------|----------|--------|-------------|--------|-----------|-----------|----------|--------|-------------|--------|
| | | 減少数(人) | 減少率(%) | 減少数(人) | 減少率(%) | | | 減少数(人) | 減少率(%) | | |
| 2004(H16) | 1,504,593 | | | | | 2013(H25) | 1,420,003 | △ 11,291 | △ 0.8 | △ 84,590 | △ 5.6 |
| 2005(H17) | 1,492,606 | △ 11,987 | △ 0.8 | △ 11,987 | △ 0.8 | 2014(H26) | 1,408,938 | △ 11,065 | △ 0.8 | △ 95,655 | △ 6.4 |
| 2006(H18) | 1,483,531 | △ 9,075 | △ 0.6 | △ 21,062 | △ 1.4 | 2015(H27) | 1,404,729 | △ 4,209 | △ 0.3 | △ 99,864 | △ 6.6 |
| 2007(H19) | 1,473,994 | △ 9,537 | △ 0.6 | △ 30,599 | △ 2.0 | 2016(H28) | 1,393,904 | △ 10,825 | △ 0.8 | △ 110,689 | △ 7.4 |
| 2008(H20) | 1,464,490 | △ 9,504 | △ 0.6 | △ 40,103 | △ 2.7 | 2017(H29) | 1,381,584 | △ 12,320 | △ 0.9 | △ 123,009 | △ 8.2 |
| 2009(H21) | 1,456,800 | △ 7,690 | △ 0.5 | △ 47,793 | △ 3.2 | 2018(H30) | 1,368,495 | △ 13,089 | △ 0.9 | △ 136,098 | △ 9.0 |
| 2010(H22) | 1,451,338 | △ 5,462 | △ 0.4 | △ 53,255 | △ 3.5 | 2019(R01) | 1,355,495 | △ 13,000 | △ 0.9 | △ 149,098 | △ 9.9 |
| 2011(H23) | 1,442,414 | △ 8,924 | △ 0.6 | △ 62,179 | △ 4.1 | 2020(R02) | 1,342,059 | △ 13,436 | △ 1.0 | △ 162,534 | △ 10.8 |
| 2012(H24) | 1,431,294 | △ 11,120 | △ 0.8 | △ 73,299 | △ 4.9 | 2021(R03) | 1,327,452 | △ 14,607 | △ 1.1 | △ 177,141 | △ 11.8 |

山口県の人口移動統計調査より作成

※ 各年度の10月1日現在の推計値



下関短期大学

下関市の総人口の推移

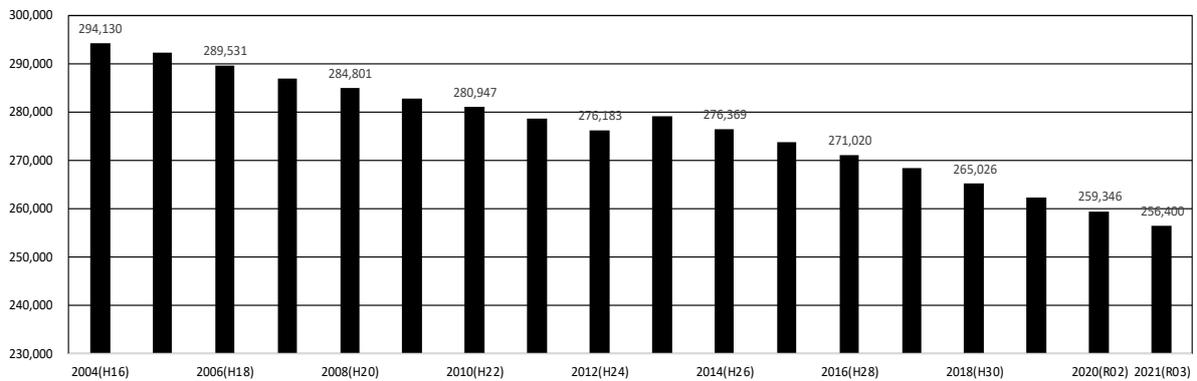
| 年度 | 総人口(人) | 前年比 | | 2004(H16)年比 | | 年度 | 総人口 | 前年比 | | 2004(H16)年比 | |
|-----------|---------|---------|--------|-------------|--------|-----------|---------|---------|--------|-------------|--------|
| | | 減少数(人) | 減少率(%) | 減少数(人) | 減少率(%) | | | 減少数(人) | 減少率(%) | | |
| 2004(H16) | 294,130 | | | | | 2013(H25) | 278,962 | 2,779 | 1.0 | △ 15,168 | △ 5.2 |
| 2005(H17) | 292,178 | △ 1,952 | △ 0.7 | △ 1,952 | △ 0.7 | 2014(H26) | 276,369 | △ 2,593 | △ 0.9 | △ 17,761 | △ 6.0 |
| 2006(H18) | 289,531 | △ 2,647 | △ 0.9 | △ 4,599 | △ 1.6 | 2015(H27) | 273,736 | △ 2,633 | △ 1.0 | △ 20,394 | △ 6.9 |
| 2007(H19) | 286,928 | △ 2,603 | △ 0.9 | △ 7,202 | △ 2.4 | 2016(H28) | 271,020 | △ 2,716 | △ 1.0 | △ 23,110 | △ 7.9 |
| 2008(H20) | 284,801 | △ 2,127 | △ 0.7 | △ 9,329 | △ 3.2 | 2017(H29) | 268,257 | △ 2,763 | △ 1.0 | △ 25,873 | △ 8.8 |
| 2009(H21) | 282,646 | △ 2,155 | △ 0.8 | △ 11,484 | △ 3.9 | 2018(H30) | 265,026 | △ 3,231 | △ 1.2 | △ 29,104 | △ 9.9 |
| 2010(H22) | 280,947 | △ 1,699 | △ 0.6 | △ 13,183 | △ 4.5 | 2019(R01) | 262,255 | △ 2,771 | △ 1.0 | △ 31,875 | △ 10.8 |
| 2011(H23) | 278,619 | △ 2,328 | △ 0.8 | △ 15,511 | △ 5.3 | 2020(R02) | 259,346 | △ 2,909 | △ 1.1 | △ 34,784 | △ 11.8 |
| 2012(H24) | 276,183 | △ 2,436 | △ 0.9 | △ 17,947 | △ 6.1 | 2021(R03) | 256,400 | △ 2,946 | △ 1.1 | △ 37,730 | △ 12.8 |

山口県の人口移動統計調査及び下関市総務課資料より作成

※ 各年の3月末現在

※2004(H16)は旧下関市と旧豊浦郡を合計

下関市の総人口の推移



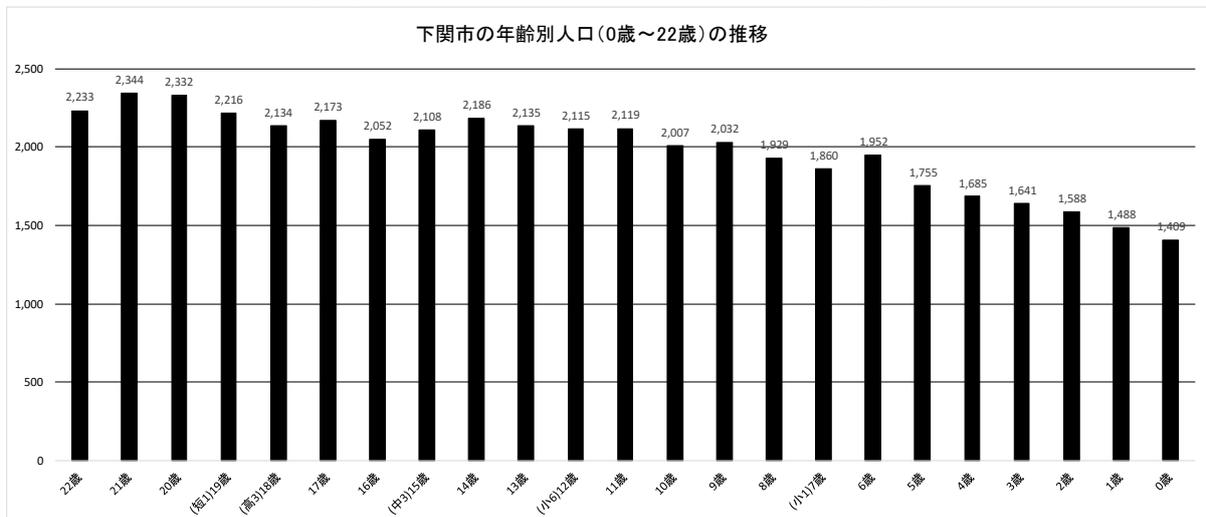
下関市の年齢別人口(0歳～22歳)の推移

| 年度 | 総人口(人) | 前年比 | | (短1)19歳比 | | 年度 | 総人口 | 前年比 | | (短1)19歳比 | |
|---------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|-------|--------|--------|----------|--------|
| | | 減少数(人) | 減少率(%) | 減少数(人) | 減少率(%) | | | 減少数(人) | 減少率(%) | | |
| 22歳 | 2,233 | | | | | 10歳 | 2,007 | △ 112 | △ 5.6 | △ 209 | △ 9.4 |
| 21歳 | 2,344 | 111 | 4.7 | | | 9歳 | 2,032 | 25 | 1.2 | △ 184 | △ 8.3 |
| 20歳 | 2,332 | △ 12 | △ 0.5 | | | 8歳 | 1,929 | △ 103 | △ 5.3 | △ 287 | △ 13.0 |
| (短1)19歳 | 2,216 | △ 116 | △ 5.2 | | | (小1)7歳 | 1,860 | △ 69 | △ 3.7 | △ 356 | △ 16.1 |
| (高3)18歳 | 2,134 | △ 82 | △ 3.8 | △ 82 | △ 3.7 | 6歳 | 1,952 | 92 | 4.7 | △ 264 | △ 11.9 |
| 17歳 | 2,173 | 39 | 1.8 | △ 43 | △ 1.9 | 5歳 | 1,755 | △ 197 | △ 11.2 | △ 461 | △ 20.8 |
| 16歳 | 2,052 | △ 121 | △ 5.9 | △ 164 | △ 7.4 | 4歳 | 1,685 | △ 70 | △ 4.2 | △ 531 | △ 24.0 |
| (中3)15歳 | 2,108 | 56 | 2.7 | △ 108 | △ 4.9 | 3歳 | 1,641 | △ 44 | △ 2.7 | △ 575 | △ 25.9 |
| 14歳 | 2,186 | 78 | 3.6 | △ 30 | △ 1.4 | 2歳 | 1,588 | △ 53 | △ 3.3 | △ 628 | △ 28.3 |
| 13歳 | 2,135 | △ 51 | △ 2.4 | △ 81 | △ 3.7 | 1歳 | 1,488 | △ 100 | △ 6.7 | △ 728 | △ 32.9 |
| (小6)12歳 | 2,115 | △ 20 | △ 0.9 | △ 101 | △ 4.6 | 0歳 | 1,409 | △ 79 | △ 5.6 | △ 807 | △ 36.4 |
| 11歳 | 2,119 | 4 | 0.2 | △ 97 | △ 4.4 | | | | | | |

下関市総務課資料から作成

※ 2021(令和3)年11月30日現在

下関市の年齢別人口(0歳～22歳)の推移



下関短期大学

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

| 地域 | 平成29 (2017)年度 | | 平成30 (2018)年度 | | 令和元 (2019)年度 | | 令和2 (2020)年度 | | 令和3 (2021)年度 | |
|---------------|------------------|-----------|------------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 下関市 | 36 | 67.9 | 38 | 70.4 | 39 | 79.6 | 53 | 76.8 | 35 | 71.4 |
| 山口県 (除下関市) | 10 | 18.9 | 7 | 13 | 4 | 8.2 | 11 | 15.9 | 6 | 12.2 |
| 北九州地区 | 4 | 7.5 | 6 | 11.1 | 4 | 8.2 | 4 | 5.8 | 8 | 16.3 |
| その他 | 3 | 5.7 | 3 | 5.6 | 2 | 4.1 | 1 | 1.4 | 0 | 0 |
| 合計 | 53 | 100 | 54 | 100 | 49 | 100 | 69 | 100 | 49 | 100 |

※北九州地区：北九州市・直方市・嘉穂郡・遠賀郡を含む

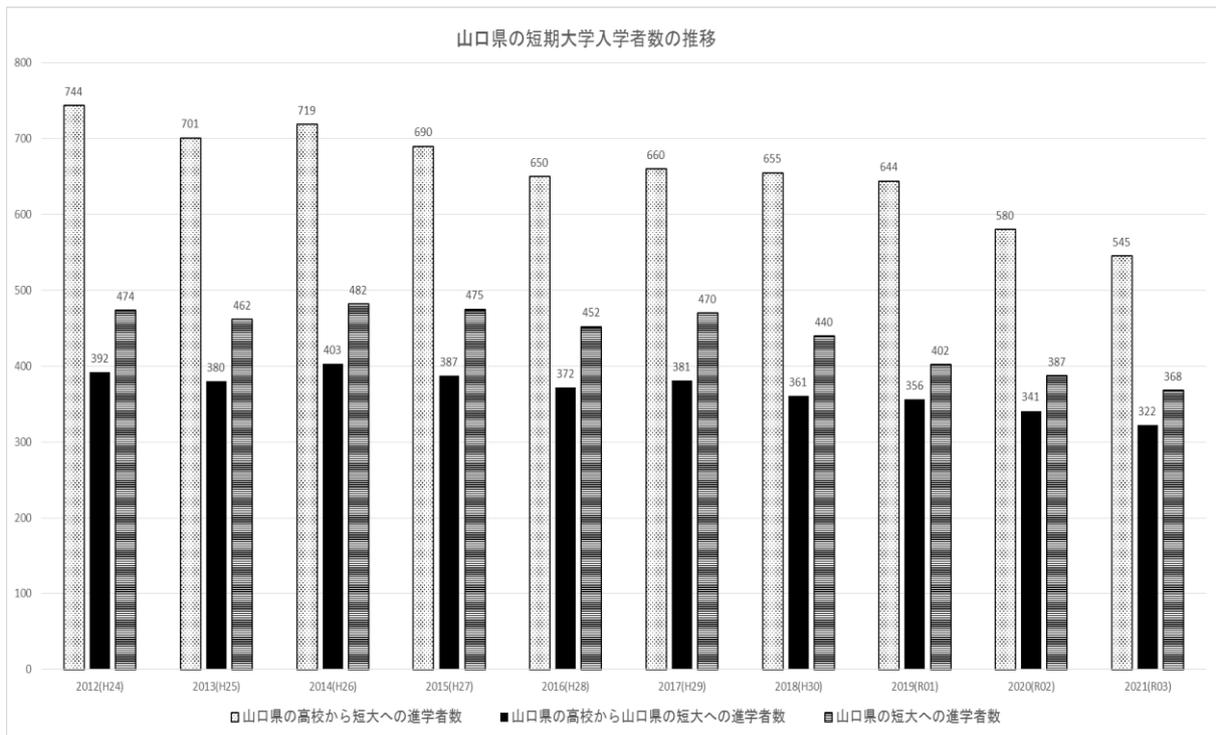
[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3（2021）年度を起点に過去5年間について記載してください。

下の文部科学省「学校基本調査」から作成した過去10年間の山口県の短期大学入学者数の推移の表及びグラフを見ると平均して約660人の山口県の高校生が短期大学に進学している。しかし、そのうち山口県の短期大学に進学している生徒は約370人であり、約56%に過ぎない。残りの約290人は他県、とりわけ隣県である福岡県の短期大学に平均で約120人、広島県の短期大学に平均で約70人が進学している。その進学先の学科別の人数は把握できていないが、本学においては、特に関門海峡を挟んで隣接する福岡県の短期大学への進学者を如何に確保するか、地元、山口県の高校生にとって魅力ある短期大学として流出をくい止めるかが非常に重要な課題となる。

| 山口県の短期大学入学者の推移 | | | | | | | | | | 文部科学省 「学校基本調査 出身高校所在地 県別 入学者数」から作成 | | | | | | |
|----------------|------------------|--------|--------|--------|----------------------|-------|--------|--------|--------------|------------------------------------|--------|--------|-------------------|-------|--------|--------|
| | 山口県の高校から短大への進学者数 | | | | 山口県の高校から山口県の短大への進学者数 | | | | 山口県の短大への進学者数 | | | | 他県等から山口県の短大への進学者数 | | | |
| | 人数 | 前年比 | 2012比 | | 人数 | 前年比 | 2012比 | | 人数 | 前年比 | 2012比 | | 人数 | 前年比 | 2012比 | |
| | | | (人) | (%) | | | (人) | (%) | | | (人) | (%) | | | (人) | (%) |
| 2012(H24) | 744 | | | | 392 | | | | 474 | | | | 82 | | | |
| 2013(H25) | 701 | △ 43 | △ 43 | △ 5.8 | 380 | △ 12 | △ 12 | △ 3.1 | 462 | △ 12 | △ 12 | △ 2.5 | 82 | 0 | 0 | 0.0 |
| 2014(H26) | 719 | 18 | △ 25 | △ 3.4 | 403 | 23 | 11 | 2.8 | 482 | 20 | 8 | 1.7 | 79 | △ 3 | △ 3 | △ 3.7 |
| 2015(H27) | 690 | △ 29 | △ 54 | △ 7.3 | 387 | △ 16 | △ 5 | △ 1.3 | 475 | △ 7 | 1 | 0.2 | 88 | 9 | 6 | 7.3 |
| 2016(H28) | 650 | △ 40 | △ 94 | △ 12.6 | 372 | △ 15 | △ 20 | △ 5.1 | 452 | △ 23 | △ 22 | △ 4.6 | 80 | △ 8 | △ 2 | △ 2.4 |
| 2017(H29) | 660 | 10 | △ 84 | △ 11.3 | 381 | 9 | △ 11 | △ 2.8 | 470 | 18 | △ 4 | △ 0.8 | 89 | 9 | 7 | 8.5 |
| 2018(H30) | 655 | △ 5 | △ 89 | △ 12.0 | 361 | △ 20 | △ 31 | △ 7.9 | 440 | △ 30 | △ 34 | △ 7.2 | 79 | △ 10 | △ 3 | △ 3.7 |
| 2019(R01) | 644 | △ 11 | △ 100 | △ 13.4 | 356 | △ 5 | △ 36 | △ 9.2 | 402 | △ 38 | △ 72 | △ 15.2 | 46 | △ 33 | △ 36 | △ 43.9 |
| 2020(R02) | 580 | △ 64 | △ 164 | △ 22.0 | 341 | △ 15 | △ 51 | △ 13.0 | 387 | △ 15 | △ 87 | △ 18.4 | 46 | 0 | △ 36 | △ 43.9 |
| 2021(R03) | 545 | △ 35 | △ 199 | △ 26.7 | 322 | △ 19 | △ 70 | △ 17.9 | 368 | △ 19 | △ 106 | △ 22.4 | 46 | 0 | △ 36 | △ 43.9 |
| 平均 | 658.8 | △ 22.1 | △ 94.7 | △ 12.7 | 369.5 | △ 7.8 | △ 25.0 | △ 6.4 | 441.2 | △ 11.8 | △ 36.4 | △ 7.7 | 71.7 | △ 4.0 | △ 11.4 | △ 14.0 |

下関短期大学



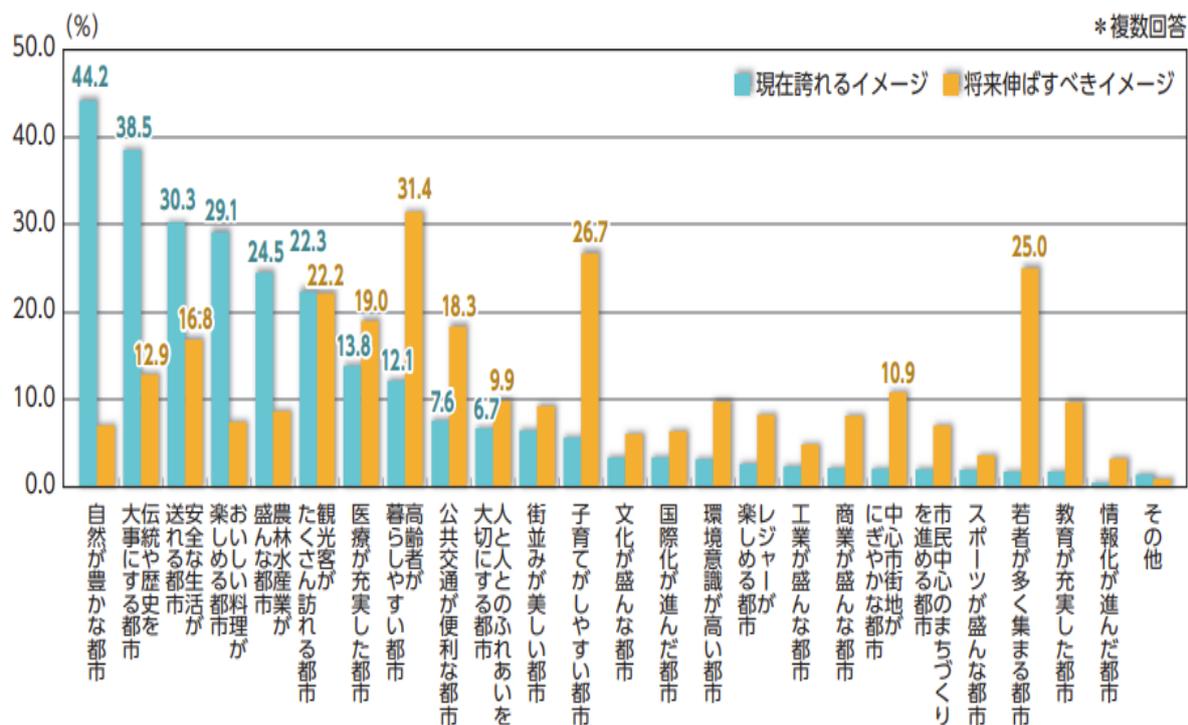
■ 地域社会のニーズ

次の表は、下関市が平成25（2013）年8月～9月に実施した「第2次下関市総合計画市民アンケート」において、下関市についての「将来伸ばすべきイメージ」を尋ねた結果をまとめたもので、1位「高齢者が暮らしやすい都市」、2位「子育てがしやすい都市」、3位「若者が多く集まる都市」の3つが突出して高い。この上位3つに挙げられた項目は、栄養士及び保育士を養成する本学にとって非常に心強いものと考えられる。栄養士に関しては、急速な人口の高齢化に伴い下関市内にも高齢者福祉施設が多く設置されるようになり、そうした施設における栄養士の需要や施設へ給食を提供する企業等からの求人も多くなっている。また、保育士や幼稚園教諭に関しては、現状でも市内の各保育施設・幼稚園・こども園などからの求人だけでなく、県内はもちろん県外からも多くの求人があり、その需要に追い付いていない状況がある。

こうした状況から、山口県では令和2（2020）年度から県内の保育人材を確保するため、「山口県保育士修学資金貸付制度」を導入した。この制度は、県内の指定保育士養成施設に在学している学生に総額160万円以内の貸付を行い、卒業後、県内の保育所等で5年間従事した場合、全額を返還免除とするものである。また、下関市は令和2（2020）年度から「下関市奨学金返還支援補助金制度」を導入した。この制度は、未来を担う若者の地元就職と奨学金返還の負担軽減、また市内中小企業の新卒採用を支援するため、大学等に進学し、在学中に奨学金の貸付を受けた新卒者を対象に、最大60万円の奨学金返還額を補助する支援制度である。

アンケートの上位3項目を少しでも伸ばすために、県も市も様々な施策を導入し始めたところである。

平成25（2013）年8月～9月実施「第2次下関市総合計画市民アンケート」より



■ 地域社会の産業の状況

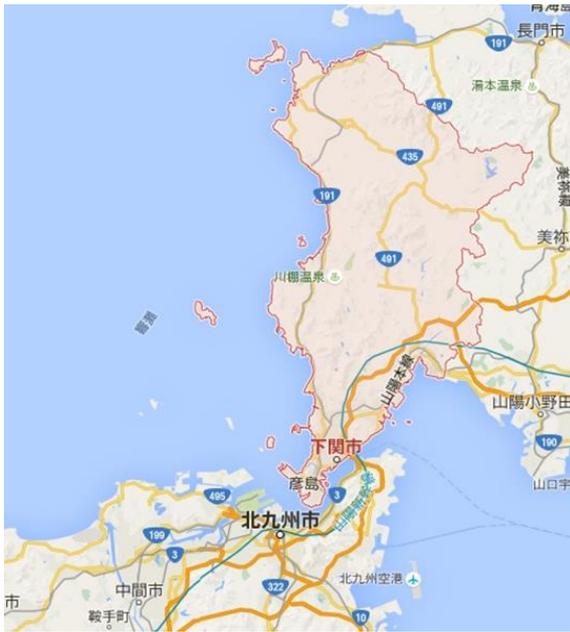
下関市は令和3（2021）年5月に「スマートシティ基本設計」を策定し、そのなかで下関市の『強み』・『ユニークさ』と下関市の現状課題を指摘している。かつて、下関市は、本州の最西端に位置する地理的な特性から九州や中国大陸への玄関口として人や物の交流拠点“ゲートウェイ都市”として発展してきた。自然・歴史等の観光資源、中韓との近接性、港湾都市による誘客力など魅力的な観光資源に恵まれ、また、港町として水産業・漁業が発展し、有力企業本社や主力営業拠点、山口県西部の中心都市、産業が集積する、県内唯一の中核都市として繁栄してきた。

しかし、現在は関門国道トンネルや関門橋の開通、山陽新幹線の全線開通、山口宇部空港や北九州空港などの航空交通網の発達・整備とともに、下関市は交流拠点としての優位性を失い“通過都市”となっている。こうした中、下関市の現状課題として、出生数の減少と高齢化に伴う死亡数の増加、転出超過など急速な少子高齢化・人口減少の進展、卸売業・製造業（直近10年間で従事者が2割減）事業者数の減少、漁業等の停滞などにより、特に港湾エリアが衰退するなど、基幹産業の停滞・衰退が続いている。さらに、商店街のシャッター街化、賑わいの喪失など都市部の空洞化・地域間格差の拡大などを指摘している。

こうした課題に対応するため、現在下関市は、スマートシティ構想を掲げ“住みやすく市民に愛される”地域魅力を高めながら、訪れる人への『半市民』のような安心・安全な滞在経験の提供を通じ、従来の観光人口を越える幅広い関係人口を惹きつけ、将来的には先端企業をはじめとする産業集積を図っていくことを目指している。

下関短期大学

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(出典) 左: Googleマップ 右: テクノコ (<http://technocco.jp/>)

下関市は平成17（2005）年に旧下関市、旧豊浦郡4町（豊北町、豊浦町、豊田町、菊川町）が合併し、面積715.89km²になった。関門海峡、周防灘、響灘と三方が海に開かれた本州最西端の市である。政令指定都市北九州市と隣接し、相互に通学通勤圏となっている。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

| |
|--|
| (a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題） |
| <p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援[テーマA 教育課程]</p> <p>学位授与の方針及び入学者受け入れの方針については、学科ごとに明確に定められたい。また、学位授与の方針については、学生募集要項への記載だけでなく、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表されたい。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>平成30（2018）年度に、学位授与の方針及び入学者受け入れの方針については、「ディプロマ・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」を学科ごとに明確に定めている。また、「カリキュラム・ポリシー」を加えた3つのポリシーを、学生募集要項への記載だけでなく、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>学位授与の方針及び入学者の受け入れ方針が両学科とも明確になり、入学者選抜から学位授与式までの流れが学内外ともにアナウンスでき、大学の運営が円滑になった。</p> |

下関短期大学

| |
|--|
| (a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題） |
| <p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援[テーマA 教育課程]</p> <p>シラバスは、達成目標・到達目標、授業時間数、成績評価の方法・基準などについて記述が不十分な授業科目があるので、改善が望まれる。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>「シラバス作成要領」を全教員に示し、上記以外に、「DPとの関連」、「準備学習」、「アクティブラーニングの授業方法」、「オフィスアワー」及び「課題等への対応」等について統一して記載することとしている。</p> <p>「シラバス第三者チェック体制」を設け、チェック担当者の意見をまとめ「シラバス」の最終校正に反映している。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>学生が、記載事項が統一された「シラバス」に信頼感を持ち、「シラバス」に沿った授業展開といった印象を強く持つようになった。改正「授業評価アンケート」の項目に「授業はシラバスに沿った内容でしたか」を入れている。</p> |

| |
|--|
| (a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題） |
| <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源[テーマA 人的資源]</p> <p>SD活動については、FD委員会規程を準用し行っているが、SDに関する規程を整備することが望まれる。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>平成28（2016）年度に、「下関短期大学 スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を策定し実施している。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>規程が策定され、学内での位置付け明確になり、職員の意識の向上やSD研修等の活動の必要性が自覚され、活動が円滑に行われるようになった。</p> |

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

「基準別評価票における指摘事項」の改善について記述したものである。

| |
|---|
| (a) 改善を要する事項 |
| <p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果</p> <p>「自己点検・評価報告書」は毎年度の作成・公表を目標としていたが、平成23（2011）年12月発行分の作成から公表は学内にとどまっている。自己点検・評価報告書の公表に向けた体制を構築されたい。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>平成27（2015）年度からウェブサイトに掲載している。（平成28（2016）年度除く）。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>ウェブサイト掲載が「自己点検・評価」に関する業務の目標となり、PDCAサイクル</p> |

下関短期大学

ルを踏まえた自己点検・評価活動が円滑になった。

| |
|---|
| (a) 改善を要する事項 |
| <p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</p> <p>各種アンケート結果の活用も含め、学習成果に関する量的・質的データの測定方法を明確にし、得られた測定結果を査定するシステムの構築が望まれる。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>令和2（2020）年度までに本学及び両学科の「学習成果」並びに「アセスメント・ポリシー」が策定され、各種アンケートの結果により査定するシステムが構築された。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>各種アンケートや調査により、本学及び両学科の「学習成果」の達成への方向付けが明確となった。</p> |

| |
|---|
| (a) 改善を要する事項 |
| <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <p>更なる学生サービスの充実が期待される。これに合わせて建物のバリアフリー化も検討されたい。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>食堂等がない本学において、学生の昼食について事務局により仕出し弁当の斡旋を行っており、利用者も多く喜ばれている。また、令和3（2021）年度から学内のWi-Fi化に着手し学生のスマートフォンやタブレットを用いた学習の便宜を図っている。さらに、障がい者支援のため教室棟の階段に手摺を設置したり、スクールバスへ優先して乗車できるようルールを定めた。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>仕出し弁当の斡旋やWi-Fiの設置は学生には好評であり、今後とも学生の要望等を踏まえて対応していくこととしている。</p> |

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|--|
| (a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」） |
| 「なし」 |
| (b) 改善後の状況等 |
| |

下関短期大学

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|----------|
| (a) 指摘事項 |
| 「なし」 |
| (b) 履行状況 |
| |

(6) 公的資金の適正管理の状況 令和3（2021）年度

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理の方針として、文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の適正な管理及び運営について「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」を定め、科研費の最終責任を負う最高管理責任者を学長に、出納の実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を事務部長として、適正に管理を行っている。

また、各省庁及び各省庁の所管する法人等から配分される競争的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の内部監査について、「下関短期大学公的研究費の内部監査規程」を定め、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、不正使用が発生するリスクを洗い出し、不正防止に向けて、重点的かつ機動的な監査を実施するための「下関短期大学公的研究費内部監査マニュアル」を作成し、そのマニュアルに従って監査、点検を行っている。

これらの規程は教職員に周知するとともに、ウェブサイト「下関短期大学における研究者等の行動規範」、「下関短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」、「下関短期大学共同研究規程」などと併せて情報を公開している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

自己点検を行うものとしての組織は自己点検・評価委員会及び下部組織として自己点検・評価運営委員会で構成されている。

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

学長（委員長）、事務部長、栄養健康学科長（教授）、保育学科長（教授）、A L O（教授）、教務課長（教授）、広報室長・進路支援課長、一般教育科長（教授）、外部委

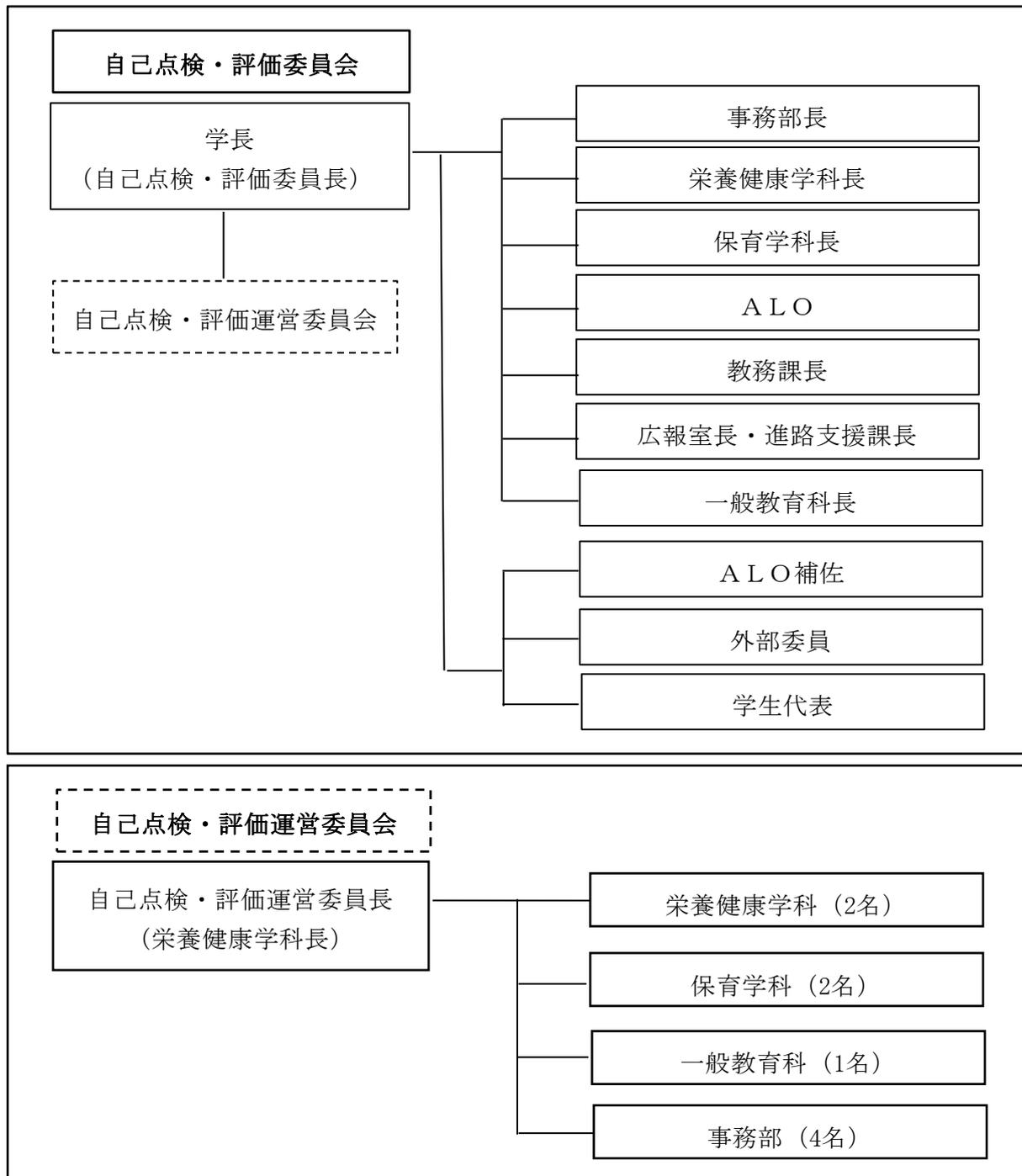
下関短期大学

員（1名）、その他（ALO補佐、学生代表、外部委員等）

自己点検・評価運営委員会は委員長（栄養健康学科長）、栄養健康学科（准教授、助手）、保育学科（教授、准教授）一般教育科（准教授）、事務局（経理課長、総務主査、経理係長、主事）により構成されている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

下関短期大学 自己点検・評価に関する組織



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価委員会は自己点検・評価運営委員会、本学の自己点検・評価全体を統括

下関短期大学

するものである。

自己点検・評価運営委員会は、自己点検・評価委員会の下部組織として、自己点検・評価に係る事務（調査集計及び資料整理等）を統括し、報告書を自己点検・評価委員会に提出することを目的とするものである。

自己点検・評価委員会については学長をトップとする「責任と権威」のある全学的な「自己点検・評価委員会」と効率的に点検・評価実務を推進する「自己点検・評価運営委員会」の体制を構築することが出来た。

なお、この「自己点検・評価」活動は一般財団法人大学・短期大学基準協会の『認証評価要綱』に沿ったものであるが、それに加えて本学では「下関短期大学アセスメント・ポリシー」を定めており、令和2（2020）年度・令和3（2021）年度はこれに基づく評価活動も並行して実施するように取り組んできた。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

| 年度 | 月日 | 内容 |
|---------------|--------|---|
| 令和2 (2020) | 5月20日 | 自己点検・評価運営委員会 ・令和4（2022）年度認証評価に向けての令和2（2020）年度資料収集の把握について検討 |
| 令和3 (2021) | 4月20日 | 第1回 自己点検・評価運営委員会 ・認証評価に向けて今年度の予定の把握 |
| | 4月23日 | 第1回 自己点検・評価委員会 ・令和3（2021）年度自己点検・評価委員名簿について ・第3期評価機関における認証評価について |
| | 5月28日 | 第2回 自己点検・評価委員会 ・令和2（2020）年度 自己点検・評価報告書について (令和3（2021）年度自己点検・評価報告書への流れとなる) |
| | 6月21日 | 令和4（2022）年度 認証評価申し込み |
| | 8月27日 | A L O対象説明会にオンラインにて参加 |
| | 9月15日 | 第2回 自己点検・評価運営委員会 ・委員会に令和4（2022）年度認証評価用マニュアルを基に作業に向けての内容確認 |
| | 9月22日 | 認証評価の実施校としての決定通知を受ける |
| | 11月10日 | 「自己点検・評価報告書」及び「自己点検・評価総括表」の執筆担当者説明会の開催 |
| | 12月8日 | 教授会にて年度末及び年度初めの提出物「教員個人調書」「教育研究業績書」等の作成依頼 |
| | 3月23日 | 第3回 自己点検・評価運営委員会 ・令和3（2021）年度学内アンケートの進捗状況について ・認証評価までのスケジュール及び担当の確認と進捗状況 |

下関短期大学

| | | |
|---------------|-------|---|
| 令和4 (2022) | 4月中旬 | 各学科の「自己点検・評価報告書」下書き校正開始 |
| | 4月20日 | 自己点検・評価委員会、自己点検・評価運営委員会合同会議 ・令和4（2022）年度自己点検・評価委員名簿について ・令和4（2022）年度「自己点検・評価報告書」確定までの流れについて |
| | 5月下旬 | 校正終了 |
| | 6月初旬 | 自己点検・評価委員会による原稿完成 |
| | 6月中旬 | 「自己点検・評価報告書」完成 資料収集完了 |
| | 6月下旬 | 印刷 提出 |

なお、自己点検評価報告書作成については、令和4（2022）年度に入り、委員会の開催による協議のほか、両委員会において、担当者間によるメール等での協議及び加除修正、添削等を行った。

[テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神]

<根拠資料>

1) 提出資料

- 1 学生便覧 令和3(2021)年度
- 2 下関短期大学の理念 <http://www.shimotan.jp/publics/index/21/>
- 3 学則
- 4 2021 短期大学案内(SHIMOTAN GUIDE BOOK) 令和3(2021)年度
- 5 2022 短期大学案内(SHIMOTAN GUIDE BOOK) 令和4(2022)年度
- 6 学長通信「さくらやま」(令和元(2019)年度、2(2020)年度)、「さくらやまⅡ」(令和3(2021)年度)
- 7 ウェブサイト「学長通信：『さくらやまⅡ』」
<http://www.shimotan.jp/publics/index/291/>

2) 提出資料－規程集

- 78 下関短期大学長期履修学生に関する細則
- 80 下関短期大学科目等履修生に関する細則
- 89 下関短期大学社会人入学に関する細則

3) 備付資料

- 1 河野学園創立90周年記念誌
- 2 付属高校スクールガイド 2022
- 3 桜山・半世紀の歴史
- 4 クラスアワー関連資料「建学の精神と教育理念」(栄養健康学科)
- 5 キャリアデザインⅠ、教育行政関連資料「建学の精神と教育の理念」(保育学科)
- 6 協定書 下関短期大学附属高等学校
- 10 協定書 山口ヤクルト販売株式会社
- 12 協定書 山口県立豊浦総合支援学校
- 13 協定書 早鞆高等学校
- 14 協定書 東亜大学
- 15 協定書 株式会社旨楽庵
- 16 協定書 くりのみ子供園
- 84 下関短期大学紀要(過去3年分 令和元(2019)年度[第38号]、令和2(2020)・3(2021)年度[第39・40合併号])

報告書作成マニュアル指定以外の備付資料

- 7 公開講座「おやじの味」料理教室 報告書

- 8 附属幼稚園 食育だより 親子の「おにぎり教室」
- 9 地域貢献事業 唐戸魚食塾
- 11 下関短期大学保育学科創作発表会研究発表要旨集
- 17 教育活動報告書・評価書

[区分 基準 I - A - 1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I - A - 1の現状>

本学園の創立者河野タカは、「良妻賢母こそ良き家庭人、延いては良き社会づくりの根本である。礼法を基調とする人間づくり、その上に立って女性に必要な知識・技能を授ける」という実学教育を建学の精神として掲げ、さらに「正—自覚・感謝・温雅」（現在下関短期大学附属高等学校校訓）を訓とし、「率先垂範・師弟同行」のもとに、生きた教育を実践してきた（備付-1）、（備付-2）。

その後、時代の変遷とともに教育の方向性や教育内容も変化、充実する中で、昭和37年に地域の要請に応えるため、豊かな情操と専門的な知識・技術を持った女性を社会に送り出すことを目的に「下関女子短期大学」を設立し、高等学校、短期大学を通じて5年間の一貫教育を実践した。そして学園訓として掲げていた「自覚・感謝・温雅」の中から、特に社会貢献のための人間形成の要点を「温雅」に集約し、「温雅而尚礼節（温雅にして礼節をたつとぶ）」を教育理念とした（提出-1）、（提出-2）。

今日では創設者の掲げた建学の精神を踏まえつつも、この教育理念を本学教育の礎とし、人材養成の中で教職員・学生ともにその体得に努めている。

本学「学園歌」には「民主日本に魁けて 世界の平和ます鏡 大和錦に織り添し 愛と正義の旗風に なびく昭和の真女性」と、戦後日本の復興に向けた民主教育、平和教育、女子教育にかける熱意を高らかに歌いあげている。

教育基本法第1条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定められている。建学の精神に言う「良き社会人づくり」とはまさにこのことであり、本学教育はこの教育基本法第1条に則って進められている。

特に、本学教育理念の「温雅而尚礼節」は教育基本法第2条第3号の「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」に合致するものと考えている。

また、本館正面玄関横の校訓の碑に刻まれている「私たちは真理を求め正義を愛し日々自覚をもって励みましょう」は同第1号の「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」と第3号を

下関短期大学

踏まえたものと言える。

この建学の精神・教育理念は、学則第1章「目的及び使命」において「教育理念である『温雅・礼節』」の訓を具現できる「人間性豊かな人材を養成」、「建学の精神に沿った教育理念」として明記している（提出-3）。そして、本学の短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）（提出-4）、（提出-5）およびウェブサイト等に掲載し、本学の教育について周知を図っている。

さらに、10年ごとに実施している学園創立記念式典をはじめ、短期大学開学50周年記念式典事業、開学50周年記念誌「桜山・半世紀の歴史」（平成24（2012）年）の発刊等を通じて広く教育関係者への周知を図ってきた（備付-3）。

学内での周知としては、各教室や学生ホール等に墨書した「温雅而尚礼節」の額を掲示し、毎月発行する「学長通信」（全学生と教職員に配付）にも、通信名「さくらやま」及び「さくらやまⅡ」（ウェブサイト掲載）の横に「温雅而尚礼節（おんがにしていせつをたつとぶ）」として標記している（提出-6）、（提出-7）。

新入生に対しては、入学式の学長式辞において「温雅礼節は人生の指針のひとつ」として紹介し、その際に使用した「温雅礼節」と書かれた大判用紙を、前期の間は学生用の掲示板に掲示している。入学式後のオリエンテーションにおいても、各学科長から新入生と保護者に説明している。

また、クラスアワーやキャリア教育等の授業で、本学の建学の精神と教育理念について講義するとともに、創立者が教育にささげた情熱を当時の資料や時代の状況等の説明することを通して感得させている（備付-4）、（備付-5）。

教職員には、年度初めの教授会において学長が年度の目標を示し、その中で教育理念を全教職員で共有するとともに、創立者の思いを忘れないよう徹底を図っている。新任教員には、新任教員研修会において説明している。

学外への周知としては、年5回程度実施するオープンキャンパスにおいて、参加した生徒及び社会人、保護者にも詳しく説明することや、短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）及びウェブサイト等で紹介している。

このように、外部の方たちがオープンキャンパスに参加することや、大学案内などによって情報提供をすることにより、建学の精神・教育の理念は入学前からの周知と学内での周知などを繰り返すことで定期的に確認している。

【区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2の現状>

正課授業の一般への開放は、高大連携の一環として例外的に、令和2（2020）年度から

下関短期大学

付属高等学校普通科2年生のうち希望する生徒を、「一般教育科目」の「外国語（東アジア言語：ハングル）」の科目等履修生として受け入れ、高等学校の教育課程上の増加単位として、本学保育学科に入学後は既修単位として認めることとしている（備付-6）。3年間の状況は次のとおりである。

科目等履修生；高大連携による外国語（東アジア言語：ハングル）の履修について（人）

| 年度 | | 令和元 (2019) | 令和2 (2020) | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 付 属 高 校 | 入学 (新2年生) | 19 | 22 | 29 | 23 |
| | 修了 (2年終業式) | 16 | 17 | 22 | / |

短期大学における栄養士養成施設及び保育士養成施設であるため、その他一般への正課授業の開放は困難ではあるが、本学及び他学において栄養士、保育士等養成課程卒業後の資格取得を目的とした科目等履修生の受け入れ（提出-規程集-80）、職業訓練校長期高度人材育成コースの訓練生、社会人（提出-規程集-89）、長期履修生（提出-規程集-78）の受け入れ等を行い、リカレント教育を実施している。

科目等履修生；社会人及び本学卒業生（人）

| 年度 | 平成29 (2017) | 平成30 (2018) | 令和元 (2019) | 令和2 (2020) | 令和3 (2021) |
|------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 履修生数 | 5 | 2 | 4 | 8 | 2 |

山口県立西部高等産業技術学校から委託を受けた（栄養士養成科・保育士養成科）訓練生、その他社会人入学生（人）

| 年度 | 平成29 (2017) | 平成30 (2018) | 令和元 (2019) | 令和2 (2020) | 令和3 (2021) |
|------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 訓練生 入学数 | 6 | 4 | 6 | 6 | 8 |
| 社会人 入学数 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |

長期履修在学学生（人）

| 年度 | 平成29 (2017) | 平成30 (2018) | 令和元 (2019) | 令和2 (2020) | 令和3 (2021) |
|------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 履修生数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

下関短期大学

地域に根ざした大学として、教員の専門や研究に関する情報発信では、地域社会に向けた公開講座を平成11（1999）年度頃より行っている。令和2（2020）・3（2021）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催できなかった事業や講座もある。

〔栄養健康学科〕

公開講座「おやじの味」（備付-7）料理教室や、地域貢献事業「おいしいね たのしいね！」（栄養健康学科・保育学科合同）（備付-84）は継続し実施していたが、調理や食事を共にする講座としてコロナ禍では難しいため、令和2（2020）年度より2年間中止とした。「おやじの味」料理教室は令和2（2020）年度残暑見舞いの郵送で開催できないことを通知、令和3（2021）年度は学生の作成したおせち料理の写真をのせた年賀状にて、次年度以降の再開の意思があることをお知らせした。令和4（2022）年度以降の「おやじの味」、「おいしいね たのしいね！」については動画による配信等が実施できるよう検討することを課題としている。他にも付属幼稚園卒園前に毎年実施している親子の「おにぎり教室」（備付-8）の開催や食育団体唐戸魚食塾（備付-9）への協力を行っているが、令和2（2020）年度以降新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催は見送られている状態である。

地域貢献事業（栄養健康学科）

| 年度 | 講座、行事、事業名 | 実施状況 |
|-----------------|---|---|
| 平成 29 (2017) | 公開講座「おやじの味」料理教室（第 17 回） 地域貢献事業「おいしいね たのしいね！」 （第 5 回） 付属幼稚園 年長児親子の「おにぎり教室」 （平成 18（2006）年度より継続） | 12 名 114 名 （第一幼稚園 26 組） （第二幼稚園 24 組） |
| 平成 30 (2018) | 公開講座「おやじの味」料理教室（第 18 回） 地域貢献事業「おいしいね たのしいね！」 （第 6 回） 付属幼稚園 年長児親子の「おにぎり教室」 | 15 名 43 名 （第一幼稚園 19 組） （第二幼稚園 20 組） |
| 令和元 (2019) | 公開講座「おやじの味」料理教室（第 19 回） 地域貢献事業「おいしいね たのしいね！」 （第 7 回） 付属幼稚園 年長児親子の「おにぎり教室」 | 8 名 11 名 （第一幼稚園 26 組） （第二幼稚園 14 組） |
| 令和 2 (2020) | 公開講座「おやじの味」料理教室 地域貢献事業「おいしいね たのしいね！」 付属幼稚園 年長児親子の「おにぎり教室」 | コロナ禍の為、中止 コロナ禍の為、中止 コロナ禍の為、中止 |
| 令和 3 (2021) | 公開講座「おやじの味」料理教室 地域貢献事業「おいしいね たのしいね！」 付属幼稚園 年長児親子の「おにぎり教室」 | コロナ禍の為、中止 コロナ禍の為、中止 コロナ禍の為、中止 |

下関短期大学

これらの活動は、開催内容に多くのスタッフが必要となり、平成18（2006）年度より食育ボランティアを立ち上げ実施したところ、学生や卒業生からもスタッフとしての参加希望があり、卒業生がスタッフとして参加することにより、学生は卒業生との交流ができるとともに社会でのルール等の厳しさについての情報収集を行うこともできていた。また、これに加えて平成19（2007）年度よりゼミナール・プレゼミナール制度が本格化され、これによって講座担当教員のゼミナール活動の特徴を活かした内容が盛り込まれることもあり、学生も講座に興味を持ち、前向きに取り組む様子が窺えるようになった。栄養健康学科のゼミナールは活動の一つとして社会活動が含まれ、令和元（2019）年度入学生教育課程からはゼミナールを必修科目とし、社会活動への参加を一層定着させていくこととした。

地域との連携では、企業である山口ヤクルト販売株式会社と協定を結んでいる（備付-10）。地域の健康課題を共同で研究し、令和2（2020）年度はその成果を日本食育学会学術大会で発表した。また、令和3（2021）年度は本学作成の「新型コロナウイルスとは？感染予防に大切なこと」と題したリーフレットを社員等に配付したいとの要請があり、リーフレットの提供を行った。令和4（2022）年度も引き続き、ヤクルトレディーや各家庭等に配付することができる家庭料理のレシピの要望があり、検討することとなっている。その他、各教員が依頼を受けた講座や行事などについても積極的に受けて行っている。

また、本学学生が料理コンテストへの応募を行い、令和3（2021）年度は下関市主催の「市役所食堂メニューウォームビズランチコンテスト」でグランプリ、下関漁港沖合底びき網漁業ブランド化協議会、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会主催の「第4回水揚げ日本一！下関漁港あんこう学生料理グランプリ」でグランプリを獲得した。

〔保育学科〕

地域で学び地域に貢献できる保育者を養成するために下関市内の様々な児童福祉団体と連携を取りながら、子育て支援やコミュニティーへの参加活動を行っている。令和2（2020）・3（2021）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために行事を行うことができなかつた取組もある。

各貢献事業への参加は、学生たちが就職してすぐに保育者としての役目をスムーズにこなしていける原動力となり、子どもや保護者、保育者と接しながら、保育者に必要な知識や技術を実践的に習得することを可能としている。学科ではこのような活動による経験、つながりを通して資質能力の向上に努めている。

これまでの地域貢献の主な取組として、令和3（2021）年に34回目を迎えた「創作発表会」は1・2年生が各コースに分かれて一年間の学習の成果を披露するもので、下関市内にある大規模商業施設であるシーモール商業開発の協力をいただき、12月にシーモールホールを会場に開催している。例年100名を超える市民の方に来場していただき、学生にとっては保育者に必要な実践力を高める経験の場の一つとなっている（備付-11）。

また、1月に開催する「シーモールシアター（下関市委託事業『親子で楽しむ子育て支援事業』）」は、1年生を中心にシーモール内の旧映画館で創作劇や手遊び、歌等表現力を中心とした発表会を行っている。100名近い市民の方が来場され、保護者と幼児が学生と楽しい時間を過ごす機会となっている。

次に、授業の一環として本学の付属第一幼稚園と下関市子育て拠点施設「ふくふくこど

下関短期大学

も館」を訪れ、日頃の取組を発表している。この取組は、学生と園児・保護者との距離が近く大変和やかな雰囲気のもと開催できる事業である。この取組では、令和2（2020）・3（2021）年度は新型コロナウイルス感染予防対策で中止の時期もあったが、状況を見ながら園・市と連携をし、感染対策を十分に講じて実施をした。

さらに、令和2（2020）年度からは山口県立豊浦総合支援学校と連携し、支援学校に相談に来られる児童や保護者と本学学生の交流を始めている。令和2（2020）・3（2021）年度はコロナ禍ではあったが、体育館等を利用し、十分な感染対策を施し実施した（備付-12）。

そのほか、児童虐待防止キャンペーン「下関オレンジリボン」のイベントに毎年参加しており、子どもたちの置かれる環境が少しでも明るくなるよう、全員で着ぐるみを身につけ、リレーでタスキをつなぐ取組に参加している。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2（2020）・3（2021）年度はビデオによる収録で参加した。

このような取組で日頃、学修の機会をいただいている近隣の幼稚園・保育園・子ども園、さらには下関市民の皆さんへの感謝の気持ちを伝えており、熱意をご理解いただいたという経験は学生にとって大事な財産となっている。しっかり保育の現場で生き生きと活躍できる人材を育てるために、今後も保育学科が一つになって頑張ってきたい。

地域貢献事業（保育学科）

| 年度 | 講座、行事、事業名 | 実施状況 |
|----------------|--|--|
| 平成29 (2017) | 第30回創作発表会（シーモールホール） シーモールシアター（シーモール） ふくふく子ども館 附属第一幼稚園 「ひこまる」発表 児童虐待防止キャンペーン 下関オレンジリボン 2017 | 来場者170名 来場者250名 各ゼミの発表 各ゼミの発表 来場者46名 たすきリレー参加 |
| 平成30 (2018) | 第31回創作発表会（シーモールホール） シーモールシアター（シーモール） ふくふく子ども館 附属第一幼稚園 「ひこまる」発表 児童虐待防止キャンペーン 下関オレンジリボン 2018 | 来場者170名 来場者250名 各ゼミの発表 各ゼミの発表 来場者56名 たすきリレー参加 |
| 令和元 (2019) | 第32回創作発表会（シーモールホール） シーモールシアター（シーモール） ふくふく子ども館 附属第一幼稚園 「ひこまる」発表 児童虐待防止キャンペーン 下関オレンジリボン | 来場者160名 来場者200名 各ゼミの発表 各ゼミの発表 来場者54名 たすきリレー参加 |

下関短期大学

| | 2019 | |
|---------------|--|---|
| 令和2 (2020) | 第33回創作発表会（シーモールホール） シーモールシアター（シーモール） ふくふくこども館 付属第一幼稚園 「ひこまる」 児童虐待防止キャンペーン 下関オレンジリボン 2020 豊浦総合支援学校との交流 | 来場者120名 来場者130名 コロナ禍の為、中止 各ゼミの発表 来場者20組、40名 ビデオ参加 20名参加 |
| 令和3 (2021) | 第34回創作発表会（シーモールホール） シーモールシアター（シーモール） ふくふくこども館 付属第一幼稚園 「ひこまる」 児童虐待防止キャンペーン 下関オレンジリボン 2021 豊浦総合支援学校との交流 | 来場者130名 来場者100名 各ゼミの発表 各ゼミの発表 来場者20組、40名 ビデオ参加 14名参加 |

なお、下関短期大学として、地域の教育機関等と次のような協定を締結し、高大連携・地域連携・地域貢献等を行っている。

(1) 高大連携協定：下関短期大学附属高等学校、早鞆高等学校、山口県立豊浦総合支援学校

① 下関短期大学附属高等学校（平成30（2018）年11月11日締結）

下関短期大学は、附属高等学校の生徒が「科目等履修生」として大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供し、生徒の学習意欲や進路意識の高揚を図るとともに、個性の一層の伸長に資するため、下関短期大学の講義を附属高等学校の生徒に対しても認める。下関短期大学の講義は、当面「外国語（東アジア言語（ハングル）」とする。

下関短期大学は、附属高等学校が開設する授業「保育技術」の担当者として下関短期大学保育学科の教員を短期大学の負担にて派遣する。

② 早鞆高等学校（平成30（2018）年12月4日連携協定書締結）（備付-13）

下関短期大学は、早鞆高等学校が生徒のピアノ演奏技能を向上させるために課外で実施する「ピアノ講座」に、音楽の教員を派遣する。

下関短期大学は、教員を派遣するために要する経費をすべて負担する。

③ 山口県立豊浦総合支援学校（令和3（2021）年6月22日締結）

下関短期大学は、豊浦総合支援学校が発達の遅れや病気、障害がある幼児と保護者への相談や支援などを行う「とよそうキッズ」をサポートするため教員を派遣するとともに、幼児用教材を提供し、指導を助言する。

豊浦総合支援学校は、下関短期大学保育学科がカリキュラム・ポリシーの達成に役立つ

下関短期大学

つ特別支援教育の専門的な知見や情報を得るために、「とよそうキッズ」で下関短期大学保育学科の教員や学生が直接支援活動できる機会を提供する。

(2) 大学間教育連携に関する協定：東亜大学（平成31（2019）年3月27日締結）

（備付-14）

下関短期大学と東亜大学は、相互の教育理念を尊重する信頼関係を構築し、双方の教育力の連携と向上を図るため、編入学試験制度について協定する。

協定及び連携の内容は、まず「単位の互換制度」があり、編入学を希望する下関短期大学の学生が修得した単位については、東亜大学の学則に基づき既修得単位として認定する。次に、「編入学に関する優先制度」及び「入学金の免除」が締結された。

(3) 企業との包括的連携協定：山口ヤクルト販売株式会社（令和元（2019）年6月13日締結）

下関短期大学の持つ研究及び実践成果と山口ヤクルト販売株式会社の持つ資源の効果的活用を行い、相互の活性化を図り、地域の健康を増進し、発展に寄与することを目的とする。

「成人女性は主食・主菜・副菜を正しく理解しているか？」をテーマに共同研究を行い、第8回日本食育学会学術大会で発表した。（令和2（2020）年5月23日）

下関短期大学栄養健康学科教員が作成した「新型コロナウイルス感染症対策リーフレット『新型コロナウイルスとは？ー感染予防に大切なことー』（1万部）」を、山口ヤクルト販売株式会社と協力してヤクルトレディーを通じて地域に配布するとともに、付属高等学校や早鞆高等学校等にも配布した。（令和3（2021）年9月～）

(4) 企業等との学習成果に関する意見交換等の実施に係る協定

株式会社旨楽庵：栄養士（令和3（2021）年9月24日締結）（備付-15）

くりのみ子供園：保育士等（令和3（2021）年10月7日締結）（備付-16）

下関短期大学における学習成果に関する情報が企業の採用プロセスにおいて有効に活用されるよう、下関短期大学が学習成果として含めるべき内容及び学習成果に関する情報の示し方について、意見交換を実施し、その結果に応じて改善及び見直しを図ることを目的としている。

また、教職員が年に数回または毎年行う事業の講師及び委員並びにボランティアとしての活動を通じて地域・社会に貢献している（備付-17）。多くの事業においての実績は次の表のとおりである。

地域貢献事業（教員個人）

| 主催等 | 事業名 | 関係学科 | 関係教員 |
|-----|----------------------|--------|----------------|
| 下関市 | 下関市食育推進会議委員 | 栄養健康学科 | 木村教授 |
| 下関市 | ウオームビズランチレシコンクール審査員 | 栄養健康学科 | 木村教授 |
| 下関市 | 唐戸魚食塾企画員 | 栄養健康学科 | 木村教授 |
| 下関市 | 社会貢献事業「おいしいね たのしいね！」 | 栄養健康学科 | 塩田教授、芳賀助教、福原助手 |

下関短期大学

| | | | |
|-----|-----------------------------------|--------|-----------------|
| 下関市 | ふくふくこども館事業「子育て・親育ちプログラム」「子どもと食」講座 | 栄養健康学科 | 塩田教授 |
| 下関市 | 公開講座「おやじの料理教室」 | 栄養健康学科 | 吉村准教授、福原助手、島村助手 |
| 下関市 | いきいきモニター会議 | 栄養健康学科 | 北村教授 |
| 下関市 | 下関市バスケットボール協会副会長 | 保育学科 | 藤井教授 |
| 下関市 | ふくふくこども館運営協議会副会長 | 保育学科 | 水津講師 |
| 下関市 | 下関市子ども・子育て審議会委員 | 保育学科 | 山本教授 |
| 下関市 | ひこまる児童館（ゼミ発表） | 保育学科 | 金准教授、藤井講師 |
| 下関市 | 下関市市民共同参画審議会委員 | 保育学科 | 山脇准教授 |
| 山口県 | 大学リーグやまぐち一環出前授業 | 栄養健康学科 | 吉村准教授 芳賀助教 |
| 山口県 | 県立学校特別支援教育支援員 | 保育学科 | 山本教授 |
| 山口県 | 社会福祉法人山口県社会福祉協議会「食育・アレルギー対応研修」 | 栄養健康学科 | 塩田教授 |
| 山口県 | 山口県バスケットボール協会副会長 | 保育学科 | 藤井教授 |
| 山口県 | 山口県立豊浦総合支援学校「地域支援室」活動支援 | 保育学科 | 山本教授、原田教授、藤井講師 |
| 山口県 | 山口県レスリング協会副会長 | 保育学科 | 渡邊教授 |
| 山口県 | オレンジリボンたすきリレー in 下関 | 保育学科 | 藤井講師 |
| 単独 | 「おにぎり教室」 | 栄養健康学科 | 塩田教授、芳賀助教 |
| 単独 | とよらキッズレスリングチーム代表 | 保育学科 | 渡邊教授 |
| 単独 | 下関市・山陽小野田市公民館活動（合唱・歌唱指導） | 保育学科 | 前田講師 |

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

今後とも建学の精神と教育理念を、教職員も学生もともに日々の学園生活において実践していくこと、体得していくことが肝要である。

創立者の志を受け継ぎ、協調と信頼に基づく触れ合いを通して、自由と責任への認識を深め、人を思いやる心、自らを律する心を磨くとともに、社会に適応できる広い知識や高い技能の修得を目指し「温雅礼節」の訓を具現できる豊かな人間性を育む人材を育成していかなければならない。

そのためには、日々の授業や日常生活、学校行事や地域貢献活動等を通して、機会あるごとに建学の精神や教育理念について、周知徹底を図っていくことが必要である。現在取り組んでいる課題として、次の4つを挙げる。

- ① 授業時・学内における挨拶の励行
- ② 礼節のあるコミュニケーションの重視（場に応じた適切な言葉遣い、傾聴力・協働力

の醸成)

- ③ 時間厳守（遅刻・欠席をなくす）
- ④ 率先垂範（教職員による「温雅礼節」の実行）

これらの課題については、出席率の向上・皆勤学生の増加（アセスメント・ポリシー）など徐々に成果が上がっているところである。

<テーマ 基準 I - A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I - B 教育の効果]

<根拠資料>

1) 提出資料

- 1 学生便覧 令和3（2021）年度
- 3 学則
- 4 2021 短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）令和3（2021）年度
- 5 2022 短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）令和4（2022）年度
両学科の教育目的
- 8 <http://www.shimotan.jp/relays/download/23/1263/196/6069/?file=/files/lib/6069/20210914104823321.pdf>
栄養健康学科教育目標
- 9 <http://www.shimotan.jp/publics/index/33/>
- 10 保育学科教育目標
<http://www.shimotan.jp/publics/index/28/>
- 11 授業計画（シラバス）令和3（2021）年度
- 12 下関短期大学学習成果
<http://www.shimotan.jp/relays/download/23/1263/433/6583/?file=/files/lib/6583/202206031252597825.pdf>
- 13 学修成果把握アンケート集計結果
ウェブサイト掲載：令和元（2019）年度、2（2020）年度、3（2021）年度
<http://www.shimotan.jp/publics/index/104/>
- 14 4つのポリシー <http://www.shimotan.jp/publics/index/202/>

2) 提出資料－規程集

- 37 下関短期大学 自己点検・評価に関する規程

3) 備付資料

- 1 河野学園創立90周年記念誌
- 2 付属高校スクールガイド 2022
- 18 卒業生採用事業所アンケート

19 卒業時アンケート

20 卒業生アンケート

21 下関短期大学自己点検・評価総括表 令和元（2019）年度、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1の現状>

本学は、創立者である河野タカの「良妻賢母こそ良き家庭人、延いては良き社会づくりの根本である。礼法を基調とする人間づくり、その上に立って女性に必要な知識・技能を授ける」という実学教育を建学の精神として継承し、創立者が掲げた学園訓「正一自覚・感謝・温雅」（現在下関短期大学附属高等学校校訓）（備付-2）及び「率先垂範・師弟同行」という言葉の基に教育を実践している（備付-1）。

昭和37（1962）年「下関女子短期大学」の開学に伴い教育理念が「温雅にして礼節をたつとぶ（温雅而尚礼節）」に集約された。従って、この教育理念を毎年学生に配付する『学生便覧』冒頭に記している。また、平成13（2001）年4月「下関女子短期大学」から「下関短期大学」へと改称・男女共学となった後、平成16（2004）年4月に三つの柱（「全人教育」を目指す、「専門教育の充実」、「地域社会への貢献」）を設定したため、平成19（2007）年度以降、教育理念と併せて教育目標として『学生便覧』に記している（提出-1）。

そして、建学の精神と教育理念「温雅にして礼節をたつとぶ（温雅而尚礼節）」に基づいて栄養健康学科と保育学科の人材養成の中で、教育目的・目標を以下のとおり確立している（提出-3）。

[栄養健康学科]

本学の教育理念「温雅礼節」及び日本栄養士会「栄養士憲章」（昭和57（1982）年制定）に基づき、栄養健康学科では、以下を教育目的としている。

食と健康に関わる専門知識と技能を養い、健康的で人間性豊かな生活づくりを指導できる栄養士を養成すること。

栄養健康学科は、食と健康にかかわる専門知識と技能を養い、健康的で人間性豊かな生活づくりを指導できる栄養士を養成することを目的として、以下の3つの教育目標を立てている。

- ① しっかりした栄養面の知識を兼ね備えた栄養士の養成
- ② 美味しい料理のできる技術を兼ね備えた栄養士の養成

③ 人にやさしい栄養士の養成

〔保育学科〕

本学の教育理念「温雅礼節」、内閣府「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、厚生労働省「保育所保育指針」及び文部科学省「幼稚園教育要領」に基づき、保育学科では、以下を教育目的としている。

保育・幼児教育に関する専門知識と技能を養い、社会の多様な保育ニーズに対応できる実力と豊かな人間性を備えた保育者を養成すること。

保育学科は、「知・技・心」の調和のとれた保育者の養成を行うため、以下の3つの教育目標を立てている。

- ① 机上の学習を即現場で実践し即応力を磨く
- ② コミュニケーションスキルを幅広く学び対応力を磨く
- ③ 多様な保育内容表現を学び、どのような現場・場所でも活用できる力を磨く

両学科の教育目的・目標はウェブサイトに掲載する（提出-8）、（提出-9）、（提出-10）とともに、教育目標は短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）〔2021、2022〕（提出-4）、（提出-5）に表現をわかりやすく変えて掲載し、受験希望者に周知している。

また、在学生に対しては毎年度の「授業計画（シラバス）」に「下関短期大学栄養健康学科の教育目的・教育目標・学習成果について」、「下関短期大学保育学科の教育目的・教育目標・学習成果について」として一括して示し、年度当初には履修登録前にクラスアワー等で説明している（提出-11）。

これらの教育目的・目標については、両学科とも実習受け入れ施設や求人企業・就職企業からの意見聴取・卒業生採用事業所アンケート（備付-18）、そして学生の卒業生（備付-19）、卒業後アンケート（備付-20）等を参考にして各学科会議にて検討している。

さらには、毎年の自己点検・評価活動において外部委員（高等学校長1人・地元経済界2人）と学生代表からも意見聴取し評価を受けているが、現在のところ特別な指摘はない（備付-21）、（提出-規程集-37）。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-2の現状＞

本学では建学の精神・教育理念、学校教育法等を踏まえて短期大学としての学習成果を次のように定め、ウェブサイトに掲載し、両学科においてオリエンテーションに加え、ク

下関短期大学

ラスアワー、ゼミナール、プレゼミナール等で機会あるごとに説明をし、周知している（提出-12）。

『温雅而尚礼節（人としての温かさと優しさを持ち、礼儀と節度を持って自らを律する）』の訓を理解し、社会生活において活かすことができる。

本学で修得した知識や専門の学芸を生かして社会貢献に努めることができる。

策定（2020年度）の経緯については、本学では各学科の学習成果は定められているが、その上位（基礎となる）としての短期大学の学習成果がなかったため、建学の精神、教育理念と学校教育法等を踏まえて定めることとした。これについては、学長・副学長で案を作成し、各学科長に意見を求めた。また、当初の学長案は教育理念を踏まえたものであったが、学校教育法等における短期大学に係る規定も踏まえるべきだとの意見があり付加し、学長が全教職員に示して意見聴取も行った。ここでは「策定の経緯を付すべきである」「教育理念の『温雅而尚礼節』をわかりやすく示すべきである」との意見があり、これらの指摘を取り入れて令和3（2021）年3月10日の教授会に諮り、決定した。

両学科の学習成果

栄養健康学科、保育学科ともに、本学の教育目的・教育目標に続く一連のものとして以下のとおり学習成果を定めている。

〔栄養健康学科〕

栄養健康学科の学習成果は、以下の3つの観点に基づき、向上・充実を図っている。

- ① 栄養士としての専門知識・技術を習得している
- ② 食事計画（献立作成）や集団給食ができる
- ③ 食生活を創造でき、コミュニケーション能力を持つ豊かな人間性を養う

〔保育学科〕

保育学科の学習成果は、以下の3つの観点に基づき、向上・充実を図っている。

- ① 保育者としての専門知識・技術を身に付けている
- ② 保育者として必要な表現活動における能力を身に付けている
- ③ コミュニケーション力を持つ豊かな人間性を身に付けている

毎年度の「授業計画（シラバス）」に「下関短期大学栄養健康学科（保育学科）の教育目的・教育目標・学習成果について」として一括して示し、年度当初には履修登録前に説明し、あわせてウェブサイトにも掲載している。

また、「学修成果把握アンケート」（教育の効果の特記事項を参照）は、毎学期、全教科、全学生について実施しており、集計結果の概要は毎回ウェブサイトに掲載している（提出-13）。

学校教育法第83条第1項では「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とされているが、短期大学については第108条で「第83条第1項に規定する目的に

下関短期大学

代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」と定められている。本学ではこの規定に基づいて「栄養士」「保育士・幼稚園教諭」の育成を目的としており、学習成果は毎年度、原点に立ち返って点検している。

【区分 基準Ⅰ－B－3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準Ⅰ－B－3の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー（DP））、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー（CP））、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー（AP））のいわゆる「三つの方針」については、一部整合性に欠ける面があったので平成30（2018）年度に見直し整理した。

ポイントとしては「社会人としての教養」「専門的な知識」「専門的な技能」「適切な判断力・行動力」「自他の尊重と地域貢献」を縦軸とし、AP→CP→DPの流れを整えるとともに、栄養健康学科と保育学科との並行的な関係についてもバランスのとれた構成にした。

なお、その際あわせて学修成果・評価の方針（アセスメント・ポリシー）も定め、本学では4つのポリシーとして運用している。

見直しについては、平成30（2018）年度に新着任した学長が「三つの方針」の系統性（縦軸）と学科間のバランスについて課題を指摘し、両学科会議において検討しすりあわせた上で学長が改正案を作成し、平成30（2018）年度第10回教授会にて審議のうえ決定した。

「三つの方針」に基づく教育活動の実施については、令和2（2020）年度から「学修成果評価の方針」（アセスメント・ポリシー）に基づいて以下のとおり検証を始めた。

また、このアセスメント結果については、教授会において全教員で共有している。さらに、4つの方針については、学生便覧、短期大学案内（SHIMOITAN GUIDE BOOK）、ウェブサイトにおいて広く公表している（提出-14）。

<テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果の課題>

特記事項なし

<テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果の特記事項>

本学では個別の授業で学習成果がどの程度達成されているのか測定するために、学生へ

下関短期大学

「学修成果把握アンケート調査」を実施している。授業計画（シラバス）に記載した「到達目標」をさらに具体的な項目として示し、授業開始時と修了時に学生一人ひとりの達成度を比較するものである。

具体的には科目ごとに、教員が授業計画（シラバス）の「到達目標」に準じて「身に付けさせたい知識・技能・態度」を10項目（非常勤講師は5項目）設定し、授業開始時と15回の授業修了時とを比較するものである。具体的な項目例としては「喫食者の嚥下能力低下を考慮した献立作成と調理ができる」「乳児の発達を促す遊びや玩具について知り、手作りおもちゃを保育に取り入れることができる」などである。

また、あわせてこの調査では当該授業を受けたことによって自分の学力が「向上した（A）・やや向上した（B）・余り変わらない（C）」を回答させている。この調査によって学生が具体的に「どのような学習成果をどの程度身に付けることが出来た」と感じているのか把握でき、大変効果的なアンケートであると言える。

なお、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの各学科・各学年・各学期における「学修成果把握アンケート」実施結果の推移は次のとおりである。各学科とも、学年が進むに従い、（A）評価の割合が向上しており、令和3（2021）年度後期における全体の学生の69%が「向上した」と回答していることが分かる。

なお、表中の各学科・各学年・各学期のA・B・Cは、「常勤教員担当科目（一般教育）」、「常勤教員担当科目（専門科目）」、「非常勤講師担当科目」を合わせたものである。

学修成果把握アンケート実施結果（経年変化）（％）

| | 全体 | | | 栄養健康学科 1年次 | | | 栄養健康学科 2学次 | | | 保育学科 1年次 | | | 保育学科 2年次 | | |
|------------|----|----|---|---------------|----|----|---------------|----|----|-------------|----|---|-------------|----|---|
| | A | B | C | A | B | C | A | B | C | A | B | C | A | B | C |
| 2019年度（前期） | 39 | 53 | 8 | 31 | 59 | 10 | 42 | 53 | 5 | 43 | 49 | 8 | 38 | 56 | 6 |
| 2019年度（後期） | 45 | 47 | 8 | 28 | 45 | 27 | 38 | 60 | 2 | 52 | 41 | 6 | 43 | 52 | 5 |
| 2020年度（前期） | 52 | 43 | 4 | 34 | 59 | 7 | 39 | 53 | 8 | 59 | 37 | 4 | 62 | 36 | 6 |
| 2020年度（後期） | 67 | 28 | 5 | 63 | 31 | 6 | 42 | 47 | 10 | 70 | 25 | 5 | 71 | 27 | 2 |
| 2021年度（前期） | 56 | 41 | 3 | 34 | 59 | 7 | 58 | 38 | 4 | 53 | 44 | 3 | 65 | 33 | 2 |
| 2021年度（後期） | 69 | 30 | 1 | 41 | 54 | 5 | 76 | 23 | 1 | 71 | 28 | 1 | 75 | 24 | 1 |

[テーマ 基準 I - C 内部質保証]

<根拠資料>

1) 提出資料

1 学生便覧 令和3（2021）年度

下関短期大学

- 1 1 授業計画（シラバス）令和3（2021）年度
- 1 3 学修成果把握アンケート集計結果
ウェブサイト掲載：令和元（2019）年度、2（2020）年度、3（2021）年度
<http://www.shimotan.jp/publics/index/104/>
- 1 5 自己点検・評価報告書 <http://www.shimotan.jp/publics/index/60/>

2) 提出資料－規程集

- 3 7 下関短期大学 自己点検・評価に関する規程
- 3 8 下関短期大学 自己点検・評価運営委員会規程
- 9 2 下関短期大学「学生による授業等評価」実施要領

3) 備付資料

- 2 1 下関短期大学自己点検・評価総括表 令和元（2019）年度、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度
- 2 2 下関短期大学アセスメント・ポリシー
- 2 3 令和2（2020）年度下関短期大学自己点検・評価報告書（令和元年度、2年度について）
- 2 4 高等学校等からの意見聴取に関する記録
- 2 7 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度各学期科目GPA一覽
- 2 8 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度学生授業評価アンケート結果
- 2 9 カリキュラム・ツリー 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度
- 3 0 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度教員用授業自己点検アンケート集計結果
- 3 2 下関短期大学 授業改善のながれ（PDCAサイクルに関する資料）
- 3 3 中四国厚生労働局指導調査に係る書類
（令和3（2021）年度栄養士養成施設指導基準に係る自己点検票）
- 3 4 令和2（2020）年度 指定保育士養成施設指導調査に係る書類
- 3 6 新型コロナウイルス感染症対策文書
- 8 7 FD研修会の記録 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度
- 1 0 0 -17 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度 栄養健康学科
- 1 0 0 -18 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度 保育学科

報告書作成マニュアル指定以外の備付資料

- 1 1 下関短期大学保育学科創作発表会研究発表要旨集
- 1 7 教育活動報告書・評価書
- 2 5 新入学生アンケート
- 2 6 カリキュラム・マップ
- 3 1 ティーチング・ポートフォリオ
- 3 5 コロナ対策2020

[区分 基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I - C - 1の現状>

本学の「自己点検・評価に関する規程」は平成12（2000）年5月17日に施行されたものであったが、「自己点検・評価委員会」について次のことが課題として挙げられた。

- ① 他の委員会組織との位置付けが不明瞭
- ② 所轄事項・庶務作業担当者（構成員）が曖昧、委員の任期が現状と齟齬（2年）
- ③ 評価の報告・公表ルートの未記載（平成28（2016）年の「評価」）

さらに、「自己点検・評価委員会」が全学的な組織構成となっていなかったことも問題と認識し、平成30（2018）年12月にこれを改め、学長を委員長として事務部長、栄養健康・保育の両学科長、教務課長、広報室長・進路支援課長、一般教育科長等による新たな「自己点検・評価委員会」（提出-規程集-37）を置いた。その際、評価の多面性・客観性を高めるために外部評価委員と学生代表（各学科1名）を委員に加えている。

また、従前の「第三者評価運営委員会」は「自己点検・評価委員会」に、「自己点検・評価委員会」は点検・評価の実務を担当する作業グループとして「自己点検・評価運営委員会」に再構成した。

この改編により、自己点検・評価については学長をトップとする「責任と権威」のある全学的な「自己点検・評価委員会」と効率的に点検・評価実務を推進する「自己点検・評価運営委員会」（提出-規程集-38）の体制を構築することが出来た。

なお、この「自己点検・評価」活動は一般財団法人大学・短期大学基準協会の「認証評価要綱」に沿ったものであるが、それに加えて本学では「下関短期大学アセスメント・ポリシー」（備付-22）を定めており、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度はこれに基づく評価活動も並行して実施した。

また、本学では「自己点検・評価」を効率的・実効的に毎年実施するために平成30（2018）年度から「自己点検・評価総括表」（備付-21）を作成している。これは『認証評価要綱』の各「観点」ごとに、それぞれの担当部署が取組状況を簡潔に記述したうえで「◎ 非常に良く出来ている」「○ 出来ている」「△ 課題がある」「× 出来ていない」の4段階で自己評価し、また関連資料について再確認するものである。取組状況については新規達成事項を青字、残る課題は赤字で記載するため、◎○△×の記号と色文字で本学の状況が総合的に把握できる。

さらに、「◎、○、△、×」をそれぞれ「3点、2点、1点、0点」に換算して『評価の区分』ごとに平均点を出した「自己点検・評価概括表」を作成するので、『評価基準』ごと

下関短期大学

の達成状況も把握しやすく経年変化も数値的に把握できる。全学教職員の共通理解を図る上でも有効であるし、また外部委員・学生代表委員からも「わかりやすい」と高く評価されている。

令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度とも「基準Ⅱ－B－2・3」「基準Ⅲ－C・D」が2.0点を下回り、令和3（2021）年度においては「基準Ⅱ－B－3」は2.05と若干の向上は見られたが、本学の課題が浮き彫りにされていることに他ならない。

作業手順としては、まず各担当部署による自己評価を行うことである。次に「自己点検評価・運営委員会」により集計整理し、「自己点検・評価委員」の内覧と委員長への意見提出を行う。その後、委員長による学生代表委員・外部委員への説明と意見聴取・受評価、「自己点検・評価委員会」（学生代表は不参加）での意見交換と評価の確定となり、「教授会」の議を経てHP公開となる。

なお、令和3（2020）年度は令和4（2022）年度の認証評価に向け、「自己点検・評価総括表」「自己点検・評価概括表」を踏まえて『短期大学認証評価要綱』に沿った「自己点検・評価報告書」も作成した。

作成した「自己点検・評価報告書」（備付-23）はその都度本学ウェブサイトに掲載している。現在ウェブサイトに公表しているものは以下のとおりである（提出-15）。

| | |
|-----------------|---|
| 平成27（2015）年6月発行 | 「自己点検・評価報告書」 |
| 平成30（2018）年3月発行 | 「自己点検・評価報告書」（平成27（2015）年度、28（2016）年度について） |
| 令和元（2019）年6月発行 | 「自己点検・評価報告書」（平成29（2017）年度、30（2018）年度について） |
| 令和2（2020）年6月発行 | 「自己点検・評価報告書」（令和元（2019）年度「自己点検・評価総括表」形式） |

本学教職員は24人であり、そのうち「自己点検・評価委員会」に6人、「自己点検・評価運営委員会」に10人（但し2人が重複）しているので、半数以上が直接的に自己点検・評価に携わっていることになる。

また「自己点検・評価に関する規程」第6条には「本学の教職員、各機関・部門は、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、改善すべき事項について適切な措置を講じ、本学の教育研究水準の向上に努めるものとする。自己点検・評価委員会は、本学自己点検・評価運営委員会から提出された自己点検・評価報告書を教授会に諮り、公表する」と定めており、全教職員が自己点検・評価活動に関与し、共有している。

具体的には「自己点検・評価総括表」「自己点検・評価報告書」は各部署の活動を踏まえて責任者が記載するが、日常的な自己点検・評価活動については、運営委員会、各委員会（全教職員が複数に所属）、教授会等を通じて全教職員が行っている。特に各学科については、栄養健康学科は学科会議（備付-100-17）・学科長を中心とした個別の打ち合わせ・メール連絡等により業務の改善を適宜図っており、保育学科では毎週水曜日朝の打ち合わせ、連絡事項を通達・改善点の打診等を相互に提案した上で学科会議（備付-100-18）に諮るようになっている。

本学では自己点検・評価活動の多面性・客観性を高めるために「自己点検・評価に関す

下関短期大学

る規程」において「外部委員1名、その他、学生代表（各学科1名）など随時学長が必要と認める者」を規定している。

令和2（2020）年度からは規程における「外部委員」として市内の老舗和菓子店経営者1名、「その他」として学生代表2名（評価基準ⅠとⅡのみを対象とする）、飲食業経営者1名、本学附属高等学校長の5名に委嘱している。学長が「自己点検・評価報告書」等に基づいて説明した上で、本学教職員とは違ったそれぞれの視点から貴重な意見と評価をいただいている（備付-24）。

特に附属高等学校長は本学の教育活動を身近に見ながら、「科目等履修生」「入学前教育」など円滑な高大接続事業の推進についても連携を深めている。

なお、そのほかに「高大連携事業」について附属高等学校長と早鞆高等学校長から年度末に意見を聴取している。

令和2（2020）年度自己点検・評価についての主な意見

| |
|--|
| 1 学生代表（2名）の主な意見 |
| ① 洋式トイレを増やしてほしい。特にC棟は1階しかないので、せめて3階に設置してほしい。 |
| ② A棟の講義室がかび臭いので、防臭対応するか、使用させないでほしい。 |
| ③ 学生ホールの自動販売機の種類を増やしてほしい。また、生ゴミ、カップラーメンの残りを捨てた後がくさくなる。利用の仕方にも問題はあると思うが。 |
| ④ 仕出し弁当の実施は助かっている。希望を聞いてくださってありがたい。 |
| ⑤ 手洗い場の蛇口を自動にしてほしい。 |
| ⑥ 授業後に机を拭く消毒液を5つぐらいに増やしてほしい。消毒に時間をかけず、スピーディに行うためには是非増やしてほしい。 |
| ⑦ 授業中の座席を固定ではなくシャッフルにしてほしい。最初、シャッフルで固定し、席替えを定期的にも実施することも考えられる。 |
| ⑧ 学内で使用できるWi-Fiを整備してほしい。また、授業中のスマートフォンの使用を認めてほしい。授業中の検索に役立つので、マナー違反に留意することを条件（授業中に約束させる）に使用させてほしい。 |
| ⑨ 「温雅而尚礼節」を教育理念に掲げているが、本当に理解している学生がどれだけのいるか疑問に感じる人が多い。通学路では道一杯に広がって歩き、避けない、学内でも道を塞ぐ、図書館内でも大声で話す等、基本的なマナーを身に付けていない学生がいる。ほんの数人の行動が「下短の学生」として地域住民に見られることを意識してほしい。 |
| ⑩ 学内はいつも清潔に保たれている。清掃の方が少ない人数できれいにして下さっているので感謝している。また、ゴミ箱が多く設置されているのも良いと思う。 |
| ⑪ パソコン教室（B44）を授業で使用していると必要なソフトを使用できずに困ることがある。学内のパソコンでは（B41でも）、授業に必要なソフト（例「栄養価計算ソフト」）を全て使用できるようになると助かる。 |
| 2 外部の評価委員（3名）の主な意見 |
| ① 卒業後、取得した資格等をもとに働き・生活していくという意識付けを強めてほし |

- い。
- ② 2年間で、「何ができるようになったか」を明確に言えるように指導してほしい。
 - ③ バイトを行っている学生には、社会人（職業人）になるための準備段階という意識を持って、働く喜びやマナー等を学んでほしい。そのことが、大学での学修の意識付けにもなると思われる。
 - ④ 仕出し弁当の実施は早急に対応していただき良かったと思う。
 - ⑤ 「高大連携」は、附属高校の生徒募集においても一つのセールスポイントになっているので、今後とも強化していきたい。令和3(2021)年度に向け、附属高校における短大の先生の指導が強化されることはその一環として期待できると思われる。
 - ⑥ 「学生の確保」が最大の課題である。「中期計画の策定」についても聞いたが、全学をあげて取組むことであり、是非頑張ってもらいたい。特別指定校の見直しについても、その効果が数字として表れるよう学長以下教職員のフットワークを一層よくしてほしい。
 - ⑦ 学園の財政状況を踏まえながらも、国の補助金等も活用して、洋式トイレやWi-Fiの整備を進めて行く予定と聞いているので、是非実行してほしい。
 - ⑧ 地域の大学として、企業や他の教育機関等との連携を一層推進してほしい。そして、その活動が地域住民に広まるよう努力してほしい。
 - ⑨ コロナ禍で本来の教育活動が大きく制約されていると思うが、広報活動も含めて何とか工夫してほしい。
 - ⑩ 教員の研究活動について、多忙であるとは思いますが、学内の「研究紀要」への論文掲載を含めて推進してほしい。

前述の「自己点検・評価総括表」を用いたことにより、改革・改善の取組をスムーズに進めることができている。

例えば、令和元（2019）年度の「自己点検・評価概括表」における、各規準ごとの取り組みをまとめると次のとおりであった。

| 基 準 | 取組内容 |
|--------|---|
| I-A-2 | 山口ヤクルト販売株式会社と包括協定を締結 |
| I-B-2 | 「学修成果把握アンケート」の拡充 |
| I-C-1 | 「自己点検・評価委員会」と実務組織である「自己点検・評価運営委員会」の区分を明確にし、新たに附属高等学校長を、「自己点検・評価委員会」の委員に委嘱 |
| I-C-2 | 新たに「カリキュラム・マップ」を作成に着手し、PDCAサイクルの一環として全教員が「ティーチング・ポートフォリオ」を作成 |
| II-A-2 | 「カリキュラム・ポリシー」を明確にして教育課程を編成し、「カリキュラム・マップ」により「ディプロマ・ポリシー」との関係性を明確化 |
| II-A-3 | 授業科目の一部を学科独自にし、専門性に対応するよう変更（栄養健康学科） |
| II-A-7 | 学生への「ディプロマ・サプリメント」の交付開始 |

下関短期大学

| | |
|-------|--|
| | 新たに卒業生の雇用者への調査実施 |
| Ⅱ－Ｂ－１ | ＩＣＴに関するＦＤ研修の実施 |
| Ⅱ－Ｂ－２ | 授業開始時と修了時に実施している「学修成果把握アンケート」を拡充し、授業改善に活用 |
| Ⅱ－Ｂ－３ | 新たに「障がいのある学生支援に関する規程」を策定 |
| Ⅲ－Ａ－２ | 新たに附属高等学校教職員との合同研修会を実施 |
| Ⅲ－Ｂ－２ | 常時授業を行う教室や研究室等の蛍光灯をＬＥＤに交換 |
| Ⅳ－Ａ－１ | 寄附行為の大幅な改正及びガバナンス・コード策定 |
| Ⅳ－Ｂ－１ | 学長に指示により、「ＩＲ委員会」「教学マネジメント委員会」設置 全教員がティーチング・ポートフォリオを作成 |

【区分 基準Ⅰ－Ｃ－２ 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのＰＤＣＡサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準Ⅰ－Ｃ－２の現状＞

本学では、次のとおり、学習成果を焦点とする査定手法としてアセスメント・ポリシー（学修成果 評価の方針）（備付-22）を策定している。

| |
|--|
| <p>(1) 全学レベル</p> <p>① ＡＰに示されている学生が入学しているか、入学試験区分ごとに検証 検証指標：新入学生アンケート（備付-25）、入学前課題の提出・達成度、第1学年前期の単位取得率・GPA、自己点検・評価総括表</p> <p>② ＤＰに示されている学修到達目標が達成されているか検証 検証指標：単位取得状況（GPA）、卒業率、資格取得率、進路状況（就職率等）、卒業時アンケート、卒業後アンケート</p> <p>(2) 教育課程レベル（学科レベル）</p> <p>① ＣＰに基づいて、各学科の教育課程における学修成果の達成状況を査定 検証指標：単位取得状況（GPA）、進級率・退学率、資格取得率、学生による授業評価アンケート、学修成果把握アンケート</p> <p>(3) 科目レベル</p> <p>① シラバスで示された授業科目ごとの到達目標が達成されているか査定（全教員が評価指標を踏まえたティーチング・ポートフォリオを作成） 検証指標：成績評価（GPA）、出席率、学生による授業評価アンケート、学修成果把握アンケート</p> |
|--|

4) 学生個人レベル

① 学生個人が教育課程に示された学修到達目標を達成しているか査定

検証指標：取得科目・単位数・成績評価（GPA）、出席率、学修成果把握アンケート、学外実習評価

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づき、全学レベル・教育課程レベル・科目レベル・学生個人レベルの4段階で学習成果等を検証している（提出-1）。

また、令和2（2020）年度から各授業科目とディプロマ・ポリシーに定める項目との関連を明示したカリキュラム・マップ（備付-26）を作成した。

栄養健康学科のディプロマ・ポリシーについては、知識・技能として、「社会人としての幅広い教養を身に付けている」、「健康と食品・栄養に関する専門的な知識を身に付けている」、「調理・栄養に関する専門的な技能を身に付けている」を、思考力・判断力・表現力・（協調性）として、「状況に応じて正しい判断を行い、多様な人々と協働できる」を、主体性・多様性・協働性として、「自分と相手の思いを大切にし、地域社会の発展に貢献できる」をリンクさせた。

保育学科のディプロマ・ポリシーについては、知識・技能として、「社会人としての幅広い教養を身に付けている」、「保育に関する専門的な知識を身に付けている」、「保育に関する専門的な技能を身に付けている」を、思考力・判断力・表現力・（協調性）として、「状況に応じて正しい判断を行い、多様な人々と協働できる」、を主体性・多様性・協働性として、「自分と相手の思いを大切にし、地域社会の発展に貢献できる」をリンクさせた。

これにより、本学の各授業科目がディプロマ・ポリシーに定める素養・能力を育成するかについて、知識・技能、思考力・判断力・表現力・（協調性）、主体性・多様性・協働性と関連付けて理解・把握できるようにした。また、各授業科目のGPA（備付-27）や学生による授業評価アンケート結果（備付-28）、（提出-規程集-92）、学習成果把握アンケートの評価（提出-13）をディプロマ・ポリシーに定める各項目の達成状況を把握する指標としている（備付-29）。

査定手法については、毎年度自己点検・評価報告書（備付-23）及び自己点検・評価総括表により自己点検及び外部評価を行うことで点検している。

教育の向上・充実のために、学生による授業評価アンケート及び学修成果把握アンケート等の結果をもとにFD研修会で検討（備付-87）し次年度に向け改善策を講じた。令和3（2021）年度については、前年度に改訂した学生による授業評価アンケートの調査項目にて評価を実施した。現行の「学生による授業評価アンケート」では、教員（授業）に対する、「授業内容に新たな興味・関心を持たたか」、「学生の質問に対して適切に対応したか」、「授業参加を促す工夫があるか」などの10項目の質問、学生自身の学習態度等に対する、「意欲的に受講したか」、「予習・復習に意欲的に取り組んだか」などの4項目の質問により、教員の授業改善を推進し学生の授業への取組を向上させるように構成した。

「学生による授業評価アンケート」を前後期末に行い、学科・学年ごとの集計結果をFD研修会にて全教員にて共有し、教員自身の「教員用授業自己点検アンケート」結果（備付-30）と比較することで更なる教員の授業力向上につなげ、学生の一層の学修意欲の向上

を図っている。

学修成果把握アンケートは本学の教育研究活動等の状況についての点検評価の一環として実施し、授業開始時と修了時に同項目で実施することで学修成果を可視化し、その結果により、学生は自己の学業を振り返り、教員は授業改善を行うことで教育活動の質の向上を図ることを目的に実施している。質問項目は、授業計画（シラバス）（提出-11）に基づいて学生に修得させたい態度、知識・理解、技能等について10項目（非常勤講師は5項目）を設定している。半期ごとに結果集計し、FD研修会において経年変化を含めて教員にて共有し、更なる授業改善につながるようにしている。このように半年や1年ごとのPDCAサイクルにより教育の向上、充実を図っている。

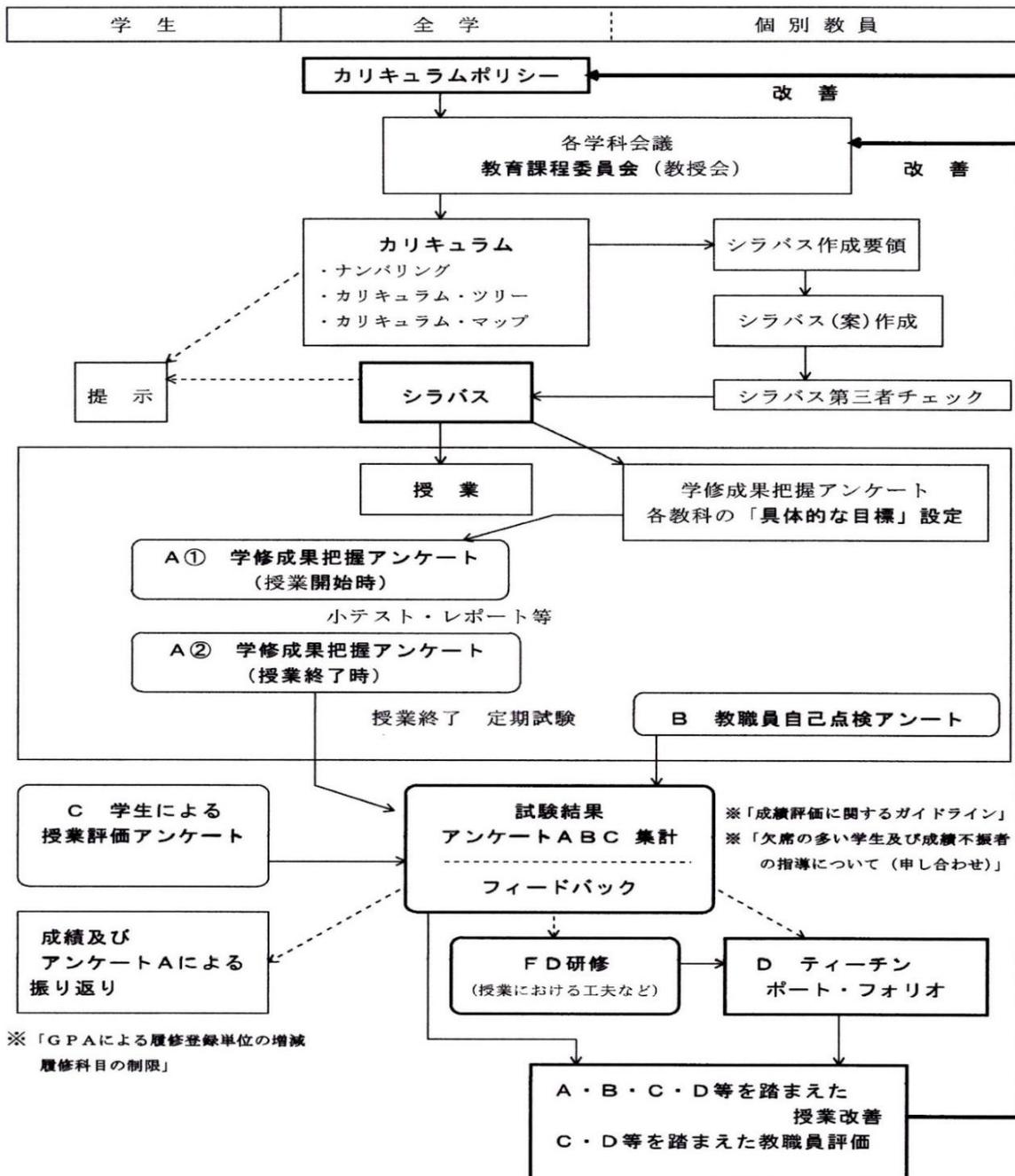
なお、目標管理型の評価として、毎年度、全教員が教育活動、研究活動、学内・学外業務に関する計画・目標を作成し、年度末に「教育活動報告書・評価書」（備付-17）及び「教職員自己点検アンケート」を作成し、自己評価・一次評価・二次評価を行っている。

さらに、全教員が、教育活動の振り返りとそれを裏づけた資料(エビデンス)から構成される教育業績についての記録であるティーチング・ポートフォリオ（備付-31）を作成し、教育活動の改善と教育業績の記録を主たる目的として活用している。本学のティーチング・ポートフォリオにおいては、教育の責務を明示して自らの教育活動の範囲を明確にし、それらの教育活動を行うにあたっての理念を示し、それを実際に具現化する方法を記載し、そうした教育活動を実行した結果として、どのような成果が得られているのかをまとめ、改善したい点や長期的な展望などを目標として定めるように構成した（備付-11）。ティーチング・ポートフォリオにより自らの教育活動を整理・記録し中長期的なスパンでのPDCAサイクルにより次図「下関短期大学 授業改善のながれ」（備付-32）のとおり改善を図れるようにした。

また、全学的に「学校教育法」「短期大学設置基準」「教育職員免許法」「栄養士法」及び「児童福祉法」等に基づいていることを確認している。

栄養健康学科は平成30（2018）年度、中国四国厚生局による「栄養士の養成施設の指導調査」があり、担当官より現地での助言はあったものの改善する事項はなかった。また、毎年度「栄養士養成施設指定基準に係る自己点検」（備付-33）を学科内で行い、その結果については学内で周知されている。

保育学科は令和2（2020）年度、「指定保育士養成施設指導調査」（「山口県こども家庭課」に移管）（備付-34）があり、すべての項目で「適切」の判定を受けた。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため年度当初臨時休業となり対面授業が実施できなかったが（備付-35）、オンデマンド授業や振り替え授業を行い各法令で定めている学習の質を保つことができた。令和3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染症第5波に伴い、保育学科の一部学生の保育実習について実施時期を延期し、同第6波に伴い後期定期試験を一部延期するなどの措置を講じることで学習機会の確保に努めた（備付-36）。



[栄養健康学科]

基準 I - B - 2で示した学習成果については、アセスメント・ポリシーの教育課程レベル（学科レベル）に相当する検証指標において査定を行っている。1年生の進級については単位取得状況（GPA）、進級状況について学年末の学科会議の中で、2年生の卒業判定事項である卒業状況及び資格取得状況については、卒業判定教授会前の学科会議で審議事項として判定している。

また、通常の学科会議において、学生の状況については学科教員内で情報を共有し、授業中の反復や個人補習などを行い教育の向上、充実にあてている。

法令については、学校教育法、短期大学設置基準、栄養士法等の関係法令の変更などを

下関短期大学

確認し、遵守している。また、栄養士養成施設指定基準に係る自己点検では、学内では毎年定期的（令和3（2021）年度は1月実施）に行っている。令和3（2021）年度はすべての項目で「適切である」と判断している。平成30（2018）年度には指導調査があり、一点口頭指導があったが、これについては、以降、教務システムでの点検を行っている。

新型コロナウイルス感染拡大防止については、文部科学省、厚生労働省等の通達に従って、学内外の実習を行った。

〔保育学科〕

新型コロナウイルス感染拡大が続いていた中で、本学として徹底した対策を講じ学生に繰り返し周知を図りながら、年度当初より対面授業を実施することができた。ただ、保育実習並びに教育実習等では施設側からの実習延期依頼が複数園からあり、日程の調整に苦労した。延期に伴い授業の確保や補講等の調整にも学生だけでなく大学としても負担が大きかったことは間違いない。しかしながら、施設側が資格取得に必要な実習への協力に多大のご理解を示していただき、無事に全学生の実習を終えることができた。

文部科学省及び厚生労働省等の通知をもとに、対面授業、9・10校時授業及び土曜日補講を含め新たな授業時間割を作成し、前期の各授業科目15回の授業及び前期試験を実施できた。

保育学科の教育実習等については、これまで本学独自に実施してきた付属第一幼稚園、付属第二幼稚園での「体験実習」を含め文部科学省の通知内容に従って実施できた。

<テーマ 基準 I - C 内部質保証の課題>

内部質保証の検証については、平成30（2018）年度からのGPA制度及び「自己点検・評価総括表」の導入、令和元（2019）年度からの「学修成果把握アンケート調査」の導入、令和2（2020）年度からのアセスメント・ポリシーの導入等、学習成果を焦点とした査定の手法を確立させた。また、授業計画（シラバス）の内容を整備・充実し、「成績の評価方法」、「準備学習」及び「オフィスアワー」等を周知しているが、特に「準備学習」及び「オフィスアワー」について学生の意識・意欲の変容を促す必要がある。

さらに、内部質保証の検証を行うためのルーブリックを検討し、令和2（2020）年度以降の内部質保証の検証については、「一般社団法人 大学・短期大学基準協会」が示したルーブリックにより教職員に対して実施し、その結果については教授会等で検討した。しかし、ルーブリックによる学生の学習成果の把握状況について、両学科とも検討中であり早急に策定・実施し、内部質保証に向け重要な資料としていかなければならない。

<テーマ 基準 I - C 内部質保証の特記事項>

「学修成果把握アンケート」の集計結果の経年比較（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）によると、授業修了後に全体の学生の69%が「向上した」と回答しており、課題を解決する取組により一層「内部質保証」は向上できると思われる。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

下関短期大学

行動計画については、平成27（2015）年度、9月に学長を委員長とする「第三者評価運営委員会」が立ち上げられ、本学の「行動計画 5か年計画」が策定された。これにより運営委員会構成員及び自己点検・評価委員会委員長、学生課長、FD委員による行動計画実行委員が構成された。この計画は、当初22の項目別に大別され、各委員会、学科、部署等が遂行することとなった。その後、28項目に増やされ、平成30（2018）年度から新学長の下で発展的に継承された。主な実施状況は、次のとおりである。

建学の精神と教育理念の周知については、教職員には、第1回教授会により毎年継続実施している。教職員には再認識を、新任教員には本学での教育理念に基づき、教育にしっかりと向き合っ学生への指導を行うように教職員全員に周知を行っている。

学生への指導としては、平成29（2017）年度に計画し、平成30（2018）年度実施としていた「建学の精神」及び「教育理念」についての各学科でのパネルディスカッションは未実施となった。しかし、チューター制により、平成30（2018）年度は各チューターで身近な学生生活に関して、より具体化した説明などを加えたディスカッションが実施された。平成30（2018）年度は「総合科目」で、令和元（2019）年度以降はキャリア教育等の教科により指導を行っている。また、保育学科では、学生の実習先で保育者の育成について礼節をわきまえた実習生としての心構えで実習ができるように「実習の手引き」の再編集の際に盛り込み、指導を行っている。

教育の内部質保証については、平成30（2018）年度から、日本私立学校振興・共済事業団が実施する「教育の質に係る客観的指標調査」並びに文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団が実施する「私立大学等改革総合支援事業」の対象校選定に向け全学で取り組むことにより、「自己点検・評価活動」（内部質保証）を推進していった。

「教育の質に係る客観的指標調査」については、令和元（2019）年度から私立大学等経常費補助金の増減率に反映され、「私立大学等改革総合支援事業－タイプ1：『Society5.0』の実現に向けた特色ある教育の展開」については、令和3（2021）年度に支援対象校として選定された。

「3つのポリシー」を踏まえた自己点検・評価を行うとともに、アセスメント・ポリシーを整備して、本学では「4つのポリシー」として「学生便覧」等に明示・周知している。

また、「教学マネジメント委員会」を設置し、全学的な教学マネジメント体制の構築とともに、「IR委員会」の設置により、IR機能の強化、IR情報の公表を円滑に実施できるようになった。

さらに、FD研修、SD研修の活性化を図るために各委員長を中心に計画を策定・実施している。その際、高大連携を一層推進するために高大合同の研修会も実施してきた。

学生の成績評価については、GPA制度の周知・活用を図るとともに、CAP制の設定の周知を踏まえ、学生が学修に励む態勢作りのため、「授業計画（シラバス）の改善」、「学生の学修時間・学修行動の把握」、「『学生による授業評価ア

下関短期大学

ンケート』を活用した教員の教育面での評価体制の確立」、「学習成果把握アンケートの活用（学修成果の可視化）」、「全教員による『ティーチング・ポートフォリオの作成』」、「卒業時アンケートの活用」等によりPDCAサイクルを活用した教学マネジメント体制の基礎ができてきた。

高大連携については、高大連携を踏まえた選抜制度（入試問題の新たな取組を含む）の改革を実施し、特に付属高等学校については5年一貫教育体制の構築に努めている。

付属高等学校、早鞆高等学校及び山口県立豊浦総合支援学校とは、連携協定を締結するとともに各学校長との意見交換も実施している。他の指定校については、毎年度「下関短期大学説明会」を実施して、入試を含めた本学の特色について説明・意見交換等を実施している。

また、「入学予定者への課題等提示」、「保育学科入学予定者への『入学前ピアノ実技レッスン』の実施」、「アセスメント・ポリシーによる入学者選抜の妥当性の検証・査定」等を実施してきた。

データ活用等については、本学のアセスメント・ポリシーにより卒業生とその就職先に依頼した、「卒業後アンケート」を活用し本学の教学マネジメント体制を検証している。令和3（2021）年度から栄養健康学科、保育学科の学生の就職先と協定を締結し意見交換を円滑に実施できるようになった。また、データサイエンス等に係る科目として、令和4（2022）年度から保育学科に「社会とデータ」を開講した。

多様な教育体制等については、教養科目の分野や学科を越えたカリキュラムを編制しているが、今後とも検討や改善を行っていくことが必要である。

また、実務家教員の教育課程編制への参画を促すとともに、実務家教員の経験と実績を授業等に活かすことが必要である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

前回（平成27（2015）年度）と比べ、内部質保証のために新設した「IR委員会」等の各種委員会に兼務する教員が増加し業務量も加重となった。さらに、出産のため自己点検・評価運営委員会委員長が交代しALOが兼任することとなった。入学定員80名（両学科）の小規模の短大で教職員も少ない中で、教員が重複している「IR委員会」等の各種委員会の開催も含め、自己点検・評価活動の実施体制の確立・運営の効率化を促進し、内部質保証への取組を高めていく必要がある。そのため、アンケート等の調査・集計・分析等のICT化等を推進し、その結果としてのエビデンスの検討に時間を費やしPDCAサイクルを円滑に活用する必要がある。

また、下関短期大学付属高等学校との高大連携は、合同FD研修会の開催、短期大学入学者の情報交換会の開催、短期大学教員の高等学校授業時間の増加等一層進んでいる中で、5年一貫教育を推進するための施策を検討する必要がある。

さらに、学生が短期大学での学習成果を獲得するため、両学科の特性を踏まえた基礎学力の習得について、今後一層充実していく必要がある。

[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]

<根拠資料>

1) 提出資料

- 1 学生便覧 令和3（2021）年度
- 3 学則
- 4 2021 短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）令和3（2021）年度
- 5 2022 短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）令和4（2022）年度
- 1 1 授業計画（シラバス）令和3（2021）年度
- 1 3 学修成果把握アンケート集計結果
ウェブサイト掲載：令和元（2019）年度、2（2020）年度、3（2021）年度
<http://www.shimotan.jp/publics/index/104/>
- 1 4 4つのポリシー <http://www.shimotan.jp/publics/index/202/>
- 1 5 自己点検・評価報告書 <http://www.shimotan.jp/publics/index/60/>
- 1 6 学事暦 令和3（2021）年度
- 1 7 入学選抜方式 <http://www.shimotan.jp/publics/index/43/>

2) 提出資料－規程集

- 7 5 下関短期大学履修規程
- 8 8 下関短期大学入学資格審査に関する細則
- 9 7 卒業及び資格認定について

3) 備付資料

- 1 8 卒業生採用事業所アンケート
- 1 9 卒業時アンケート
- 2 0 卒業生アンケート
- 2 1 下関短期大学自己点検・評価総括表 令和元（2019）年度、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度
- 2 3 令和2（2020）年度下関短期大学自己点検・評価報告書（令和元年度、2年度について）
- 2 7 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度各学期科目GPA一覧
- 2 8 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度学生授業評価アンケート結果
- 2 9 カリキュラム・ツリー 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度
- 3 6 新型コロナウイルス感染症対策文書
- 3 7 ナンバリング 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度
- 3 8 キャリア教育内容依頼文書等
- 4 3 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度各教科目GPA分布状況表
- 4 8 学習成果の量的・質的データに基づく評価・公表
<http://www.shimotan.jp/publics/index/104/>

- 4 9 栄養士実力認定試験結果
- 5 1 学生生活に関するアンケート調査結果
- 5 2 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度学生生活達成度アンケート集計結果
（栄養健康学科）
- 5 3 栄養士養成施設協会就職状況調査
- 1 0 0 -1 7 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度 栄養健康学科
- 1 0 0 -1 8 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度 保育学科

報告書作成マニュアル指定以外の備付資料

- 2 6 カリキュラム・マップ
- 3 5 コロナ対策2020
- 3 9 下関短期大学「学生による授業評価」実施要領
- 4 0 ウェブサイト「情報公表－I R情報－学位取得状況・資格取得状況・進路状況」
<http://www.shimotan.jp/publics/index/104/>
- 4 1 「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「教育実習事前事後指導」
- 4 2 授業計画（シラバス）作成要領 R3（2021）年度
- 4 4 令和3（2021）年度栄養健康学科ゼミナール日時変更表
- 4 5 令和3（2021）年度「保育実践演習」「児童文化」関連資料
- 4 6 令和3（2021）年度卒業生単位認定の状況表
- 4 7 ディプロマ・サプリメント
- 5 0 フードスペシャリスト資格取得結果

[区分 基準Ⅱ－A－1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－1の現状>

各授業科目の学習成果は各科目の授業計画（シラバス）に、栄養士法等の法令及び保育者養成の要件等に基づく両科の学習成果を踏まえた「授業の到達目標」として示すとともに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連を明記している（提出-11）。これにより卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を学習成果に対応させている。

令和元（2019）年度から公開した新たなディプロマ・ポリシーは、次のとおりである。

栄養健康学科は、所定の科目及び単位を履修取得し下記の素養・能力を身に付けた者に卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与します。

- ① 社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- ② 健康と食品・栄養に関する専門的な知識を身に付けている。
- ③ 調理・栄養に関する専門的な技能を身に付けている。
- ④ 状況に応じて正しい判断を行い、多様な人々と協働できる。
- ⑤ 自分と相手の思いを大切にし、地域社会の発展に貢献できる。

保育学科は、所定の科目及び単位を履修取得し下記の素養・能力を身に付けた者に卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与します。

- ① 社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- ② 保育に関する専門的な知識を身に付けている。
- ③ 保育に関する専門的な技能を身に付けている。
- ④ 状況に応じて正しい判断を行い、多様な人々と協働できる。
- ⑤ 自分と相手の思いを大切にし、地域社会の発展に貢献できる。

本学のディプロマ・ポリシーは、「短期大学士」の学位、栄養士・保育士・幼稚園教諭の資格を取得して社会で活躍できる内容であることから社会的に通用性がある。

また、ディプロマ・ポリシーの④・⑤により、社会生活をよりよく行う力を身に付けられるものとなっている（提出-1）。

さらに、ディプロマ・ポリシーに加えて、卒業認定・学位授与の方針である「下関短期大学栄養健康学科の卒業及び資格認定について」及び「下関短期大学保育学科の卒業及び資格認定について」（提出-規程集-97）を定めることで、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の適正な運用を行い、「自己点検・評価総括表」により定期的に点検している（備付-23）、（備付-21）、（提出-15）。

〔栄養健康学科〕

「下関短期大学栄養健康学科の卒業及び資格認定について」に挙げているディプロマ・ポリシー、学則における卒業規定第8条及び第20条に基づいて卒業認定・学位授与を行っている。また、学生便覧履修の手引き、授業計画（シラバス）、栄養士法等に則り、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

さらに、学科会議（備付-100-17）においても、常に学生の状況等を情報共有し、定期的に点検を行っている。

〔保育学科〕

「下関短期大学保育学科の卒業及び資格認定について」により、本学の定めるディプロマ・ポリシー並びに学則における卒業規定第8条及び第20条に基づいて卒業認定・学位授与を行っている。また、学生便覧、授業計画（シラバス）、「児童福祉法等及び教育職員免許法」等に則り、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

さらに、学科会議（備付-100-18）においても、常に実習中の状況を含む学生の状況等の情報共有をし、定期的に点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育課程編成と実施の方針を明確にするため本学では、「カリキュラム・ポリシー」のもと教育課程を編成し、「カリキュラム・マップ」（備付-26）で「ディプロマ・ポリシー」との関連性を明確にした。

本学では、短期大学設置基準にのっとり下関短期大学学則において各学科の教育課程を定め、カリキュラム・ツリー（備付-29）に示すように体系的に科目を編成している。

授業計画（シラバス）において以下のようにナンバリングを行い（備付-37）、学習成果を明示し、学習成果に対応した授業科目を編成している。

履修単位の上限については、下関短期大学履修規程（提出-規程集-75）及び両学科の特性を踏まえGPAの評価による履修単位の上限について以下のように定め、成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり、以下のように判定している。

履修登録の上限

履修科目として登録できる単位数の上限は、原則として各学期25単位までとする。

以下に該当する単位数は、上記の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる

- ① 教育職員免許状等の資格取得に係る授業科目の単位
- ② 集中講義等の授業科目の単位
- ③ 学則第6条に定める認定科目の単位

成績の評価とG P

下関短期大学学則第7条及び履修規程Ⅱ-3-(2)に定める履修科目の評価（以下「成績評価」という）に与えられる数値Grade Point（以下「G P」という。）は次表のとおりとする。

| 成績評点 | | 成績評価 | G P |
|--------|----------|------|-----|
| 合 格 | 100点～90点 | 秀 | 4.0 |
| | 89点～80点 | 優 | 3.0 |
| | 79点～70点 | 良 | 2.0 |
| | 69点～60点 | 可 | 1.0 |
| 不合格 | 60点未満 | 不可 | 0.0 |

G P Aの種類と算出方法

(1) 学期G P A・学年G P A・通算G P Aの計算式

当該期間の(4×「秀」の単位数+3×「優」の単位数+2×「良」の単位数+1×「可」の単位数)を当該期間の総履修登録単位数で除した数

(2) 科目G P Aの計算式

(ア) 当該科目の(4×「秀」の人数+3×「優」の人数+2×「良」の人数+1×「可」の人数)を当該科目の履修登録人数で除した数

履修登録の上限

第7条 履修規程 I-1- (4) の規程にかかわらず、G P Aが3.7を超える者は次期履修科目として登録できる単位数の上限は28単位までとする。

2 学期G P Aが別に定める者は次期履修科目として登録できる単位数の上限は22単位までとする。

3 各学科は特定の科目について、履修者に求める成績水準を本制度(G P A)により設定することができる

また、授業計画(シラバス)には必要な項目を明記し、さらに「授業方法」を付記した。

多様なメディアを利用して行う授業については、令和2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症拡大による遠隔授業実施に伴い「前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」という項を新設する学則改正を行った(提出-3)。

「教育課程委員会」を中心に、2つの学科の教育課程について検討しており、一般教育科目の「英会話」(通年2単位)を「英語表現 I(前期1単位)・英語表現 II(後期1単位)」に改正するとともに、栄養健康学科のキャリア教育(1・2年4単位)について、「キャリア教育 I(通年1単位)」及び「キャリア教育 II(2年後期1単位)」に改正した。さらに、栄養健康学科にある初級レベルの数理・データサイエンス科目「くらしと数理」に加えて、保育学科においても、日常の生活や保育現場等のデータを題材にして、数理・データサイエンスによる処理や分析等の楽しさ、必要性、リスク等を知り、活用方法を学ぶことを目的とした科目「社会とデータ」を新科目として令和4(2022)年度から履修できるように改正した。

[栄養健康学科]

教育課程編成・実施の方針は、便覧にある卒業認定・学位授与の方針に対応している。

下関短期大学

教育課程については短期大学設置基準及び、厚生労働省の栄養士法等に掲げている専門教科の履修によりカリキュラム・ポリシーのとおり授業を編成している。また、卒業の要件として学生が年間または学期において履修できる単位数の上限を定めている。

さらに、令和元（2019）年度から専門教育科目の見直しをし、授業計画（シラバス）に必要な項目も明示し、教育科目を増やし、「授業方法」を整備している。令和3（2021）年度の卒業生については、全員単位の修得ができています。このように学生の状態による教育課程の見直しを定期的に行っている。

キャリア教育について、令和2（2020）年度入学生については、1・2年生共に通年での開催であったが、「キャリア教育Ⅰ（通年）」及び「キャリア教育Ⅱ（2年後期）」に改めた。内容も、学内教職員と多くの外部講師のオムニバスとし、教育、指導を行うこととした。

専門科目については、令和元（2019）年度入学生より改編を行い、科目数を増やし、内容、成果についても見直し、改善を行っている。

なお、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況により、学内及び学外実習で例年通り進めることが困難となり、文部科学省や厚生労働省、栄養士養成施設協会等の通達にのっとり、内容や実施方法の変更により、必要な時間数を確認し、各行事等（提出-16）と重複しないよう計らい、学内での実習を行った（備付-35）。

〔保育学科〕

教育課程編成・実施の方針は、便覧及び授業計画（シラバス）にある卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程については短期大学設置基準及び児童福祉法等に掲げている専門教科の履修によりカリキュラム・ポリシーに沿って授業を編成している。また、卒業の要件として学生が年間または学期において履修できる単位数の上限を定めている。令和元（2019）年度から再課程認定による専門教育科目の見直しを行い、授業計画（シラバス）に必要な項目も明示、教育科目を増やし「授業方法」を整備している。

令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育実習や教育実習が計画どおり実施できなかったが、厚生労働省及び文部科学省の通知により、例年に比べ弾力的に実施した（備付-36）。

令和3（2021）年度の卒業生については、全員が卒業に必要な単位の修得はできているが、資格取得に必要な科目の認定ができず、「科目等履修生」として再履修する学生の数が目立ったので、次年度以降の課題として、本学入学の所期の目的が何であるかを常に学生に問いかけている。

〔区分 基準Ⅱ－A－3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－3の現状>

「一般教育科目」中の「教養科目」の教科内容を両学科の特性に対応させている。

「教養科目」は6単位の選択必修となっているが、その中で、栄養健康学科では、専門教育を履修する上で重要な基礎科目として「化学」を開講している。保育学科では、幼稚園教諭2種免許状取得のため、「日本国憲法」、「情報機器操作入門」を必修として開講している。

また、両学科の学生が共に選択履修できる合同科目（「生活と芸術」、「国語とことば」「現代社会と若者」「くらしと経済」「生命の科学」）も開講している。

なお、令和4（2022）年度から保育学科選択科目として、新たにデータサイエンスに関する科目として「社会とデータ」を新設した。

授業内容については、「学生による授業評価アンケート」及び「学修成果把握アンケート」等により評価し、その結果をもとに各授業担当教員はP D C Aサイクルを活用して授業改善に取り組んでいる。

〔栄養健康学科〕

「一般教育科目」中の「教養科目」には、一般職や専門職での社会人としての教養を高めるために、専門教育科目には令和元（2019）年度からゼミナールを必須科目として実施し、様々な専門科目の研究や調査、社会貢献など幅広く深い分野における内容の実施体制ができています。

また、多くの教養科目は専門科目の基礎として学ぶことができ、専門科目へのスムーズな導入が容易になってきている。また、栄養士の校外実習や社会貢献なども行われるゼミナールなどにおいても同様である。

このように、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう専門科目の基礎的な教科内容を取り入れ、専門分野との関連を持たせて行うなど、教養教育と専門教育との関連は明確であり、その効果を測定・評価し、資格取得への指導や授業の改善に取り組んでいる。

〔保育学科〕

「一般教育科目」では、必修を除き、選択科目にしている。選択科目は今後学生が保育者として必要な資質向上に向けて学生各自の裁量に加え、「一般教育科目」の本来の趣旨に従って自身の教養を高めるための履修を勧めている。保育者として必要な要件である英語、体育、情報機器操作、日本国憲法などを中心に教養科目として開設し、それら科目群は専門教育の基礎・基本となるものであり相互の分野が有機的に関連し合い教育効果が高められるよう努めている。そのため、日頃よりレポートやアクティブラーニングによる発表、試験等を通してその成果を評価し主体的に学生が取り組めるよう授業の改善に取り組んでいる。

また「海外研修」は国際交流を目的に隔年で実施してきた。異文化理解を通して幅広い人間形成につながる科目として設定しており、近年は韓国釜山の大学を訪れ、大学付属の幼稚園を見学し、幼児教育に関する韓国の取組について説明を受けた。幼稚園見学の後は大学生同士の交流の時間をもち相互理解を深めた。しかしながら昨今のコロナ感染予防対策のため令和元（2019）年度からの海外研修は中止せざるを得なかった。

課題としては教養科目と専門教育とを関連づけた学習成果を評価し、その測定方法についてどう改善に取り組むかについて検討していきたい。

〔区分 基準Ⅱ－A－4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－4の現状>

一般教育科目の中にキャリア教育（栄養健康学科2単位、保育学科4単位）を卒業必修科目として設けている。社会人として働くことの意義と使命について学び、その基盤となる人としての在り方・生き方、自分自身に対する理解（自己知）や社会に対する知識・認識（社会知）を深めるための教育内容を基盤としながら両学科の特性に応じた指導を展開し、栄養士、保育士等として働くことの意識を高め、専門教育を学ぶためのレディネスを向上させている。また、履歴書・エントリーシート作成、面接試験に向けた一人ひとりに応じた実践的な指導を行い、就職後、職業人としての社会生活に自然に移行できるような知識、スキル等についても講義や講話等を通じて教授している。

令和元（2019）年度入学生からは、総合科目をキャリア教育として改編実施し、社会人として、栄養士、保育者として働くために必要な素養や心構えについて、講義・演習とともに、化粧品メーカー販売員、元総合支援学校教員、キャリアカウンセラー、消防署職員、警察署生活安全課職員、本学卒業生、付属高校華道部顧問、不動産会社社長、弁護士、女性活躍推進企業代表、山口県国際交流員、下関年金事務所職員、環境パートナー、下関市幼児教育課職員、美術館学芸員、IT企業代表、下関市防災危機管理課職員、児童養護施設センター長などの外部講師による講演や演習等を実施した（備付-38）。

また、本学独自の時間割として設定している「クラスアワー」においても、免許・資格取得のための職業教育を実施している。

こうしたキャリア教育をはじめとした職業教育の効果測定については、キャリア教育Ⅰ、キャリア教育Ⅱ、キャリア総合Ⅰ、キャリア総合Ⅱ、キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡの「学生による授業評価アンケート」（備付-39）、（備付-28）「学修成果把握アンケート」（提出-13）などに加え、「資格取得率」（備付-40）、「卒業後のアンケート（就職先・卒業生対象）」（備付-18）、（備付-20）により評価している。基準Ⅰ－C－2に記述したようにPDCAサイクルにより向上・充実を図っている。

〔栄養健康学科〕

教養科目には選択科目ではあるが、多くの科目が学科の専門性と関連している。「環境の科学」「化学」は「食品学」「食品学実験Ⅰ・Ⅱ」「食品衛生学」「調理学」「調理学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「給食実務実習Ⅰ・Ⅱ」などの科目に、「国語とことば」「国語表現法」はレポートや課題の表現方法に取り入れられている。特に1年生の「国語とことば」

下関短期大学

及び2年生の「国語表現法」では、基本的な語彙力や表現力などから社会性を身に付ける応用までを学び、その内容は「給食実務校外実習」への取組に大きく反映されている。

また、キャリア教育においても、外部の栄養士や調理師、社会生活全般に関する各キャリアの専門講師や、協定の締結を行っている「山口ヤクルト販売株式会社」及び「旨楽庵」等の協力を受け実施している。これらにより学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確であり、職業教育の効果を測定・評価し、改善にも取り組んでいる。

2年生の必修科目である「ゼミナール」については、1年次に単位取得対象ではないが、希望学生はプレゼミナール生として参加し、事前教育ができ、興味関心を深めている。2年次のゼミナールでは、前期の評価として大学祭時にポスター展示による中間発表、後期末には学生進行による口説発表を行い、キャリア教育の効果と専門教育との関連によるスムーズな社会への進出ができるように、効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

今年度の大学祭（桜山祭）はコロナ禍により中止となり、外部の方々への中間発表の開催が困難であったが、この時期に行ったオープンキャンパスと付属高校の教員、生徒へポスター展示による紹介を行い、栄養士を希望する生徒や高校での調理師資格の取得見込み生徒に好評を得るなど、例年と異なった形ではあるが効果を測定・評価することができた。この企画については、今後も継続する予定である。

〔保育学科〕

令和元（2019）年度入学生から2年間で4単位のキャリア教育を実施し、保育者として働くために必要な素養や心構えについて、講義や演習、外部講師による講演を実施した。外部講師については、1年次には下関市こども家庭課、2年次には法律関係や金融関係等の諸機関へ講師派遣を依頼し、専門分野についての知識定着に取り組んでいる。

また、実習については、「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「教育実習事前事後指導」（備付-41）により学修させている。実習後の振り返りが次の実習や実際の職場での勤務により一層役立つことを期待している。さらに令和3（2021）年度からは、令和4（2022）年度の実習に向けて、内容や担当者の刷新を含め、よりよい実習に向けての取組を行っている。

教養教育科目では一般社会や、卒業後社会で役立つ社会人としてのキャリア教育を、専門教育科目には、様々な専門分野の研究や調査、社会とのつながりのある社会貢献など幅広い分野を取上げることで職業教育を実施している。

社会とのつながりを深める社会貢献では、山口県立豊浦総合支援学校と連携協定を結び、年1回障害児との交流会を実施している。また、本学特有の科目である「児童文化」「保育実践演習」で培った保育技能を下関市ふくふくこども館や本学付属第一幼稚園で発表する機会を定期的に設けており、学生が日頃から学んでいることを子どもたちの前で披露する貴重な体験をしている。それだけでなく、例年付属幼稚園には学生の手作りクリスマスカードや絵本等学生が創作したものをういて園に出向いて活動をしている。

そして、保育活動の中心となる表現活動の集大成として「創作発表会」を毎年12月に実施している。この発表会は学生が主体性を持ち専門職にふさわしい保育者となるための技術を身に付け、コミュニケーション力や協調性を養い、感性豊かな表現力を身に付けることを目標に前・後期を通して学んだことを発表するもので、長い歴史を誇る本学科最大の

下関短期大学

イベントである。この活動は市内の大型商業施設である下関商業開発株式会社シーモールに会場を提供していただき、多くの市民に親しまれる行事となってきている。

保育・教育に関する専門知識を深め、子どもや保護者の援助技術・方法について実践的に学び表現する力を高める授業として『保育内容「環境」の指導法』では実際に園児の活動に寄り添う学生の様子を観察する取組を令和3（2021）年度から始めた。

[区分 基準Ⅱ－A－5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－5の現状>

アドミッション・ポリシーは、短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）、学生募集要項、さらにウェブサイト等で明確にしており（提出-14）、進学説明会、学内ガイダンス等を通して周知に努めている。入学に係る必要経費についても、短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）（提出-4）、（提出-5）に掲載し明示している。

なお、令和元（2019）年度から新たに策定したアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

下関短期大学は、本学の教育理念「温雅而尚礼節」に共感し、これを体現しようとする人を求めます。

栄養健康学科は、「しっかりとした知識」を身に付け、「おいしい料理をつくる技能」を培い、「人にやさしい栄養士」として社会に役立つことを志している次のような学生を求めます。

- ① 高等学校卒業程度の学力を有する人
- ② 自分の考えを相手にわかりやすく伝えられる人
- ③ 健康と食に関心をもち、栄養士になりたいという強い意志をもつ人
- ④ 介護食など「福祉」の分野や子どもたちの「食育」推進に貢献したい人

※入学までに次のような力を身に付けておきましょう

- a 「国語」「外国語」等による読解力とコミュニケーション力
- b 「生物」「化学」分野の基礎的な知識

- c 計算力など「数学」の基礎的な力
- d 家庭科「食物」分野の知識と技術
- e クラスや部活動等で仲間と共同して課題に取り組む力

保育学科は、「しっかりとした知識」と「実践的な保育技術」を身に付け、幼児や保護者に信頼される「笑顔の絶えない保育者」として社会に役立つことを志している次のような学生を求めます。

- ① 高等学校卒業程度の学力を有する人
- ② 自分の考えを相手にわかりやすく伝えられる人
- ③ 保育に関心をもち、保育者になりたいという強い意志をもつ人
- ④ 保育の分野で活躍し、社会に貢献したい人

※入学までに次のような力を身に付けておきましょう

- a 「国語」を中心とした読解力とコミュニケーション力
- b 家庭科「保育」分野の知識と技能
- c クラスや部活動等で仲間と共同して課題に取り組む力
- d ピアノ演奏（入学試験合格者の希望者には入学前から指導します）

入学者受け入れについては、選抜段階から、学生の学習成果の把握や本学の選抜の指針に基づいて両学科とも公正かつ適正に進めている。入学者選抜の方法は、入試委員会（教員3名、職員2名）において、毎年受験者分析等を行い、次回の入学選抜方法を検討している。

高大接続では、付属高校の卒業生徒数や進路の動向を高等学校側と連携しながら、本学に進学する体制づくりを進めている。

なお、令和3（2021）年度実施の令和4（2022）年度入学生選抜は試験別に次のとおりである。

- ① 総合型選抜
- ② 指定校推薦型選抜
- ③ 一般推薦選抜
- ④ 一般選抜
- ⑤ 自己推薦選抜・社会人選抜・社会人シニア選抜・長期履修学生選抜
- ⑥ 外国人留学生選抜

いずれも現行のアドミッション・ポリシーに沿った選考を実施している。

令和3（2021）年度における広報の体制は、広報・学生募集委員会（教員4名、職員4名）を中心に教職員の協力のもと、高校訪問やオープンキャンパスに重点を置いて広報・学生募集活動を行っている。学校見学希望者に対しては積極的に受け入れており、土・日曜日における希望者への対応は広報室が行っている。

選抜は、学則第10条から第16条及び下関短期大学入学資格審査に関する細則（提出-規程集-88）に基づいた入学資格審査を行った後、合否判定を各学科会議の審議を経て、教授会にて審議し学長が決定することで、公正かつ正確に実施している。

また、入学選抜方法は、進学雑誌、新聞広告、業者進学ネット、業者進学説明会、本学出前授業、本学ウェブサイト等で詳しく示している（提出-17）。とりわけ高等学校等訪

下関短期大学

問に重点を置いており、本学の特徴、選抜方法、現状、出身校卒業生の就職状況等を含めて詳しく説明している。

さらに、AO入試は令和2（2020）年度入学者選抜から総合型選抜と名称を変えて、より内容の充実を図りながら進めている。受験に関する問い合わせは、広報室とともに情報を共有しながら学生に不安がないように対応している。

なお、令和4（2022）年度入学者選抜からは、一般選抜入試において、受験科目数を増やし、文部科学省が提唱する新たな取組に合わせて実施している。

入学金、授業料、施設設備費、実験実習費など在学中に必要な経費については、受験生や学校関係者等に配布している短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）に明確に示している。また、受験区分ごとの奨学金の支給や授業料等の減免額について、同じく短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）に明確に示している。

アドミッション・オフィス等の設置については、小規模短大であり、人的にも制限があるため設置していないが、入試委員会を中心に検討、改善を行っている。

また、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、本学で開催する学校説明会や学長はじめ教職員が高等学校等を訪問した際に、校長をはじめ進路指導担当教員や担任教員などから意見を聴取しながら定期的に検討している。

入試については、新型コロナウイルス感染対策を本学職員、受験生、保護者、高等学校関係者に周知し、安心安全な受験体制に努めた。

また、受験機会の確保、オンライン面接等の準備も行った。

[区分 基準Ⅱ－A－6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ－A－6の現状>

基準Ⅱ－A－2で述べたとおり、本学における各学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学科の学習成果に対応した授業科目を体系的に編成し、個々の授業科目について、各学科の学習成果に基づき、各科目授業計画（シラバス）の「授業の到達目標」として具体的に示している。

このように、授業計画（シラバス）において各科目の到達目標、授業計画、準備学習、ディプロマ・ポリシーとの関連を明示することにより、学習成果は一定期間内での獲得が可能であると考えている。授業計画（シラバス）の作成については、教員に対して授業計画（シラバス）「作成要領」（備付-42）を周知することにより、学生により分かりやすいようにしている。

平成30年（2018）度より、GPA制度を導入し（備付-27）、GPAによる学習成果の測定も可能となるよう改善した（備付-43）。また、先述のとおり、測定した学習成果を検証できるようアセスメント・ポリシーも策定し、卒業率、就職率などの学習成果を測定している。また、平成30（2018）年度から卒業生全員を対象とした卒業時アンケートを実

施した（備付-19）。

さらに、授業計画（シラバス）の「到達目標」を踏まえ、「学修成果把握アンケート」によって、授業開始時と比較した修了時の到達目標を学生自身が回答、全学的に集計することにより、学習成果の測定も可能である。

なお、令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大のため臨時休業をせざるを得ず、遠隔授業、対面授業開始用の新授業時間割表及び土曜日補講により、学生にはハードな授業日程であったが、学習成果は一定期間内に獲得することができた。令和2（2020）・3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染拡大により、一部学生について実習の実施時期の延期または実習時間の不足については学内で実習を実施すること等により学習成果の確保に努めた。「学修成果把握アンケート」により測定可能である。

〔栄養健康学科〕

授業計画（シラバス）の「授業の概要」に沿った「到達目標」を挙げ、教科ごとの「学修成果把握アンケート」を作成している。このアンケートや「成績の評価方法」により、期間内での成果を測定することができる。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大防止」による公認欠席者については、学習内容に差異が出ないように補講、補習を行うことにより学習成果を確保した。

選択科目として開講していた2年次のゼミナールを、令和元年度より必修科目として改編した。学科各教員の専門性と学生の要望する研究内容とを合わせ、決められた時間割に縛られず、実験実習内容に合わせて行っている。また、秋には大学祭やオープンキャンパス時に展示による中間発表、年度末にはゼミナールの発表を行っている。1年次にはプレゼミナール生としてゼミナールへの参加を行っている。これにより学生の興味関心が向上している（備付-44）。

〔保育学科〕

授業計画（シラバス）に「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」、「成績の評価方法」「準備学修」、「オフィスアワー」及び「参考書等」も記載し、学生の学内外での学習の手立てとなっている。また、学習成果は「学修成果把握アンケート」により、個々の学生とともに各学年、学科内の状況も把握することができる。

資格取得の必要な5回の実習、または卒業後の保育職の現場で役立つよう「保育実践Ⅰ・Ⅱ」と「児童文化Ⅰ・Ⅱ」をコース制で運営している（備付-45）。保育学科教員及び一般教育教員の専門に合わせて身体表現、音楽表現、創作・劇表現、保育内容研究、特別支援教育研究、社会と保育研究の6つのコースを設置、学生に希望する分野を選択させ前期開講の「保育実践」と後期開講の「児童文化」で1年を通し保育技能や知識を深めている。学生の希望調査をするのにあたり、新学期のオリエンテーションで担当教員がコースの目標及び活動内容を説明するため、学生はコース活動を十分に理解したうえで選ぶことができる。また新入生向けの説明は教員だけでなく2年生のプレゼンテーションが加わるので、入学して間もない新入生でも具体的なビジョンを持ってコースを選ぶことができるようにしている。各コースは活動内容が異なるためそれぞれの特性に合わせて校内の様々な場所で活動を行っている。その活動の集大成として12月に「創作発表会」を行い、

地域の皆さんの前で成果を披露する場を設けている（備付-11）。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

GPA分布、単位取得率（備付-46）、学位取得率及び資格試験の合格率を算出し、学生の業績の集積（ポートフォリオ）として、ディプロマ・サプリメント（GPA分布、出席率、取得資格等及びコメント）を半期ごとに作成し、学生に交付している（備付-47）。なお、学生によるルーブリックによる評価は検討課題としている。

GPA制度を平成30（2018）年度から導入したが、今後はより効果的な活用を図りたい。また、在籍率（定員充足率）、卒業率及び就職率など各種調査を行い、学生指導に生かしている。雇用者に対する卒業生採用事業所アンケートを実施しているが、留学については実績がない。

学習成果の量的・質的データに基づく評価、公表については、「学習成果把握アンケート」「授業評価アンケート」「卒業時アンケート」の実施結果、学位取得状況・資格取得状況・進路状況について、本学ウェブサイトにてIR情報として掲載している（備付-40）、（備付-48）。

[栄養健康学科]

量的データとしてGPA分布、単位取得率、学位取得率、栄養士実力認定試験の認定評価の得点率（備付-49）、フードスペシャリスト資格取得率（備付-50）在籍率、卒業率及び就職率などを、質的データとしては、学生生活アンケート（備付-51）、（備付-48）、学生による授業評価アンケート、在籍率（定員充足率）、卒業率及び就職率などを活用している。学科独自の「学生生活達成度アンケート」（備付-52）及び「建学の精神と教育の理念についてのアンケート」を定期的実施し、学科会議で点検・評価、改善を行っている。

また、量的・質的データとしてみるのが可能な「学修成果把握アンケート」の結果は各教員、各教科において活用している。なお、ルーブリックによる評価は、今後の検討課題としている。

さらに、栄養士養成施設協会より依頼のあった就職先の実態調査（備付-53）や本学独自調査の雇用者への調査、在籍率（定員充足率）、卒業率及び就職率など各種調査結果は、退学、休学の相談や就職先の選択など学生指導に生かしている。令和3（2021）年度卒業生は大学編入学希望者がいたため、編入学への心構えや編入学試験等について指導や

下関短期大学

取組を学科教員によって行った。この取組については、今後、編入学希望学生への指導に生かしていくところである。

〔保育学科〕

各学期終了後に教務課から発行される「ディプロマ・サプリメント」（GPAによる順位、分布、出席率記載）により、学生個人々人に対して、各チューターが個別面接等で振り返りと次期の取組等について話をしている。

また、ルーブリックによる評価は今後の検討課題としている。

〔区分 基準Ⅱ－A－8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ－A－8の現状＞

卒業生の各就職先には、卒業後3か月程度経過した頃に「卒業生採用事業所アンケート調査」を依頼している。アンケート調査の結果については、教授会で報告し、教職員への周知を行うとともに、在学生への指導に役立てるなど、学習成果の点検に活用している。

採用側が求める学生の資質・能力については、「あいさつや礼儀」「協力して取り組む」「コミュニケーション能力」については、両学科とも概ね、学生生活で身についた評価をいただいた。

「専門的な知識」「専門的な技術」は、栄養健康で20%弱、保育では評価なしという結果であり、今後授業のあり方や学生の意識改革が急務である。

採用満足度については、「非常に満足」が両学科とも50%を超え、「概ね満足」を入れると80%を超える評価をいただいた。保育学科においては、「やや不満」が6%あり、上記の資質・能力と同じように、採用側が期待する人材の育成が求められる結果となった。

〔栄養健康学科〕

卒業後3か月程度経過した頃に、「卒業生採用事業所アンケート調査」及び「卒業生アンケート」、卒業生の来校時の近況などによる学生の卒業後評価への取組を行っている。

卒業生の就職先である実習先への依頼時や実習巡回訪問時などにも意見の聴取を行っている。また、就職先より1年目の活躍振りについて印刷物による紹介などの提供もある。

これらを聴取した結果については、教員は学科内で共有し、学習成果の点検や指導の改善に活用している。学生には授業及びクラスアワー、チューターの担当教員より、情報の提供を行うことで、学習への意欲の向上や卒業後の方向性について検討する機会としている。

〔保育学科〕

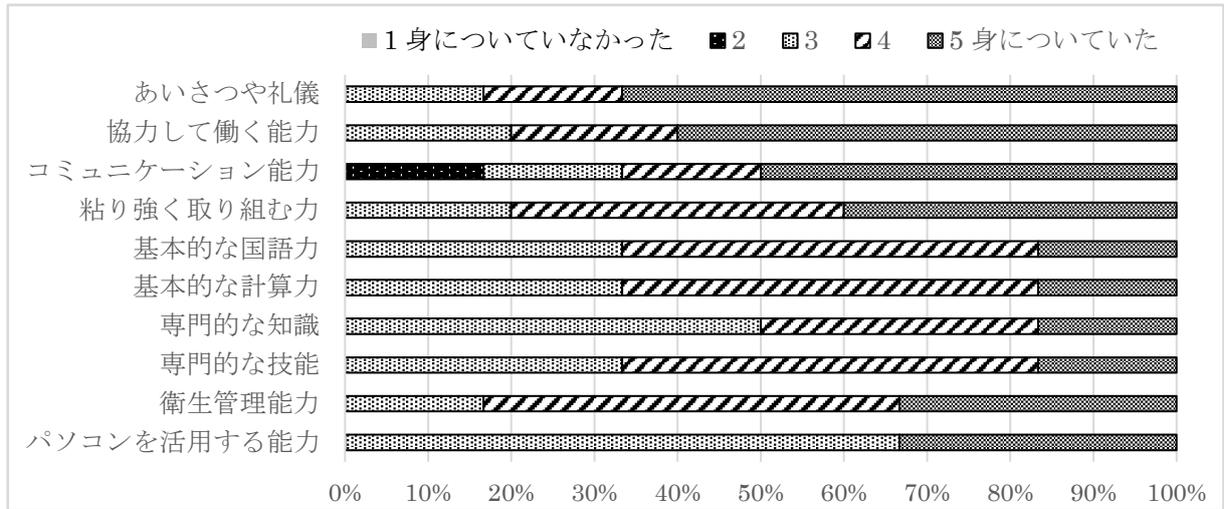
「卒業生採用事業所アンケート調査」及び保育実習等の訪問指導において、卒業生の実態把握を行っている。多くの学生が就職した施設へ後輩が例年実習に行っている。

「令和3（2021）年3月卒業生採用事業所アンケート結果」について

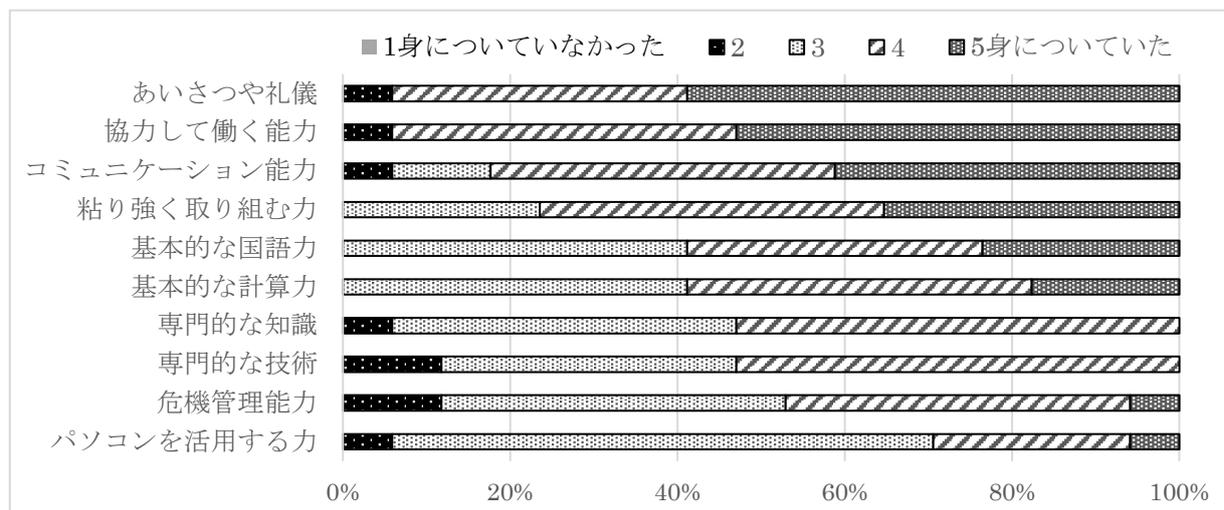
下関短期大学

1 本年度ご採用いただいた学生について、次の能力は身につけていたでしょうか。

(1) 栄養健康学科



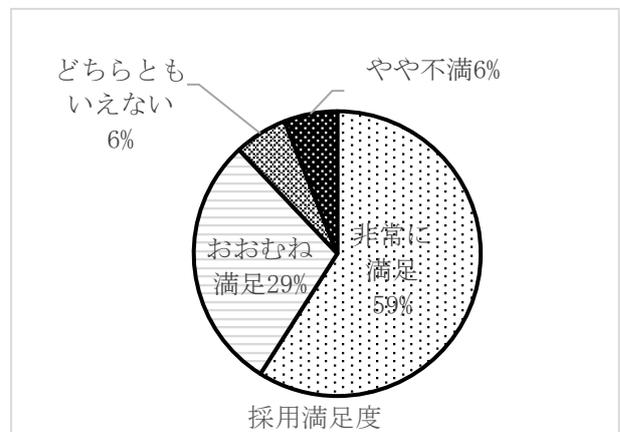
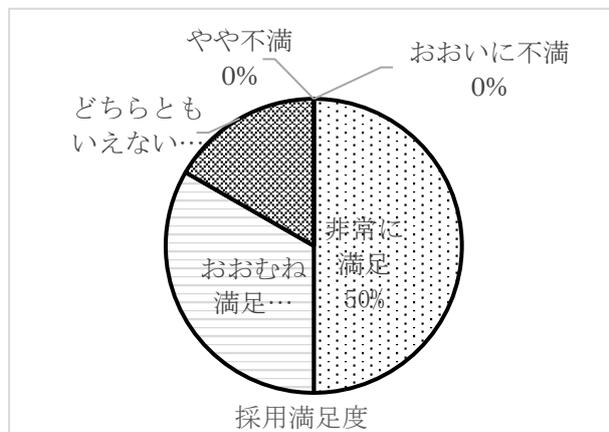
(2) 保育学科



2 本学卒業生を採用したことについて、総合的にどの程度満足しておられますか。

(1) 栄養健康学科

(2) 保育学科



<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和元（2019）年度から、各授業で積極的にアクティブラーニングを取り入れている。

下関短期大学

このことも踏まえ「学生による授業評価アンケート」を改正し、令和3（2021）年度から実施しているが、学生の基礎学力の低下を補うためのリメディアル教育の充実については、学生の学修意欲の持たせ方や、リメディアル教育に必要な時間の調整等が課題となっている。

また、ルーブリックによる学習達成度の評価については、教務課、各学科において検討し、作成していくことが課題として挙げられる。

<テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援]

<根拠資料>

1) 提出資料

- 1 学生便覧 令和3（2021）年度
- 4 2021 短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）令和3（2021）年度
- 5 2022 短期大学案内（SHIMOTAN GUIDE BOOK）令和4（2022）年度
- 1 1 授業計画（シラバス）令和3（2021）年度
- 1 3 学修成果把握アンケート集計結果
ウェブサイト掲載：令和元（2019）年度、2（2020）年度、3（2021）年度
<http://www.shimotan.jp/publics/index/104/>

2) 提出資料－規程集

- 3 3 下関短期大学 学生指導委員会規程
- 7 8 下関短期大学長期履修学生に関する細則
- 7 9 下関短期大学外国人留学生に関する細則
- 8 0 下関短期大学科目等履修生に関する細則
- 8 9 下関短期大学社会人入学に関する細則
- 9 2 下関短期大学「学生による授業等評価」実施要領
- 9 6 成績不振者対応（申合せ）
- 9 8 下関短期大学障がいのある学生支援に関する規程

3) 備付資料

- 1 4 協定書 東亜大学
- 1 8 卒業生採用事業所アンケート
- 2 0 卒業生アンケート
- 2 1 下関短期大学自己点検・評価総括表 令和元（2019）年度、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度
- 2 7 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度各学期科目GPA一覧
- 2 8 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度学生授業評価アンケート結果

下関短期大学

- 2 9 カリキュラム・ツリー 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度
3 0 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度教員用授業自己点検アンケート集計
結果
4 3 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度各教科目GPA分布状況表
4 9 栄養士実力認定試験結果
5 1 学生生活に関するアンケート調査結果
5 4 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度卒業生単位認定の状況表
5 7 履修指導関連資料
5 9 ウェブサイト「在学生専用 学生掲示板」
<http://www.shimotan.jp/publics/index/230>
6 1 海外留学希望者に向けた印刷物など（該当なし）
6 2 入学前課題
6 3 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度履修カルテ（保育学科のみ）
6 5 チューター面談記録様式
6 8 校外実習評価票（令和2（2020）年度）
7 1 実習中の学生への指導について（幼稚園）
7 2 実習中の学生への指導について（保育園）
7 3 実習中の学生への指導について（施設）
7 4 一年次に夏季休業中に特別補講【保育実習Ⅰ事前指導】
7 5 学生個人カード様式
7 6 学籍簿様式
7 7 ウェブサイト「在学生専用 求人情報」
<http://www.shimotan.jp/publics/index/113/>
7 8 就職ガイダンスガイドブック
7 9 進路状況表 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度
8 4 下関短期大学紀要（過去3年分 令和元（2019）年度 [第38号]、令和2
（2020）・3（2021）年度 [第39・40合併号]）
8 5 山口県大学共同リポジトリ：維新 下関短期大学
<http://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/sj>
8 7 FD研修会の記録 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度
9 0 図書館ホームページ
<http://www.shimotan.jp/publics/index/51/>
1 0 0 - 8 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度 教務委員会
1 0 0 - 1 7 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度 栄養健康学科
1 0 0 - 1 8 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度 保育学科

報告書作成マニュアル指定以外の備付資料

- 1 7 教育活動報告書・評価書
2 6 カリキュラム・マップ
3 1 ティーチング・ポートフォリオ

- 47 ディプロマ・サプリメント
- 55 計画・目標
- 56 時間割（前期、後期）
- 58 ネットワーク管理
- 60 Smart Campus Shimotan構想
- 64 保育学科入学者への『入学前ピアノ実技レッスン』の実施
- 66 補習関連資料（栄養健康学科）
- 67 欠席の多い学生及び成績不振者の指導について
- 69 補習関連資料（保育学科）
- 70 保育実習指導Ⅰ・Ⅱ並びに教育実習事前事後指導

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ④ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ－B－1の現状＞

本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき各学科の学習成果に対応した教育課程を編成し、適正に実施している。教員は、担当科目について授業計画（シラバス）に記載した「成績の評価方法」（提出-11）に基づき学生の学習成果（備付-28）（提出-規程集-92）を厳正に評価している。

学習成果の獲得状況については、単位認定の状況表（備付-54）により適切に把握するとともに、各学期末に実施する「学生による授業評価アンケート」の結果を全教員で共有している。教員は、授業の開始時と終了時に同項目で実施する「学修成果把握アンケート」の結果（提出-13）により授業の成果を把握するとともに、自身の授業を見直している。

学生による授業評価である「学修成果把握アンケート」は、本学の教育研究活動等の状況についての点検評価の一環として実施し、授業開始時と修了時に同項目で実施することで学修成果を可視化し、その結果により、学生は自己の学業を振り返り、教員は授業改善を行うことで教育活動の質の向上を図っている。質問項目は、授業計画（シラバス）に基づいて学生に習得させたい態度、知識・理解、技能等について10項目（非常勤講師は5項目）を設定している。半期ごとに結果集計し、FD研修会（備付-87）において経年変化を含めて共有するとともに、全教員が「ティーチング・ポートフォリオ」（備付-31）を作成し授業改善に向けて取り組んでいる。このように学生による授業評価を半期ごとに行い授業改善を中心とした教育の向上、充実を図っている。

なお、令和2（2020）年度に「学生による授業評価アンケート」の調査項目を改正し、授業担当教員に対する質問並びに学生自身に尋ねる質問に分け、令和3（2021）年度から実施した。

授業内容についての授業担当者間での意思の疎通、協力、調整については、関連教科及び専門教科担当者間で個別に話し合いを行い、学科会議（備付-100-17）、（備付-100-18）や教務委員会（備付-100-8）での協議により共通理解を図り、組織的に調整する体制を維持している。授業担当者間での意思の疎通、協力、調整をより強固にするため、平成29（2017）年度に新しい3つのポリシーに沿ったカリキュラム・マップ（備付-26）、カリキュラム・ツリー（備付-29）を作成し、令和元（2019）年度、2（2020）年度及び4（2022）年度に向けて改正している。

教育目的・目標の達成状況については、毎年度自己点検・評価総括表により自己評価・外部評価を行い把握・評価している（備付-21）。

また、「学生に対する授業評価アンケート」の他に、教員を対象とした「教員用授業自己点検アンケート」（備付-30）も実施している。教員には学生の評価結果と自己評価の結果を対比させ、授業改善を行うことを促しており、年度初めに教育活動の「計画・目標」（備付-55）の提出及び年度末に「教育活動報告書・評価書」（備付-17）の提出を義務付けている。授業計画（シラバス）に「成績の評価方法」を設けて学生に周知するとともに、評価の基準にし、「下関短期大学ディプロマ・サプリメント」として学生に配付して、GPAの分布や出席率等を示している（備付-47）。

学生に対する履修及び卒業に至る指導については、「クラスアワー」（備付-56）及び

下関短期大学

「個人面談」等により、担任及びチューターが個別に行うとともに、教務課、学生課、進路支援課の職員は、教務システムにより単位認定状況等の学習成果を把握している。少人数制で、科目選択の幅も狭く全ての専任教員が、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる状況にある（備付-57）。

課題のある学生については、「欠席の多い学生及び成績不振者の指導について（申し合わせ）」（提出-規程集-96）を踏まえて指導している。新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に伴う遅刻、欠席の取扱を踏まえ令和3年（2021）度に一部改正した。こうした学生の情報は、学生の個人相談や進路支援、就職相談や保護者会に活かし、事務職員は、FD・SD合同研修会での研修を通じて学生支援の職務を充実させている。

専任の事務職員は、履修方法やカリキュラムを熟知しており、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる他、卒業後のビジョンについても示すことができる。

図書館の利用方法、蔵書等については、入学当初のオリエンテーションで学生に説明している。図書館業務は嘱託職員として司書（週3日）、職員（週2日）が交替で勤務にあっている。図書館は平日（9時～17時）及び長期休業中（指定日有）に開館し、要求に応じ蔵書案内等をしており、毎年図書館利用アンケートを実施し、学生のニーズに合った活用ができることを目指している。図書館の利用促進については、学内3箇所と館内の掲示、そして館内展示を通して新刊やおすすめの本を紹介している。その他、図書館と学生協働活動も重視しており、館内ロビー・学生ホールには専門科目に関する資料や学生・教職員の作品等を陳列掲示し、学習意欲の向上を図っている。また、付属高校の生徒・教職員、付属幼稚園の園児・保護者、広くは地域住民にも利用しやすい環境作りに努めている。しかし、令和2（2020）年からは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域住民の利用は控えて頂くよう図書館ウェブサイト（備付-90）で知らせている。

近年の活動としては、令和2（2020）年度「山口県大学ML連携展」において「30年間の『創作発表会』発表内容を振り返り。今後の展開に臨む」と題し、令和2（2020）年度で33回目を迎えた保育学科の創作発表会の歴史を辿り、これからを展望した。これまでのプログラムや使用した機材を展示し、関連する図書館資料とともに披露することで、図書館における学生協働、学習資源センターとしての役割についても考える展示を行った。

また、本学教職員の研究成果発表の場として、「下関短期大学紀要」（備付-84）を毎年1回の割合で刊行し、学内関係者をはじめ国内研究機関（短大・大学等）への送付を行っている（令和3（2021）年度：約130箇所）。

さらに、平成21（2009）年度から山口県大学共同リポジトリ「維新」（備付-85）に参加しており最新の39・40合併号までの掲載論文をウェブ上に全文公開している。その他、個人研究については、各所属学会における論文集・学会誌・抜刷等を本学図書館で管理、公開している。本学教員は個人研究が主体であるが、教員の研究成果・発表状況については個人差がある。教職員全員に定期的に教授会や学科会議の場で「下関短期大学紀要」への投稿を呼び掛けており研究の促進を図っている。

現在の図書館の施設設備は、平成6（1994）年に竣工され、1階がピロティ、2階が合同講義室及び研修室、3・4階が開架式書架および閲覧室となっている。学生用に蔵書検索や学習用に自由に使用できるコンピュータが4台設置されている他、視聴用ビデオDVDコンポ2台、LDデッキ各1台、DVDデッキ2台、CDデッキ3台等を設置し利便性を図って

いる。平成26（2014）年度、3階にラーニング・コモンズを導入したことに伴い、ホワイトボード1面、40インチモニター（ブルーレイ再生機器1台）を設置し、平成28（2016）年には視聴覚機材の一環としてブルーレイ再生機器・小型モニター（1台）を設置した。学生の利便性を考え3階に設置した絵本コーナーは書架増設、書架配置替えを行って充実を図っている。

従来から本学は学園としてのインターネット接続可能なコンピュータネットワーク（備付-58）のうち、事務、教員、学生、教務システムのセグメントで区分したネットワークに、サーバーに登録した端末と全教職員・学生に付与したアカウント、メールアドレスを用いて業務や学業に使用している。学生は学内の学生用のコンピュータから学生用のファイルサーバーにあるデータにアクセスすることで、情報処理関連の授業ではもちろんのこと、それ以外の授業でも、プレゼンテーションの作成や栄養価計算等に活用している。各教員からは、コンピュータを活用する課題（レポート等）が課せられ、空き時間に課題に取り組む学生の姿が頻繁に見られる。G suite Legacyを活用して、すべての学生にグーグルアカウントを付与することにより、Gメール添付での課題の提供と提出に加え、令和2（2020）年度には遠隔授業実施に伴いグーグルが提供するサービスであるクラスルームを利用した課題の提供と提出、フォームスを利用したアンケート調査等の取組を行った。大学運営においては、教職員用ファイルサーバーによるデータ管理を基盤に、カスタムソフトによる各種帳票処理、教務システムによる学生管理等の処理を行っている。本学ウェブサイト掲示板への学生への休講・補講や重要情報の提供を行い、学生の欠席・遅刻連絡を本学ウェブサイト経由で全教職員にメール連絡する方法を運用している（備付-59）。

令和2（2020）年度の遠隔授業実施に伴う取組を引き継ぎ、学生による学内LAN及びコンピュータの利用促進として次のような取組を行った。

- ・ 学生の健康観察表をクラウド活用したエクセルシートに記録できるように整備
- ・ 独自ドメインshimotan.comのGメールを用いた学生への一斉送信
- ・ グーグルフォームスによる学生の通信環境調査や卒業時アンケートの実施
- ・ G suite LegacyをGoogle Workspace for Educationにアップデート
- ・ 平常の対面授業におけるグーグルスライドやフォームスの活用
- ・ 学生用及び教職員用のWi-Fiの整備
- ・ ICT活用の先行研究を行う教員にクロームブックを配付
- ・ 業務用ネットワークを利用する端末と学内Wi-Fiを利用する端末を分離
- ・ office 365 AI の導入と全学生、教職員へのMicrosoftアカウントの付与

新型コロナウイルス感染症に伴う学内におけるICTを活用した教育の拡大を背景に、教育におけるDXの進展に対応し学生の情報リテラシーの向上と栄養士・保育士等の職場のICT化を推進する人材育成を図るために、下関市の事業を基盤にして「SCS（Smart Campus Shimotan）構想」を策定した（備付-60）。本学教員によるICT授業研究、やまぐち総合教育支援センターから講師を招聘したグーグルクラスルーム等の活用した実践的なFD・SD研修会を行い、教職員のコンピュータ利用技術の向上を図り、今後、SCS（Smart Campus Shimotan）プロジェクトチームを中心とした研究成果を踏まえながら、更なる教育実践の充実を推進していきたい。

[区分 基準Ⅱ－B－2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ－B－2の現状>

入学手続者に対し栄養健康学科では、便覧等に記載されていない入学後に必要なおおまかな諸経費一覧（備付-61）を入学案内時に情報として提供している。また、入学前課題（備付-62）を配布し、入学時提出、入学後テストの実施を行っている。令和2（2020）年度はコロナ禍により、入学後のテスト実施の時間割を組むことが困難であり、計算や調理関係については「調理学基礎演習」で実施した。令和3（2021）年度入学者については、入学時回収後、学科教員内で回覧を行い、入学者の解答を把握し、各教科内において不足の部分については補足や指導を行った。授業や学生生活については、入学後、オリエンテーションやクラスアワーの時間を使用し、学内及び学科独自の情報を提供した。

保育学科では学習成果を質的データとして測定する方法に学習の記録「履修カルテ」（備付-63）を採用している。「履修カルテ」は、各学生の履修状況・成果（評価）をもとに教員が履修者の具体的な傾向・特徴を考察する。その後、教員は学生一人ひとりの学習成果の達成度にもとづいて、日頃の学習指導の在り方や学生の理解度を踏まえ、将来の保育者としてより実践力を高めていくための課題に活用している。

保育学科でも、栄養健康学科同様入学前課題を配布し、入学時提出、入学後テストの実施を行っている。入学前に課する作文課題で、入学生の修学への意欲、保育職への心構えを把握しており、担当教員の分析を教員内で共有している。また、入学後4月に実施する「漢字実力試験」を通して基礎学力を計り、教員内で情報共有している。基礎学力の不足については該当科目で指導を行っている。

さらに令和2（2020）年度入学生から、「入学前ピアノ実技レッスン」（備付-64）（4日間、一人1回20分）を実施しており、次の表のとおり、これまで3年間の実績を積んでいる。ピアノは保育職に就いた後も必須となる実技であるが習得に時間がかかることを踏まえ、早くから念入りに教育を行っている。

「入学前ピアノ実技レッスン」状況表

| 入学年度 | 受講生数（名） | 延べレッスン回数（回） |
|----------|---------|-------------|
| 令和2年度入学生 | 37 | 93 |
| 令和3年度入学生 | 28 | 66 |
| 令和4年度入学生 | 30 | 43 |

また、令和3（2021）年度からは以前から検討してきた高大連携プログラムの一環として、付属高等学校から保育学科に進んだ学生に入学前の春季休業中に保育現場で必要な漢字・国語表現等を課題として与え、入学後に確認テストを行っている。全員の学生が真剣に課題に取り組み、合格点となる成績を収めた。

なお、保育学科も新入生への授業や学生生活、学科独自の情報についての情報提供は入学後オリエンテーションやクラスアワーの時間を使用し伝えている。

新入生の学習の動機付けのために両学科では、入学式の午後及び翌日の2日間にわたり、オリエンテーションを実施している。その内容は、「学生便覧」（提出-1）を基に教務課、学生課、進路支援課、図書館からの学生生活全般にわたる必要事項の説明をはじめ、各教室、実験室、図書館及びロッカー室等の学内案内を行っている。

さらに、各学科において、授業時間割表、履修登録票、授業計画（シラバス）（提出-11）を用い、履修関係の説明・指導を実施し、安心して授業に臨めるよう配慮している。指導体制は、担任制、チューター制（備付-65）を機能させ、気軽に学習や就職の相談ができるようにしている。

卒業時に資格取得ができなかった学生には、必要単位取得のため、科目等履修生（提出-規程集-80）として受け入れ、必要な科目を履修させ資格取得ができるようにしている。

科目等履修生として受け入れるが、なぜ単位の認定に至らなかったのか、その原因をしっかりと学生自身が究明し反省することが大事である。学習への姿勢は将来保育者の姿勢と同等であることを忘れてはならないことを一層指導していく必要がある。

基礎学力が不足している学生に対する学習成果の支援については、基準Ⅱ-A-7の結果により、教授会、FD研修会、学科会議等で学習支援方策を点検している。

両学科とも補習を行っており、その時期や内容は学科によって異なるが、教員の協力体制のもと、時間割表空きコマの中に位置付けたり、放課後や夏季休業中、春季休業中に実施したりしている。就職試験対策の個別指導も行っている。これらの補習は、各科目GPA分布状況表（備付-43）や各学期科目GPA一覧（備付-27）より、学生の学力等に応じて両学科とも毎年見直しを行い充実させている。

留学生の受け入れについては平成24（2012）年度以降実績がなく、留学生の派遣についてはこれまで実績がない。

〔栄養健康学科〕

基礎学力が不足している学生にはクラスアワーや授業時間外または長期休業中を利用し

下関短期大学

内容に応じて各教員が補習を行っている（備付-66）が、優秀な学生に対しては、4年制大学への編入試験対策等を実施し、令和3（2021）年度には合格者を出すことができたが、十分な支援体制が整備できていない。

学期、学年末のGPAが下位1/4の学生については、担任を中心として「欠席の多い学生及び成績不振者の指導について（申し合わせ）」（備付-67）を記録し、夏季及び春季休業中に指導を行っている。

2年次に実施される「校外実習事前演習」「給食実務校外実習」「校外実習事後演習」については、授業計画（シラバス）にも「受講するためには、前の学期のGPAが1.5以上であることが望ましい。」と記載している。

そのため、1年生は、1年次より成績不振の学生が努力するように担任、チューター、各教科の教員により指導を行い、クラスアワーでの指導やオフィスアワーの活用も勧めている。

2年生については、給食実務校外実習（備付-68）に向けて「校外実習事前演習」に関連する内容の不振な者については時間外の補習に取り組むよう指導を行っている。また、毎年12月に実施される栄養士実力認定試験の結果（備付-49）C段階の学生には、職場着任までに資質の向上を目的に卒業までの期間を使用して補習を行っている。

学習上の悩みや相談は、教員からの声掛けを行うとともに、教員も担任、チューター、教科担当等を問わず、相談にのり、指導助言を行っている。各教員で解決困難な問題については、学科会議等で学科教員が周知し、指導に当たっている。

優秀な学生に対しては、各教科の教員によるオフィスアワーを活用することや必修科目であるゼミナール担当教員により、研究内容の探求や知識の向上を行っている。また、興味のあるコンテストやコンクールなどにも応募するなどの挑戦も行っている。

〔保育学科〕

学科として基礎学力を、学修理解度の過不足ではなく、保育者としての源となる実践力と捉えており、この実践力の向上を目指している（備付-69）。

「教職実践演習」及び「保育実践演習」並びに「教育実習事前事後指導」においては、履修カルテの学修状況を把握し、保育の要となる指導案作成に向けての基礎学力の指導に全教員が対応している。一例として、2年次5月に、幼稚園・保育園実習に向けて、指導案の作成に苦慮している学生を対象に毎日個別指導を行っている。2年の「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ」並びに「教育実習事前事後指導」（備付-70）は、学力に応じて習熟度別にして、指導案作成等の授業を行っている。指導案作成こそ一人前の保育者になるための大きなステップであるため、1年次の座学の授業を通して指導案作成に係る基礎・基本を修得することを徹底している。2年次には、保育実習・教育実習等の現場実習（備付-71～73）があり、本格的に保育者としての一步を踏み出す段階に入ることとなる。

そして、本学科では教育実習・保育実習を受ける資格として、各実習開始直近のGPAが1.5以上であることを望ましいと規定している。このGPAの基準は適切妥当な数値であり、ほぼ全員の学生がクリアし実習に参加している。

指導案作成指導の他に、1年次の夏季休業中に特別補講（備付-74）を行い、実習に向けて礼法やマナー等保育者としての資質・能力の再確認のための授業を行っている。

なお、進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮・支援については、十分な支

援体制はできていないが、令和3（2021）年度公立保育施設を受験する学生については、受験対策のための補習を実施し合格に至った。

〔区分 基準Ⅱ－B－3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ－B－3の現状＞

学生生活を支援するための組織として、学生課職員、担任及びチューターを主軸とした学生指導委員会（提出-規程集-33）がある。学生指導委員会は学生一人ひとりが日々の学生生活を円滑で有意義に送ることができるよう、生活指導や様々な支援にあたっている（備付-75）、（備付-76）。本年度は、3回の学生指導委員会を開催し、担任やチューターのみだけでなく情報の共有を学科または学内に情報の共有を広げる意味での取組を進めた。その結果、他の学科の困り感や対応の仕方等を知ることができ、より学内の教職員の共通理解が深まった。さらに、家庭内の保護者等とのトラブル等については、令和3（2021）年度からスクールソーシャルワーカー（SSW）を非常勤で雇用して対応している。

学生活動は学友会（学生自治会）の自主的活動により推進されている。令和2（2020）年度から学友会会則に則った執行部組織及び任期等が整備された。学生課長は学友会の顧問として、学外研修やスポーツ大会、クリーン作戦（ボランティアの掃除活動）、桜山祭（大学祭）、学友会選挙など各種学内行事の実施に関し、これらの活動が活発に行われる

下関短期大学

ようアドバイスを与えるとともに、学生のみでは実施が難しい事柄には支援を行っている。令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は、感染対策を考慮して、学外研修と桜山祭を開催することができなかったが、学友会によるスポーツ大会を十分な感染対策を講じて素晴らしい大会を行うことができた。

また、クラブ・サークル活動については、多くの教員が顧問を務め、これらの活動を支援している。

学生食堂がない本学では令和2（2020）年度から弁当の配送サービスが実施され、学生の利便性を図っている。また学生が最も利用する学生ホールは、休憩、食事、自習等に活用され、飲み物の自動販売機（2種類のスナック菓子を提供：学友会の提案から）、ウォータークーラー、電子レンジ等を設置している。それだけでなく情報や交流の場として、種々の募集案内やパンフレットが置かれている。学生ホール以外にも、複数の教室を飲食可とし、休憩、食事の場所として開放している。ただ、現在コロナ禍にあり、3密を回避するため、テーブル・椅子の数を削減し使用人数制限をしている。

本学は下関駅から徒歩15分程度の好立地にある。そのため学生の多くはJR等の公共交通機関を利用している。ただし、公共交通機関が不便な所や家庭の事情等により自動車通学を希望する学生には許可証を交付し学内駐車場の利用を認めており、整備を重ねた結果、現在は25台分の駐車場を確保している。自動車通学においては、同乗、登学後の移動等は禁止しており、新学期に学生に通知している。自転車、バイク通学に対しては駐輪場を開放している。なお平成23（2011）年7月より附属高等学校のスクールバスを共用して、朝の登学時間帯に1便、無料送迎バス（JR下関駅～本学）を運行している。

「高等教育の修学支援新制度」、奨学金、及び授業料の免除等は、厚生の一環として進路支援課が担当し取り扱っている。本学が扱っている奨学金には、日本学生支援機構及び山口県ひとづくり財団のものがある。新入生及び保護者に対しては、入学時に奨学金等に関する説明会を開催するとともに、個別相談にも担当職員が丁寧に対応している。

そのほか学生への経済的支援として、学則第30条及び下関短期大学授業料等の免除又は徴収猶予若しくは分納に関する細則に基づき授業料免除等の制度を設けている。学生の奨学金受給者数並びに授業料減免者数は次のとおりである（提出-1）。

1 日本学生支援機構奨学金(単位:人)

| 年度 | 一 種 | 二 種 | 給 付 | 合 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 平成29年度 | 8 | 12 | 1 | 21 |
| 平成30年度 | 14 | 16 | 3 | 33 |
| 令和元年度 | 16 | 26 | 5 | 47 |
| 令和2年度 | 21 | 36 | 24 | 81 |
| 令和3年度 | 33 | 46 | 38 | 117 |

2 山口県ひとづくり財団
奨学金(単位:人)

| 年度 | 採用者数 |
|--------|------|
| 平成29年度 | 5 |
| 平成30年度 | 3 |
| 令和元年度 | 1 |
| 令和2年度 | 0 |
| 令和3年度 | 0 |

下関短期大学

3 本学独自の奨学金

(1) 総合型選抜奨学金(単位:人)
(令和2年度まで特別奨学生)

| 年 度 | 採用者数 |
|--------|------|
| 平成29年度 | 6 |
| 平成30年度 | 5 |
| 令和元年度 | 5 |
| 令和2年度 | 12 |
| 令和3年度 | 9 |

(2) 授業料減免(単位:人)

| 年 度 | 採用者数 | | 合 計 |
|--------|------|-----|-----|
| | 前 期 | 後 期 | |
| 平成29年度 | 3 | 3 | 6 |
| 平成30年度 | 1 | 4 | 5 |
| 令和元年度 | 6 | 9 | 15 |
| 令和2年度 | 1 | 7 | 8 |
| 令和3年度 | 3 | 4 | 7 |

また、山口県立西部高等産業技術学校設置の栄養士養成科及び保育士養成科の訓練業務等の業務委託による訓練生を受け入れている。これに加え、栄養健康学科については、教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座にも指定されている。

学生の健康管理については、春先に実施する健康診断、身体測定で学生の健康状況を把握し結果が悪い学生に対しては、本人に再検査、精密検査を受けるよう指導している。

なお、保護者宛にも通知書を発送し遺漏のないようにしている。健康等に関する相談の多くは心因的問題であり、近年増加傾向にある。

メンタルヘルスやカウンセリングについては、保育学科教員でもある臨床心理士が「学生相談」として担当している。「学生相談」については、入学及び進学時のオリエンテーション時に学生に案内をしている。さらに、学生への周知を図るため、保育学科のオリエンテーション内で再度案内し、栄養健康学科では、クラスアワーにおいて「学生相談」の広報を含めたメンタルヘルス教育を行っている。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するため、「学生生活アンケート」を実施し、その集計結果(要望等)(備付-51)は学生ホールに掲示している。令和3(2021)年度には「学生生活アンケート」の結果を自己点検・評価運営委員会にて分析し、教職員へ結果を配布するとともに、自己点検・評価運営委員長から分析結果を報告した。平成30(2018)年度「学生生活アンケート」を実施する際に、データの活用状況などを踏まえ、質問項目を検討し改善した。アンケート以外に、学友会(学生自治会・サークル)からの要望という形で学生の意見を聴取し、学生の要望や意見を取りまとめ、各学科や学生指導委員会で協議し、対応にあたっている。

さらに、令和2(2020)年度から自己点検・評価委員に学生代表として2名(学友会会長、学友会副会長)を両学科代表として加え、学生の立場から評価・要望を聴取している。なお、要望が強かった学内Wi-Fi設置については令和3(2021)年度から着手した。

本学では、下関短期大学外国人留学生に関する細則(提出-規程集-79)により留学生を受け入れているが、平成23(2011)年度の入学生を最後に、留学生は入学していない。留学生が学習する際には、学科長をはじめ担任、チューターによる個別指導と、有志による

下関短期大学

日本人学生の援助を受けられるようにしている。本学独自の支援として入学金の免除及び授業料の半額免除を実施している。

社会人学生の学習を支援する体制（提出-4）、（提出-5）については、学則第6条及び下関短期大学第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定に関する細則（提出-規程集-89）に基づき、入学前の既修得単位の認定を行っている。

社会人選抜により入学した学生には授業料年間200,000円免除、社会人シニア選抜により入学した学生には、入学金240,000円の免除、授業料半額310,000円免除などさまざまな優遇措置を取っている。

障がい者への支援体制（提出-規程集-98）については、平成29（2017）年度より障がいのある学生への担当者（特別支援教育担当者）を置き、担当者を中心とし「障がい学生支援ワーキンググループ」を立ち上げ対応するとともに、令和元（2019）年度に「障がいのある学生支援に関する規程」を策定し、必要かつ合理的な配慮に努めることとしている。

令和元（2019）年度、2（2020）年度において視覚に障害のある学生について座席の位置、試験問題用紙の拡大等の対応を行った。現時点では、障がい者に対応する施設設備はほとんど無い。令和4（2022）年度には歩行に多少困難のある学生の入学があり、手摺の取り付けを行った。

長期履修学生の受け入れについては、「長期履修学生の細則」（学則第16条の2、第2項）（提出-規程集-78）により、在学期間3年以上6年以内を限度とし、修学が可能としている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して評価するシステムは、現在のところ構築されていない。ただし、顕著な業績を残した者に対しては卒業時に表彰する制度があり、この対象者にはボランティア活動や地域活動等で活躍した者も含まれる。この項目については、他者へ目を向ける活動の前に自分自身のことで精一杯であるのが現状であるが、大学としては少しずつできるところから進めていきたいと考えている。

令和3（2021）年度も「学生生活アンケート」を実施し、その結果を自己点検・評価運営委員会にて分析し、教職員へ結果を配布するとともに、教授会にて自己点検・評価運営委員長より分析結果を報告した。なお、学生に対しては、アンケート調査結果を学生ホールに掲示し公表している。平成30（2018）年度「学生生活アンケート」からの内容については、データの活用状況などを踏まえ、質問項目を検討し改善した。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援に関しては進路支援課が窓口となり、求人受付及び開拓を行い、学生への就職斡旋を推進している。求人情報については、図書館や学生ホール、相談室、またウェブサイトでも求人票やさまざまな就職説明会、企業説明会の案内を掲示したり、自由に持ち帰ることができるようにしたりして便宜を図っている（備付-77）。あわせて、進路支援課担当及び担任やチューターが、各々学生と面談し、一人ひとりに寄り添い、個に応じた就職活動を支援している。

就職支援のための施設として、相談室（本学における進路支援室の名称）を設置し、栄養士や保育士の採用施設を中心に、求人票や施設・企業の資料をボックスごとに整理し、学生が手に取りやすい環境をつくり就職支援に当たっている。

また、キャリアコンサルタントの資格を持った進路支援課職員による就職ガイダンスを実施している。その内容は、就職ガイドブック（備付-78）配布説明、求人票の見方、履歴書の書き方指導などである。また、就職希望先の試験内容に応じ、進路支援課職員、担任、チューターを中心として、面接試験への対応等の支援を行っている。

学科毎の卒業時の就職状況については、毎年度進路支援課より教授会にて結果報告がなされている。また、進路支援課において就職状況の分析・検討が行われ、その結果を学生の就職支援に活かしている。

就職支援に関しては、少人数の大学ならではの良さを前面に出し、一人ずつ面談・相談をしながら、それぞれの希望を聴くとともに本人の特性や家庭の状況等も考慮し、一緒に就職先を探し、内定を取り付けていることは本学の強みである。今後さらに担任、チューター、進路支援課が情報を共有し、学生一人ひとりにあった支援の充実を図って行く。

本学は栄養士や保育士、幼稚園教諭などの資格や免許を取得するためのコースが設置してある養成施設であり、授業や地域との連携活動の中で資格取得に向けての資質向上に取り組んでいる。試験対策の書籍や情報は相談室や学生ホール、図書館に常備しいつでも閲覧できるようになっている。

また、採用試験を受けた学生には受験体験レポート提出してもらい、経験や学んだことを他の学生に情報提供するなどして、試験対策の充実を図っている。

ここ数年、就職希望者の就職決定率は100%となっている（備付-79）。毎年、食品会社や福祉施設、教育機関との協議を重ね、産業界の求める人材を把握し、指導に生かすとともに、有効に人材を活用していただくよう依頼をしている。

また、卒業後に卒業生アンケート（備付-20）及び就職先にアンケート（備付-18）を実施し、卒業生の状況を集約し進路指導に反映しているほか、就職ガイドブックに事業所の要望等を掲載し勤労観を高めている。

近年は、卒業後にさらなる高度な知識や技術を得ようと、4年制大学に編入を希望する学生が両学科とも少ない状況ではあるが、希望する学生には、各学科の教員が中心となり、必要に応じて一般教育担当教員も含め、支援にあたっている。

図書館に4年制大学への編入学コーナーを設けたり、留学案内を掲示し相談にのったりするなどしているほか、担任やチューターによる個別相談により、学生一人ひとりのさらなる向学心を支援している。その結果、令和3（2021）年度卒業生には公立大学へ編入した者がいた。また、市内の東亜大学（備付-14）とは提携しており、入学金なしで3年生に

編入できるようになっている。

留学については、パンフレットを自由に持ち帰ることができるようにしたり、ポスターを掲示し呼びかけたりしているが、これまで希望者はおらず情報提供に留まっている。

<テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の課題>

入学者に対し、入学直後に2日間オリエンテーションを行っているが、さらに学生の理解を深める必要がある。担任、チューターを中心に、資格取得及び卒業を見据え個人に応じた学生生活の送り方に関する支援の体制づくりを図ることで、退学者、休学者「0」を目指していく。

また、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動など）をさらに充実していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

GPA制度については、平成30（2018）年度に「下関短期大学におけるGPA制度の取り扱いに関する要綱」が策定され開始した。その後、3回の改正を経て令和2（2020）年度から現行の取り扱いとなっている。

また、ナンバリング、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップについては、平成30（2018）年度に策定された後、令和元（2019）年度の両学科の新教育課程移行に伴い改正されるとともにカリキュラム・マップも策定された。

キャリア教育については、令和元（2019）年度からの新教育課程の下で、「キャリア総合Ⅰ・Ⅱ」及び「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」が設置されたが、栄養健康学科では、令和2（2020）年度入学生から「キャリア教育Ⅰ（通年）」「キャリア教育Ⅱ（2年後期）」に改正された。

ボランティア活動については、保育学科の「保育実践演習」及び「児童文化」がゼミ形式で新たに設置され、最終的には地域の幼児等に向け発表することになった。

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特記事項なし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式7－基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]

<根拠資料>

1) 提出資料

- 1 8 専任教員の研究活動状況表[様式16]
- 1 9 外部研究資金の獲得状況一覧表[様式17]

2) 備付資料

- 8 0 専任教員の個人調書[様式21]
- 8 1 教育研究業績書[様式22]
- 8 2 非常勤教員一覧表[様式23]
- 8 3 専任教員の年齢構成表
- 8 4 下関短期大学紀要(過去3年分 令和元(2019)年度[第38号]、令和2(2020)・3(2021)年度[第39・40合併号])
- 8 5 山口県大学共同リポジトリ: 維新 下関短期大学
<http://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/sj>
- 8 6 教員以外の専任職員の一覧表
- 8 7 FD研修会記録 令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 8 8 SD研修会記録 令和元(2019)年度～令和3(2021)年度

[区分 基準Ⅲ－A－1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ－A－1の現状>

本学は、栄養健康学科、保育学科で構成されており、各学科の教育目的を達成するため、平成30(2018)年度より再構築したカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の

下関短期大学

方針)に基づき、教員の専門性を重視した人員配置を行っている。(備付-80)なお、専任教員でカバーできない科目については、非常勤講師を配置している。(備付-82)さらに、栄養健康学科では助手を3名配置しており、よりきめ細かな授業展開を可能にし、学生の安全面でも効果を発揮している。令和4(2022)年5月1日現在における教員数は、下記表に示す通り、「短期大学設置基準別表第1(第22条関係)」に定める教員数を充足している。

専任教員の職位については、「下関短期大学教員選考基準」(提出-規程集64)により、教授、准教授、講師、助教にふさわしい選考基準を定め、それらを充足している者に授けており、採用、昇任については、「学校法人河野学園昇任規程」(提出-規程集59)、「下関短期大学教員選考規程」(提出-規程集63)に基づいて行っている。

下関短期大学専任教員数(人)

令和4(2022)年5月1日現在

| 学科名 | 専任教員数 | | | | | 設置基準で定める 教員数 | | 助手 | 非常勤 教員数 |
|--------|-------|-----|----|----|----|-----------------|-----|----|------------|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | [イ] | [ロ] | | |
| | | | | | | | | | |
| 栄養健康学科 | 2 | 2 | 0 | 1 | 5 | 5 | — | 3 | 8 |
| 保育学科 | 2 | 1 | 3 | 0 | 6 | 6 | — | 0 | 14 |
| (小計) | 4 | 3 | 3 | 1 | 11 | 11 | — | 3 | 22 |
| 一般教育 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 2 |
| (合計) | 6 | 4 | 3 | 1 | 14 | 14 | | 3 | 24 |

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ－A－2の現状＞

専任教員は、各学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、研究活動を行っているが、研究活動の業績には個人差があり、全体として十分な成果を上げているとは言えない。今後は、平成30（2018）年度に再構築したカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、研究活動を積極的に行っていく予定である。

専任教員が研究、研修等を行う時間として週に1日研修日を確保しているが、事務職員の減少、学生募集に関わる用務などをはじめ、各種用務の増加、学生に対する補習及び個別指導の増加、さらには地域貢献活動などの増加により、研修日を本来の目的に十分に充てることができない状況である。（提出－18）

残念ながら、平成30（2018）年度以降、科学研究費補助金等を獲得した専任教員はいない。（提出－19）

専任教員の研究活動に関する規程について本学では、以前より「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」（平成23（2011）年4月1日制定）（提出－規程集100）、「下関短期大学における研究者等の行動規範」（平成24（2012）年4月1日制定）（提出－規程集102）を整備している。

平成27（2015）年度に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を実施したところ、23項目が不十分であることが明らかになった。そのため、学術関係責任者を中心に規程等の見直しを行い、平成27（2015）年度第15回教授会にて「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」の改定（9条の2、9条の3内部通報制度の新設）、「下関短期大学公的研究費の内部監査規程」（提出－規程集103）、「下関短期大学公的研究費 内部監査マニュアル」（提出－規程集104）の新設が承認された。

本学の専任教員の研究活動に関する規程については、「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」（平成28（2016）年3月22日改定）、「下関短期大学公的研究費の内部監査規程」（平成28（2016）年3月22日制定）、「下関短期大学公的研究費 内部監査マニュアル」（平成28（2016）年3月22日制定）を整備している。

本学教職員の研究成果発表の場として、「下関短期大学紀要」（備付-84）を毎年1回の割合で刊行し、学内関係者をはじめ国内研究機関（短大・大学等）への送付を行っている（平成27～28（2015～2016）年度164箇所）。さらに、平成20（2008）年度から開始された山口県大学共同リポジトリ「維新」（備付-85）には平成21（2009）年度から参加し、既発行分の「下関短期大学紀要」（1号～令和2（2020）年度発行最新39号）掲載論文をウェブサイト上に全文公開している。なお、平成28（2016）年度発行分は「河野学園創立90周年特集号」として、教職員の研究論文だけでなく、建学者・河野タカ先生の薫陶を受けた卒業生による座談会を掲載し、下関市における往時の女子教育を伝える情報ツールとして紀要の編集・発行を行い、座談会記事は同窓会ホームページにて公開することとなった。

その他、個人研究については、各所属学会における論文集、学会誌、抜刷等を本学図書館で管理、公開している。

専任教員には一人1室の研究室を確保し、一人1台のコンピュータを備えつけ、専任教員

下関短期大学

の研究活動を支援している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程については定めていない。

F D活動については、「下関短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」(提出－規程集36)を整備しており、これに基づきF D研修会などの活動を適切に行っている。(備付－87)

近年取り掛っている課題はI C T推進と高大連携である。I C Tの新システムを導入に合わせてレクチャーと情報交換を行っている。また付属高校と共通する課題については合同研修会を開いている。

令和2(2020)年9月には、配慮が必要な学生も増加傾向にあることから、特別支援学校に勤務した経験のある学内の教員が講師となり、「発達障害について～理解と支援を深めるために～」と題して高大合同のF D・S Dを開催した。

令和2(2020)年からは新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ研修会を開いている。教職員が正しい知識と情報を共有することで学内の感染症拡散を防ぎ、状況に適した授業・教育方法を討議している。

令和3(2021)年度は、8回のF D研修会を開催した。各回のテーマと参加状況は以下のとおりである。

なお、専任教員は、日頃より、他の部署並びに付属高校教員等とのコミュニケーションを図り、学生の学習成果を向上させるため研修等に努めている。特に、付属高等学校教員とは、毎年度付属高等学校からの新生生について情報交換会を開催し、短大においても継続して高大5年間の一貫教育の指導に務めている。

F D研修会

| |
|---|
| 第1回目(令和3(2021)年4月1日開催 教員18名、事務局職員2名参加) 2020年度後期下関短期大学「学習成果把握アンケート」について ～授業改善P D C Aサイクルの効果～ |
| 第2回目(令和3(2021)年5月11日開催 教員17名、事務局職員6名参加) ※SD研修と合同 新たな規程を受けての「新型コロナウイルスの基礎」 |
| 第3回目(令和3(2021)年9月8日開催 教員18名、事務局職員2名) 2021年度前期 下関短期大学「学習成果把握アンケート」について |
| 第4回目(令和3(2021)年9月8日開催 教員18名、事務局職員7名、 付属高校参加者15名) ※SD研修、付属高校と合同 I C Tを活用した教育実践例 |
| 第5回目(令和3(2021)年10月13日開催 教員17名、事務局職員2名) 令和3(2021)年度 前期授業評価アンケートについて |
| 第6回目(令和4(2022)年1月12日開催 教員17名、事務局職員2名) 「ティーチング・ポートフォリオ」の作成について |

第7回目（令和4（2022）年2月16日開催 教員17名、事務局職員5名）

「GIGAスクール構想が目指すものとは」、「小中高の現場におけるICTの取り組み」について：講師「やまぐち総合教育支援センター職員3名」

第8回目（令和4（2022）年3月16日開催 教員16名、事務局職員1名）

令和3（2021）年度後期授業評価アンケートについて、後期学修成果把握アンケートについて

〔区分 基準Ⅲ－A－3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ－A－3の現状>

事務組織は、「学校法人河野学園組織規程」（提出－規程集3）に基づき、毎年度、事務分掌を明確にし、人員配置及び担当者を検討の上、法人事務局長を兼務している事務部長の下で業務を遂行している。また、学生部、教務課、学生課、進路支援課等を同一の事務室にまとめており、毎日朝礼を行い、学生の学修状況や生活に関わる課題などの情報交換を行い、早期にきめ細やかな支援ができる組織体制をとっている。（備付－86）

職務の遂行にあたっては、次の事務関係諸規程を整備し、本館1階中央に事務部及び学生部を配置し、情報機器・備品等を整備して事務処理を行っている。

事務関係諸規程として、「学校法人河野学園組織規程」、「学校法人河野学園文書取扱規程（提出－規程集6）」、「学校法人河野学園公印取扱規程」（提出－規程集7）、「学校法人河野学園事務決裁規程」（提出－規程集5）、「学校法人河野学園経理規程」（提出－規程集69）、「河野学園工事の執行及び物品の購入に関する細則」（提出－規程集72）等が制定されており、諸規程に則って事務処理を行っている。

次に、防災対策、情報セキュリティ対策については、消防法等の法令、「防火管理規程」（提出－規程集11）、「下関短期大学危機管理マニュアル」（提出－規程集25）等に基づき防災・防犯対策等を実施している。情報セキュリティ対策としては、「河野学園個人情報保護のガイドライン」（提出－規程集8）を制定し、機密及び個人情報の守秘等に努めている。

本学におけるSD活動については、「下関短期大学スタッフ・ディベロップメント委員

下関短期大学

会規程」(提出一規程集42)に基づき、業務の見直しや事務処理の改善等、事務職員の能力開発、学内研修会等を実施し、組織の円滑運営を進め、意識改革を図っている。(備付一88)学内研修会は、短大事務職員の人員削減等の問題もあり、FD委員会とも連携を図り、教職員合同の研修会を行っている。また、付属高校と連携した高大連携研修会等も実施している。

事務職員の人材育成については、令和2(2020)年8月に「下関短期大学専任職員人材育成の目標・方針」(提出一規程集68)を策定し、目指す職員像を示し人材育成の取り組みを行っている。短大職員の人員削減の問題等もあり、具体的な取組としては職場内で業務を通じての研修(OJT)が中心となっているが、費用対効果も考慮しながら各種団体等が主催する職場外への研修会・講習会へも参加している。こうした研修会等へ参加した場合には事務局内で復伝講習等を適切に行い、情報を共有する中で、相互のレベルアップを図っている。

令和3(2021)年度には学生の進路支援のために必要なキャリアコンサルタントの資格取得に2人の事務職員が取組み、1人が資格を取得した。また、短期大学新規卒業の主事を採用したが、商工会議所が主催する「新人社員のためのビジネスマナー講座」に参加し、社会人としての基礎基本を身に付けることができた。さらには令和3(2021)年8月に女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、その数値目標の一つに女性管理職の割合を増やすことを挙げており、事務局及び付属幼稚園の女性係長2人が「女性活躍推進セミナー」に参加するなど女性職員の意識の向上を図っている。

事務職員には、教授会に出席する事務部長が教授会での審議事項や報告事項等について必ず説明するとともに、短期大学における財務や教学に係る諸課題や学生支援に必要な諸事項等についても説明している。

FD・SD活動については、山口県内すべての大学・短期大学及び山口県の学事文書課が参画する「大学リーグやまぐち運営委員会FD・SD部会」において、令和2(2020)・3(2021)年度については、新型コロナウイルスの関係で一堂に会して情報交換を行うことができない状況であったが、これまで相互にFD・SDの実施状況の情報交換を行ったり、他大学のFD・SDへの参加も可能とした取組を行ったりしている。

また、「北九州・下関高等教育機関会議」に参加し、北九州市及び下関市の大学、短大等と各学校が対応すべき諸課題について協議したり、情報交換等を行ったりしている。

事務職員は、学園内の他部門・他部署の業務を兼務する者が多い中、担当する業務の遂行に当たって、正確かつ適正に処理を行うため、常に必要な業務の見直しや事務処理の改善、合理化に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ－A－4の現状>

労働基準法等の法令に基づき、教職員の就業に関する諸規則として「下関短期大学就業規則」（提出－規程集46）、「下関短期大学及び下関短期大学付属高等学校教職員給与規程」（提出－規程集52）、「学校法人河野学園教職員退職金規程」（提出－規程集54）、「学校法人河野学園教職員育児・介護休業規程」（提出－規程集58）、「河野学園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」（提出－規程集15）、「学校法人河野学園パワー・ハラスメントの防止等に関する規程」（提出－規程集16）、「学校法人河野学園教職員定年退職者再雇用規程」（提出－規程集49）等、教職員の就業に関する諸規程を整備している。

事務局長は、労働局主催の説明会や民間の弁護士グループの主催する研修会等に積極的に参加し、労働関係法令の改正等の情報を収集し、また、顧問の社会保険労務士の助言を得ながら「女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定」、「育児・介護休業規程の抜本改正」、「パワー・ハラスメントの防止規程の策定」、「付属幼稚園教職員の処遇改善手当の支給」等々、次々と改正される様々な労働法制等に適切に対応している。

教職員の就業に関する諸規程を事務局に備え付け、教職員が常時閲覧できる措置を取っている。また、就業に関する諸規程の改廃等を行った場合には、教授会や学内メーリングリスト、事務局内の教職員掲示板を利用し、周知を図っている。

事務局職員については、令和元（2019）年度から1年単位の変形労働時間制を導入し、繁忙期等に対応できるようメリハリのある勤務形態にしている。教職員の就業については、法令等に則った労務管理を行い、教職員は、就業規則を遵守しており、人事管理は適正に行われている。

<テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源の課題>

教員数は「短期大学設置基準」を充たしており問題はないが、令和4（2022）年度においては、常勤専任教員17名の内、再雇用者は6名、常勤専任職員7名の内、再雇用者は2名を占めており、専任教職員の年齢構成に偏りがみられる。人件費を抑制することはできているが、中・長期的には、年齢のバランスの取れた人員配置を行う必要がある。

専任教職員の年齢構成表

| 【専任教員】 | | ※助手3人を含む | | | | | | | | 2022年5月1日現在 | |
|--------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|--|
| 年齢 | 25～29 | 30～35 | 36～40 | 41～45 | 46～50 | 51～55 | 56～60 | 61～65 | 66～70 | 合計 | |
| 男 | | | 1 | 1 | | | | 3 | 2 | 7 | |
| 女 | 1 | | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 10 | |
| 合計 | 1 | 0 | 3 | 4 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 17 | |

| 【専任職員】 | | 2022年5月1日現在 | | | | | | | | |
|--------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 年齢 | 25～29 | 30～35 | 36～40 | 41～45 | 46～50 | 51～55 | 56～60 | 61～65 | 66～70 | 合計 |
| 男 | | 1 | | | 1 | | | 1 | 1 | 4 |
| 女 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | 3 |
| 計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 7 |

下関短期大学

また、専門性だけではなく、コミュニケーション力・キャリア教育・地域貢献等に対応できる教員の配置についても検討する必要がある。短大事務職員については、将来的な年齢構成等を考慮し、諸業務が着実に継続性をもって行われるよう、令和4（2022）年度に短大事務部に新たに中堅の事務職員を採用した。

専任教員の研究活動については個人差があり、全体的にも活発とは言えない。地域の高等教育機関として、地域や学生に還元できる研究内容となるよう理解と協力を求めていく必要がある。

研究活動の公表については、早急に内容を精査し、定期的な見直しのルールをつくり、更新する必要がある。

紀要刊行に関して、本学の研究状況を踏まえて、以下の2つの課題が挙げられる。

- (1) 個人研究が主体であるが教員の研究成果・発表状況については個人差がある。
- (2) ゼミナール活動・公開講座等は、教員による共同の教育活動は行われているものの、共同研究や成果発表にまでには至っていない。

特に(1)については、教職員全員に定期的に教授会等の場で「下関短期大学紀要」の執筆の呼び掛けを行い研究の推進を促しているが、十分な研究成果発表までには結びついていないのが現状である。

なお、冊子体での発行については当面の間、継続する予定である。昨今の電子化に伴い冊子体の発行を中止している紀要もみられるが、人文科学系論文中に資料掲載を行う場合、ウェブ上の公開は不許可だが紙面のみ掲載許可が下りる場合が存在するためである（平成27（2015）年度34号1件有）。専任教員と非常勤講師の採用・委嘱の人員バランスについては、財政的に可能な範囲で見直しを行い、教員組織を整備していくことが必要である。

事務組織については、短大事務職員の業務の兼務、専任教員への事務職兼務等負担は大きくなっているが、現状の規模にあった事務組織の再構築を検討し、『学生便覧』の事務機構を基に、今後とも、協働体制で事務処理をしていきながら業務分担の改善をしていく。

短大プロパーの事務職員の追加増員は財政上の理由から厳しい状況ではあるが、事務処理能力の低下や学生に対するサービスの低下を防ぐため、SD活動等を通しての職員個々のスキル向上や意識改革、さらに教職員の協働意識の高揚を図る必要がある。「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28（2016）年3月31日公布）によりSDが義務化され、SDの対象者は事務職員だけではなく、教育職員や技術系職員等も含まれるため、教授会とも連携を図りながら全学的な取り組みを行う必要がある。

また、事務職員の資質・能力の向上を図るという観点で見た場合どのような事務組織、事務分担が適切であるか検討する必要がある。さらに、費用対効果も考慮しながら外部研修への参加を検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]

<根拠資料>

1) 提出資料

なし

2) 備付資料

89 校舎配置図・平面図

90 図書館ホームページ

<http://www.shimotan.jp/publics/index/51/>

[区分 基準Ⅲ－B－1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ－B－1の現状>

校地の面積は、17,298㎡あり、短期大学設置基準の規定の必要校地面積1,600㎡を充足し、適切な面積の運動場も有している。校舎の面積は、6,009㎡あり、短期大学設置基準の規定の必要面積3,250㎡を充足している。学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき講義室、演習室、実験・実習室及び機器・備品を整備している。（備付-89）

栄養健康学科においては、平成27（2016）年度に給食実務校外実習先の大量調理施設で

下関短期大学

使用されていることの多いスチームコンベクションオーブンを、令和2（2020）年度にはラピッドチラー（急速冷却機）を給食実務実習室に設置して授業において活用している。平成28（2017）年度には、調理実習室内に師範台でのデモンストレーションの様子が全学生に見えるようモニターを設置した。また、令和元（2019）年度にレシオビーム分光光度計、令和2（2020）年度にガス回転釜、令和3（2021）年度に定温恒温乾燥器の更新を行ったが、栄養士養成施設として最新の実習機器を十分に完備しているとは言えない。保育学科においても、保育現場で実際に使用しているような模擬実習室・演習室や設備が十分備わっているとは言えないのが現状である。

また、一部スロープや階段の手摺など順次設置を進めているが、エレベーターなどの本格的なバリアフリー化など障がい者の受け入れに十分対応しているとは言い難い。

本学図書館は平成6（1994）年に竣工し、1階は教職員共用駐車場、2階はエントランス・ホール（兼資料展示室）及び研修室、3階はレファレンス・カウンター、開架閲覧室及び事務室（兼資料整理室）、4階は開架書庫・閲覧室として開放しており、延べ床面積843.6㎡、閲覧席は80席設置している。平成26（2014）年度から3階にラーニング・commonsを導入し、絵本コーナーを4階から3階に移動させた。（備付-90）

蔵書数は、令和3（2021）年度末現在39,877冊、学術雑誌の種類は合計17誌（栄養健康学科関連10誌、保育学科関連7誌）である。栄養健康学科の雑誌数が多いのは、いわゆる専門書よりも雑誌の方が最新情報を得やすいためである。図書館の設備については、2階研修室に55インチモニターとブルーレイ再生機器を設置、投影プロジェクタ、3階閲覧室（ラーニング・commons）に個人視聴用として、ブルーレイ再生機器とモニター（1台：平成28（2016）年度設置）、蔵書検索用端末機（パソコン1台）、学習用のパソコン（4台）を設置している。購入資料の選定・廃棄については、「下関短期大学図書館資料収集管理規程」に基づいて行っている。蔵書・学術雑誌等の資料については、両学科の必要な資料を系統的に備えるように各学科から図書委員を選出し、学科の意見を踏まえた購入ができるよう配慮している。学生の参考図書は、授業関連図書の内、「授業計画（シラバス）」に「参考書」と掲載された書籍を図書館で確認の上、参考書コーナーを設置して分かりやすく配架している。その他、学生用一般図書については、本学の歴史に係わる資料（郷土史等を含む）、学生・教員（非常勤講師含む）からのリクエスト、司書の意見等を参考に図書委員会で選書の上、購入を行っている。なお、教員の個人研究図書資料については、図書館会計とは別枠の個人研究費でまかなっている。

体育館は、昭和51（1976）年6月竣工、平成26（2014）年3月に耐震補強工事を完了した。面積は1,078.67㎡でバレーボール、バスケットボール、バドミントン競技ができ、授業、課外活動に十分対応できる体育施設である。（備付-89）

令和2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症に対応するため文部科学省が行った私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金を活用し、パソコン、モニター、ビデオカメラ、マイクロフォン等々を各学科各学年にそれぞれ1セット併せて4セットを整備し、教員の研究室等から遠隔授業等を行うことが可能になった。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

下関短期大学

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ－B－2の現状>

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理は、「学校法人河野学園経理規程」（提出－規程集69）に基づき行っている。定期的なメンテナンスについては、専門業者（電気設備点検：(財)中国電気保安協会、消防設備：(有)中里防災設備、ネットワーク機器保守：NTTデータカスタマサービス(株)）により実施している。また、夜間の防犯・防災対策は、総合警備保障(株)に委託して機械警備を行っている。

校舎の地震対策については、学園として平成23（2011）年度から4年計画で耐震化工事を実施しており、平成26（2014）年度は短大の校舎A棟（旧2号館・3号館）の耐震補強工事を実施した。平成27（2015）年度には1号館、令和元（2019）年には河野記念館を取り壊し、学園周辺の整備工事を実施した。

火災対策は、「防火管理規程」（提出－規程集11）を整備し、消防法等の法令、防火管理規程に基づき防火対策等を講じるとともに、学生、教職員参加の防災避難訓練を年1回実施している。令和3（2021）年11月には、地震への対応としてはじめてシェイクアウト訓練を行った後、火災からの避難訓練を実施した。

防犯対策については、「下関短期大学危機管理マニュアル」（提出－規程集25）により対策を講じている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ウイルス対策ソフト（F－Secure）をサーバー、クライアントPCすべてに導入し、ウイルス感染防止に努めている。

なお、総合的なセキュリティ対策はネットワーク管理責任者が行っている。

省エネ対策としては、「下関短期大学冷暖房設備使用内規」（提出－規程集21）に基づきエアコンの設定温度、照明の無駄な点灯の注意等全職員に周知している。また、学内のトイレ等の照明機器のスイッチを人感センサー式に、令和元（2019）年度には学園内で常時利用する蛍光灯をLEDに切り替えた。今後、さらなる省エネルギー、地球環境保全のためにも「電力のオンデマンドコントロール」や「太陽光発電PPA」などのSDGsの「7 エネルギーをみんなにきれいに」や「13 気候変動に具体的な対策を」などのゴールへの対応やESGへの積極的な取組が重要課題としてあげられる。また、下関市地球温暖化対策地域協議会のメンバーとして、ノーマイカーデーやクールビズ、ウォームビズなど全学園で積極的に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の課題>

今後は、両学科ともに実習、演習に必要な施設設備、機器備品を年次計画的に整備・更

下関短期大学

新を行っていく必要がある。また、学生からの要望等を考慮しつつ、学生のための福利厚生施設・設備の整備も計画的に進めていく。

図書館における資源に関する課題として挙げられるのは、電子書籍・電子ジャーナルの購入・閲覧である。電子書籍については国内出版社が提供するコンテンツが限られていること、電子ジャーナルについてはオープンアクセス分のみ検索・利用していること等から、今まで購入を見送ってきた。

来校者が校舎に立ち入る場合は、事務局窓口において手続きを行い、許可を得た者でないと入校できないことになっているが、敷地内に入る来校者の把握は十分とは言えない。防犯対策として、付属高等学校・付属幼稚園も同一敷地内に併設しているため防犯カメラ等の設置について引き続き費用対効果等を考慮しながら検討する。

<テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

1) 提出資料

なし

2) 備付資料

9 1 学内LAN配線図

9 2 B棟情報処理第1演習室機器配置図

[区分 基準Ⅲ－C－1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ－C－1の現状>

下関短期大学

各学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、学生には「情報概論」、「情報機器操作入門」、「パソコン演習Ⅰ」、「パソコン演習Ⅱ」、「基礎プログラミング」、「くらしと数理」等の科目において情報技術を修得・向上させている。また、情報処理第1演習室横の研究室に教員（ネットワーク管理責任者）が常駐し、学生からの問合せ等に対応している。教職員の情報処理等の技術の向上に関しては、主として個々の自助努力あるいは教職員相互による教え合いに委ねられている部分もあるが、令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症に係る遠隔授業実施の必要性からFD研修等において研修会を行った。また、遠隔授業の実施に必要なモニターやビデオシステム、パソコンなどを文部科学省の補助金などを活用しながら各学科各学年に1セットずつ整備した。解決困難な学生および教職員からの問合せに対しては、主としてネットワーク管理責任者が技術支援を行っている。

教室、研究室、事務部門の情報機器は更新を行っている。様々な場所で発生する技術的問題を、ネットワーク管理責任者が集約し対策を行い、さらに施設整備担当と情報を共有し、技術的資源を見直し適切に維持している。また、ネットワーク管理責任者が中心となり、授業等で技術的資源を活用できるように配慮している。

各教職員には専用のコンピュータが貸与されている。各コンピュータには授業や学校運営に必要な最低限のソフトがインストールされ、教職員が学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて、授業や学校運営に活用できるようになっている。

学生の学習支援のために必要な学内LAN整備は、短期大学全体をカバーしている。学内のパソコンは基本的にすべてLANに接続しており、学生の学習支援に有効活用できるようになっている。また、令和3（2021）年度にA棟B棟に無線LANのアクセスポイントを5か所設置し、無線LAN専用のインターネット回線を増設した。（備付-91）

教員は、新しい情報技術等を活用して、効果的な授業を行うことができる環境となっている。近年、プレゼンテーションソフトやインターネットを使用した授業が多くなり、コンピュータ教室の使用率は増加傾向にある。

学習支援を充実させるために、教職員のコンピュータ利用技術を向上させている。教職員は日常的にメールを通じて業務を遂行する等、すべての教職員のコンピュータ利用技術が向上するよう配慮している。それにより学生が教職員に対してメールを通じて学習支援の要請ができるようになっている。また平成24（2012）年度より新しい成績管理システムを導入する等、業務の効率化に努めている。

学生が学習する教室としては、情報処理第1演習室、第2演習室を整備している。（備付-92）

また、図書館、給食実務実習室にも学生が使用できるパソコンを整備している。

なお、今後は平成29（2017）年度に再構築したカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、学習成果を獲得させるために技術的資源を整備していく予定である。

下関短期大学

情報機器等整備状況

令和4(2022)年5月1日現在

| 教室 | 品名等 | 数 | 備考 |
|--------------------|------------|----|--------------------|
| 情報処理第1演習室 (B44) | 学生クライアントPC | 34 | Windows10 |
| | プリンタ | 1 | |
| | プロジェクタ | 1 | |
| 情報処理研究室(B43) | ファイルサーバー | 1 | 授業用ファイル共有 |
| 情報処理第2演習室 (B41) | 学生クライアントPC | 5 | Windows10(ゼミ、自主学习) |
| | プリンタ | 1 | |
| 図書館 | 学生クライアントPC | 4 | Windows10(図書検索他) |
| | プロジェクタ | 1 | 天井吊下げ式 |
| | 大型モニター | 1 | |
| 給食実務実習室(A15) | 学生クライアントPC | 4 | 給食実務 Windows10 |
| | プリンタ | 1 | |
| その他 | ノート型PC | 2 | 可動式 |
| | ノート型PC | 4 | 遠隔授業用 |
| | 大型モニター | 6 | 遠隔授業用 |
| | ビデオシステム | 4 | 遠隔授業用 |
| | プロジェクタ | 5 | 可動式 |

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生のパソコン教室の整備等技術的資源の拡充は継続しているが、基本的施設設備に留まっている。世の中のICT情勢については、ここ数年間でスマートフォンやタブレットが爆発的に普及したことにより、インターネットの活用方法がパソコンからそれらの電子機器にシフトしている。これは本学においても同様であり、今後も更なる発展が予想されるため、学内のICT設備においてはそのような新たな電子機器との連携を考慮する必要がある。本学から幅広い教養、柔軟な思考を持つ学生を社会に送り出す為には、最新のICTの活用能力は必須である。将来における様々な能力向上に結び付く大きな可能性を秘めていることから、ICTを活用した最新の学習方法の改善と、それを支える施設・設備の整備が課題となっている。

令和3(2021)年度には下関市のデジタル人材育成モデル実証事業に採択された。本事業は栄養士や保育士等の職場のICT化を推進する人材の育成を主な目的としており、本事業に伴う補助金等を活用しながら、学内のWi-Fi環境の整備に着手した。本事業を推進する主体であるSCS(Smart Campus Shimotan)プロジェクトチームを中心にハード、ソフト両面からICT環境を充実させていくこととしている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

1) 提出資料

- 20 活動区分資金収支計算書(学校法人全体) [書式1]
- 21 事業活動収支計算書の概要 [書式2]
- 22 貸借対照表の概要 [書式3]
- 23 財務状況調べ [書式4]
- 24 資金収支計算書 令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 25 資金収支内訳表令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 26 活動区分資金収支計算書令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 27 事業活動収支計算書令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 28 事業活動収支内訳表令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 29 貸借対照表令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 30 事業報告書 令和3(2021)年度
- 31 事業計画書 令和4(2022)年度
- 32 予算書 令和4(2022)年度

2) 備付資料

- 93 財産目録 令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
- 94 計算書類 令和元(2019)年度～令和3(2021)年度

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

下関短期大学

- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

本学園の財務における現状は、資金収支については、令和元（2019）年度までマイナスが続いていた教育活動資金収支差額は、附属高校の入学者の増加等により、令和2（2020）年度は3,715万円、令和3（2021）年度は8,361万円の収入超過に転じた。（提出-20）

経常収支差額については、令和2（2020）年度に短期大学以外の附属高校、附属第一・第二幼稚園はプラスとなったが、短期大学は依然マイナスが続いている。（提出-21）短期大学の入学者数は令和2（2020）年度・令和4（2022）年度は69人で定員の8割を超えたものの、他の年度は6割余りである。

貸借対照表については、平成23（2011）年度から平成29（2017）年度までに耐震補強工事や学園整備事業、附属幼稚園保育所機能部分の園舎増築工事、附属高校調理実習施設・設備の整備を行ったため、有形固定資産が増加し、運用資産が減少していたが、令和2（2020）年度から増加に転じている。（提出-29）

令和元（2019）年度に短期大学栄養健康学科の入学生が激減したことにより、入学生の増加を図るため、緊急避難的に両学科の学校独自の奨学金を大幅に増額した。このため、令和2（2020）年度入学生は増加したが、前年度の約2倍にまで奨学金が増加した。また、附属高校からの内部進学者の奨学金も増額したため、附属高校からの進学者が増えるほど奨学金の額も増加するという事態に陥っている。

退職給与引当金については、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上している。なお、附属高等学校・附属幼稚園については、山口県私学振興財団からの交付金が同額のため、退職給与引当金は計上していない。

資産運用は、「学校法人河野学園資産運用規程」（提出-規程集71）に則り運用を行っている。

教育研究経費の経常収入に対する比率については、令和元（2019）年度：33.8%、令和2（2020）年度：34.5%、令和3（2021）年度：34.1%であり、20%程度を十分に超えている。教育研究用の施設設備及び学習資源の資金配分については、前年度の12月に各学科等

下関短期大学

から提出された事業計画により、新年度の在籍見込数による収入金額を見積もり、収入に見合う予算を配分している。

公認会計士から指摘を受けた事項は、速やかに対応するようにしており、これまで、公認会計士監査において、違法、不正な経理処理等の指摘を受けた例はない。

寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

収容定員充足率については、栄養学科は平成28（2016）年度に入学定員を40名から30名に削減した際に一時的に平成29（2017）年度は70%を超えたがその後は40%台から60%をわずかに上回る状況である。特に令和元（2019）年度には43.3%ととなり、収容定員の50%を割ることとなった。保育学科については、60%後半から80%前半の数字で推移しているが、近年は80%をコンスタントに超える状況とはなっていない。今後は新入学者のほぼ半数を占める付属高校との連携をさらに深めるとともに、特別指定校として指定した地元下関市内の公私立高等学校等及び継続的に入学実績のある高校との連携を強める必要がある。

平成28（2016）年12月に策定した『学校法人河野学園中期計画書』（平成29（2017）年度～平成33年度〔令和3（2021）年度〕）（備付-97）に基づき事業計画及び予算を作成している。前年度の12月に各学科等からの要望を学長が集約し、毎年度3月に評議員会に意見を求め、理事会の審議を経て予算を決定している。

学長は、予算確定後4月の第1回の教授会において、各学科・部署に確定した予算の周知を図っている。予算を執行する場合は、各分門から支出・物品購入伺、稟議書等の提出を求め、事務決裁規程に基づき適正に執行している他、年度末に購入・支出が集中しないよう、事務局長が計画的な執行や経費節減を呼びかけている。

日常の出納業務は、経理規程に基づき実施し、経理課長は、毎月初めに前月末日現在の現預金残高を理事長・学長・事務局長に報告している。

資産は、「固定資産・基本金管理」ソフトにより管理している。資金については、現金預金出納簿を作成して適切に管理し、月末には、現金、預金残高と出納簿と突合し、学校法人会計ソフトによる「金融資産科目別残高一覧表」と残高の確認を行っている。また、経理課長は月次試算表、資金収支累計表、月次事業活動収支内訳表を理事長・学長・事務局長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費

下関短期大学

(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27(2015)年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団が示している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」は、現状は「C2」段階に相当し、イエローゾーンとなっている。このため、(1) 学生確保、(2) 教育の質、(3) 研究・教育力、(4) 学生生活支援、(5) キャリア支援、(6) 地域連携・地域貢献の内容を盛り込んだ「下関短期大学中期計画」に附属高校、附属第一・第二幼稚園の中期計画を加え、『経営改善計画(中期計画)令和4(2022)年度～令和8(2026)年度』を策定した。
- (b) 該当なし

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

平成28(2016)年12月に策定した『学校法人河野学園中期計画書』(平成29(2017)年度～平成33年度[令和3(2021)年度])を引き継ぐ『中期計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)』を教授会において教職員の意見等も聞き取りながら原案を作成した。理事長は評議員会の意見も聴取し、令和4(2022)年3月の理事会において議決承認された。この中期計画では、特に教学と経営の二点、すなわち教育の質の保証と学園全体の財務の健全化に重点を置いて策定された。

学園の財務に直接かかわる学生の確保については、令和8(2026)年度までに栄養健康学科、保育学科ともに定員充足率を80%以上とすることを目標に掲げ、学生確保の手立てとして、そのターゲットを(1) 附属高校・(2) 特別指定校・(3) 委託訓練生・(4) その他に区分し、区分ごとに具体的にその対応策、取組内容を設定し、年度ごとに数値目標を掲げ、目標達成のためのロードマップ、経営改善計画工程表を作成し、PDCAサイクルにより計画を実行することとしている。

令和元(2019)年度に栄養健康学科の入学生が入学定員の50%を下回ったことから、入学生の増加を図るため、令和2(2020)年度から緊急避難的に附属高校や特別指定校からの入学生に学校独自の奨学金を大幅に増額した。この奨学金の増額により、一定の新入学生は確保できるようになったが、一方でこの奨学金が短大の教育活動収支差額の赤字の大きな要因の一つとなっている。この奨学金制度については、新入学生数の動きを見ながら、令和4(2022)年度中に見直し作業を行い、令和6(2024)年度から改定を行う予定としている。

下関短期大学

人事については、退職者の補充に定年退職者を年俸制で再雇用するなど人件費の抑制を図っている。また、施設設備については、耐震補強工事と同時にリニューアル工事を行い、令和元（2019）年度の河野記念館解体工事をもって耐震補強工事を完了することができた。今後は安全安心に関わる施設設備の充実や老朽化した施設設備の更新を計画的に行う必要がある。また、バリアフリーに対応した施設の改善やICTに係る施設の充実が課題である。

私立大学等経常費補助金の補助額の算定に関わる「教育の質に係る客観的指標」について、平成30（2018）年度は得点率が56.1%であり、補助金の増減率はマイナス1%であったが、令和3（2021）年度には得点率95.1%となり、補助金の増減率はプラス5%に大幅に改善されている。また、「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ1（特色ある教育の展開）に令和元（2019）年度、令和2（2020）年度と申請したが、残念ながら選定までに至らなかった。しかし、学長のリーダーシップの下、取組をさらに強化、改善を行い、令和3（2021）年度には得点率76.0%となり、選定基準のボーダーラインではあったが選定されることとなった。この結果、改革総合支援事業に係る特別補助金約630万円、一般補助金への加算額約218万円を得ることができた。地方の小規模短期大学にとって「私立大学等改革総合支援事業」の選定のハードルは非常に高いが、引き続き改革・改善の手を緩めることなく取組み、補助金の増額を目指していく必要がある。

下表のとおり、令和3（2021）年度は多少改善をしているが、短期大学の平成30（2018）～令和2（2020）年度の過去3年間の教育活動資金収支差額は、本学の両学科合計で大きな赤字となっており、とりわけ栄養健康学科の赤字が河野学園全体の財政を大きく圧迫させている。

学科別の教育活動資金収支差額の推移一覧表（調整勘定等を除く）（円）

| | 平成30（2018） | 令和元（2019） | 令和2（2020） | 令和3（2021） |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 栄養健康学科 | ▲21,946,313 | ▲46,067,621 | ▲37,906,685 | ▲18,600,913 |
| 保育学科 | 14,571,444 | 4,053,798 | 10,237,464 | 16,723,425 |
| 計 | ▲7,374,869 | ▲42,013,823 | ▲27,669,221 | ▲1,877,488 |

本学における財務に係る情報公開については、私立学校法第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）に規定する財務書類等（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監事監査報告書）のほか、事業計画書や役員報酬基準等を短期大学ウェブページに掲載することにより広く一般に公開している。

教職員等学内関係者には、理事会や評議員会の審議事項や議論の状況、あるいは法人監事による財務及び教学監査の状況についても、法人事務局長が教授会等において適宜、報告・説明している。また、短期大学のみならず付属高校、付属幼稚園も含めて学園全体の財務の状況や日本私立学校振興・共済事業団における私立大学等経常費補助金や特別補助金の交付状況や交付の仕組み、さらには令和2（2020）年度からはじまった高等教育の修学支援新制度の対象機関としての機関要件などについても、法人事務局長がFD研修やSD研修においてその経年変化等も含めて説明しており、学園の財務の状況について、教授会、事務局職員が共通理解し、危機感を共有し、全学を挙げて財務の健全化に取り組むこ

ととしている。

<テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の課題>

両学科とも慢性的な定員割れにより短大の収支が悪化している。財政・経営上、収容定員充足率は80%以上必要であると考えており、入学者数の増加を図ることが喫緊の課題である。

付属高等学校では、平成27（2015）年度には本学設置学科を前提としたコース（保育コース・調理コース）に改編した。また、平成29（2017）年度には本学栄養健康学科への進学を想定し、栄養士の資格を持った調理師を育成するために調理科を新たに設置した。付属高校については、調理科を設置する以前の在籍生徒数は180人から210人程度であったが、平成30（2018）年度以降では在籍生徒数を毎年増加させ、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度には270人前後の在籍者数となっている。私立高校の実質授業料無償化が中学生の保護者にも浸透しつつあり、付属高校のように調理師の資格が取得できる学科や将来保育士になりたいという目的意識を持った中学生にとって魅力が増加してきている。こうした付属高校の動きとも連動、連携しながら5年間一貫教育をアピールした募集戦略を展開する必要がある。

短期大学と付属高等学校の連携により、付属高等学校からの新入学者を確実に確保していくことが短期大学の定員充足率を上げることになる。そのために令和元（2019）年度から高大連携の一環として短期大学において「東アジア言語」を高大連携授業科目として実施している。また、令和3（2021）年度には栄養健康学科教員1名、保育学科教員2名が付属高等学校で関係科目の授業に指導員として携わっている。

<テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学園の財政事情の改善、学生募集の強化、事務組織の見直し、教職員人事配置計画『学園中期計画』（平成29（2017）年度～平成33（令和3〔2021〕）年度）を策定し、学生募集の目標達成に向けて取り組んでいる。

〔SD研修会〕

通常業務に支障がないように工夫して取り組んできた。

〔防犯対策〕

学園本部から遠く離れて孤立した状況にある付属第二幼稚園については、防犯カメラを設置し、モニターにより常時職員室から監視できるようにしている。短大、付属高校、付属第一幼稚園のある学園本部については、防犯カメラの設置は費用対効果を考慮し、現時点では設置していないが、学内の夜間照明施設を追加で設置した。

下関短期大学

また、下関市の公私立高等学校等で組織する高指協（下関地区高等学校生徒指導連絡協議会）から附属高校に提供される不審者情報等を短期大学の学生課にも共有し、必要な情報を学生たちに伝えることとしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

『経営改善計画（中期計画）』（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を策定する中で、学生募集等について新たな施策を検討している。

平成28（2016）年12月に策定した『学校法人河野学園中期計画書』（平成29（2017）年度～平成33〔令和3（2021）〕年度）を引き継ぐ『中期計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）』を教授会において教職員の意見等も聞き取りながら原案を作成し、理事長は評議員会の意見も聴取し、令和4（2022）年3月の理事会において議決承認された。この中期計画では、特に教学と経営の二点、すなわち教育の質の保証と学園全体の財務の健全化に重点を置いて策定された。中期計画には学生の入学者数をはじめさまざまな数値目標を掲げ、目標達成のためのロードマップ、経営改善計画工程表を作成し、P D C Aサイクルにより計画を実行することとしている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式8－基準Ⅳ

[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1) 提出資料

33 学校法人河野学園寄附行為

34 理事会議事録（写し）

令和元（2019）年度～令和3（2021）年度 電子データ（PDF）

2) 提出資料－規程集

諸規定集 電子データ（PDF）

3) 備付資料

95 理事長の履歴書

96 学校法人実態調査表（写し）令和元（2019）年度～令和3（2021）年度

97 学校法人河野学園中期計画書

平成29（2017）年度～平成33（2021）年度

[区分 基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について

下関短期大学

学識及び識見を有している。

- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ－A－1の現状>

理事長は、平成10（1998）年4月に下関短期大学附属高等学校の校長に就任した。その後、平成15（2003）年4月に本学園の理事長に就任し、学園の教育理念「温雅にして礼節をたつとぶ（温雅而尚礼節）」及び下関短期大学・同附属高等学校・同附属幼稚園の教育理念・目的を基本に据えた学園運営を行ってきた。そしてその間、短期大学や附属高校の学科の改廃や入学定員の削減、附属幼稚園の認定こども園への移行など、時代や地域のニーズにあわせて、着実に学園運営を行ってきた。

また、理事長は、毎年5月に公認会計士による監査や意見及び法人監事による監査を受け、理事会の議決承認を得た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会において審議を行い、その意見を求め、評議員会の議決承認を得ている。

本法人の理事は、学校法人河野学園寄附行為（提出－33）第6条（理事の選任）により選任されており、学識経験者としての外部理事には、弁護士、会社経営者、文化人、市議会議員など多彩な経歴を持つ理事が就任しており、本法人の健全な経営についての学識及び見識を有し、さまざまな観点から議論がなされている。

理事長は、私立学校法の改正に伴い、令和2（2020）年4月に学校法人河野学園寄附行為を大幅に改定し、監事の職務内容を明確にするなどガバナンスの強化に努めた。また、役員、評議員が中長期的な視野に立って業務を遂行することができるように、任期をそれぞれ2年から4年に変更した。

監事は寄附行為第7条（監事の選任）の規定に基づき、2名選任されているが、令和3（2021）年度から1名は主に財務に係る監査を行う税理士を、もう1名は主に教学に係る監査を行う他大学の元教授を選任しており、監事は、寄附行為第14条（監事の職務）に基づき、本法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。理事会には、2名の監事が出席して、本法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。また、2名の監事には少なくとも年3回、学長、事務局長及び事務局次長が短期大学の状況を説明し、教学及び財務面に係るさまざまな質疑応答を行っている。

評議員会は、私立学校法第44条（評議員の選任）及び寄附行為第22条（評議員の選任）の規定に基づく評議員をもって組織し、評議員は理事定数の2倍を超えて選任されており、理事会の諮問機関としても適宜適切に意見を述べている。評議員には学園の卒業生、元県や市の職員、元金融機関職員、さらには元幼稚園長、元中学校長や元高等学校長経験者などを選任しており、多方面からの意見、情報の提供を受けている。令和3（2021）年度には評議員定数21人のうち、女性評議員がほぼ半数の10人となっており、栄養士や保育士を養成する短期大学として多くの女性の視点からのさまざまな意見が得られるようにしている。

また、令和2（2020）年4月に日本私立短期大学協会が提示したガバナンス・コードに準拠しながら「学校法人河野学園 下関短期大学 ガバナンス・コード」（提出－規程集

下関短期大学

2) を策定し、令和3（2021）年度には校内理事会（理事長・学長・校長・事務局長・事務局次長）及び監事がある実施状況を点検、評価し理事会において報告し、短期大学ホームページにもその結果を掲載するなどガバナンスの強化に努めている。

理事長は、教育の質保証に係る認証評価への取り組み状況について、学長から適宜報告を受けている。理事長は、学長に対し、教育の質保証は学園の財務の確立とともに学園にとって最重要課題であることを認識し、学内教職員で着実に取り組むように指示している。また、理事会においても各理事・監事に対し、認証評価は法により短期大学は7年に1度文部科学大臣の認証を受けた認証機関である一般財団法人短期大学基準協会から認証評価を受けることが義務付けられており、大変厳しい評価になるが、学長を中心に現在鋭意取り組んでいるとの報告を行っている。

<テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会等は、私立学校法及び寄附行為の定めるところにより業務を行っており、管理運営体制は確立できている。

地域の少子高齢化は急速に進行しており、引き続き時代や地域のニーズに応じた学科の再編、改廃や定員の見直しなど適宜適切に対応していく必要がある。また、教育の質の保証とともに学園の財務の改善は喫緊の課題であり、学園内外の知恵や意見を集約しながら諸施策を確実に遂行していく必要がある。

また、学校法人のガバナンスの強化は重要な課題であり、私立学校法の改定も予定されているが、法改正へ適切に対応するとともに、引き続き理事会、監事、評議員会等による法人のガバナンスを徹底していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、学校法人河野学園『中期計画（令和4（2020）年度～令和8（2026）年度）』の策定にあたって、各所属長に対し、短期大学における教授会、附属高校等における職員会議等において教職員の意見などを十分に聴取しながら各部署の原案を策定するように指示した。そして、『中期計画』は、寄附行為第20条（諮問事項）の規定に基づき、令和4（2022）年3月に開催された評議員会において評議員の意見を聴取し、同じく同年同月に開催された理事会において、最終的に議決承認されたものである。

この『中期計画』は、特に教学と経営の二点、すなわち教育の質の保証と学園全体の財務の健全化に重点を置いて策定しており、教育や保育の質の保証や財務に直結する学生・生徒・園児の入学者数をはじめさまざまな数値目標を掲げ、目標達成のためのロードマップ、経営改善計画工程表を作成し、PDCAサイクルにより計画を実行することとしている。

[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1) 提出資料

35 下関短期大学教授会議事録（写し）

2) 提出資料－規程集

77 下関短期大学学生懲戒規程

3) 備付資料

98 学長の個人調書

99 学長の教育研究業績書

100 各委員会・各学科会議議事録 令和3（2021）年度

[区分 基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ－B－1の現状>

下関短期大学

- (1) 学長は「下関短期大学学長選出規程」により選考される。学内外の人格・学識の優れた人材から「学長候補者推薦委員会」が選考し、その推薦に基づいて理事会の議を経た上で理事長が任命している。

本学の建学の精神に基づいた教育方針に従い、かつ各教科の教育目標を達成するため、教員の教育活動＜新型コロナウイルス感染拡大対策、カリキュラム、『授業計画』（シラバス）、授業方法、授業内容、学習成果、公開講座、学内規程の制定手続等＞について、栄養健康学科長・保育学科長・教務課長から報告を受けた後、必要な事案については運営委員会を開催して意見を聴取した後、学長としての判断を下し、重要事項は、教授会に諮り決定している。

また、年度当初の教授会では、教職員に対して本学教育理念に基づく「重点目標」を提示し、教育に対する共通理解や学生指導への意思統一を図っている。

特に、平成30年度は学長の指示の下に「GPA制度」、「教職員評価制度」が導入され、従来実施してきた「学生による授業評価」も要領として整備され、より組織的かつ効果的に運用されるようになった。

さらに、「教育課程委員会」を設置して、「ナンバリングの実施・カリキュラムツリーの作成」や「GPAの多面的な運用」が進められた。

そのほか、高大連携等も図られ、付属高等学校及び早稲高等学校との協定締結（科目等履修生の受け入れ・講師派遣等）、東亜大学とは本学栄養健康学科卒業生の編入学に係る協定締結もなされた。令和3年度には豊浦特別総合支援学校との連携協定により、本学の連携の輪が拡大され、平成30年度の方針が継続されている。

なお、学生に対する懲戒については、平成29年4月に定めた「下関短期大学学生懲戒規程」（提出-規程集77）に従って行うこととしている。

- (2) 学長は、教授会を「学則」等の規程に基づいて招集し、学長が議長となり、学生の入学、卒業、学位の授与、教員の人事、教育課程、学則、諸規程及び研究等に関する事項について審議し、十分に教授会での意見を聴取し議論を踏まえた上で、学長が最終的に決定しており、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

教授会の運営については、本学の学則第32条に定められており、これを受けて「下関短期大学教授会規程」（提出-規程集19）を設けている。学長は、「学則」及び「教授会規程」等に基づき運営し、各学科、運営委員会、各種委員会から提出された協議事項は適切に審議され、決定後は、即座に実行に移されている。

教授会は、教授、准教授、講師、助教、助手及び本会が認めたその他の職員、すなわち構成員で組織され、月1回の定例教授会の他、入学者合否判定教授会が開催されている。

教授会議事録については、下関短期大学教授会規程第9条のとおり、学長が指名した書記によって記録され、議事録署名者によって確認された議事録は、5年間保存されている。

平成29年度・平成30年度の教授会はそれぞれ計19回、令和元年度計18回、令和2年度計24回、令和3年度計17回の中には入学者合否判定の教授会も含まれている。令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業や遠隔授業等の対応で例

下関短期大学

年より開催回数が多くなっている。

教授会では、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関する案件も随時取り上げられ、全教職員が共通認識を持ちうる場となっている。

教授会の下部組織として運営委員会（両学科長及び幹部教職員で構成）の他、各種委員会を設けており、各委員会規程に基づき適切に運営している。

また、学長自ら授業を担当しており、「学生による授業評価」「学修成果把握アンケート」等を踏まえてティーチング・ポートフォリオを作成し、率先して授業改善に努めている。

さらに、毎朝正門にて学生を迎えるとともに、学生・教職員を対象とした「学長通信さくらやま」、「さくらやまⅡ」を発行し、学長の思いや願いを伝えている。

なお、令和2年度は二人の副学長とともに、特に「新型コロナウイルス感染症対策」に力を尽くした。年度当初から随時運営委員会を開催して「下関短期大学 感染症予防ガイドライン」を定め、遠隔授業の実施や対面授業の再開に当たっての安全・衛生管理に全学を挙げて取り組んだ。

ただ、「大学運営に関する識見」及び「所属職員の統督」について、まだまだ課題が多いと考えられる。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

- ① 学長は短期大学改革の全国的な潮流を的確に把握し、さらに速やかに対応することが求められる。
- ② とりわけ「教学マネジメント」システムの構築について、委員会が組織されたが、その後の取組が進んでいない。
- ③ 「広報・学生募集委員会」などのように、本学の組織は日常的な業務遂行グループにも「委員会」の名称が使われている。暫定的に「広報・学生募集グループ」などと併記されているが、抜本的な見直しも必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長のリーダーシップによって進められた改革等は次のとおりである。

- ① 「処遇への反映」を伴う教職員評価の導入
- ② 「入学者受け入れ方針（AP）」「教育課程編成・実施の方針（CP）」「卒業認定・学位授与の方針（DP）」の見直しと学修成果評価の方針である「アセスメント・ポリシー」の策定
- ③ 「カリキュラム・ツリー」「カリキュラム・マップ」「カリキュラムのナンバリング」の作成「GPA (Grade Point Average)」制度の導入（学生が2年間を見通して学びを組み立てるための取り組み）
- ④ 学生による授業評価アンケートの「制度化」（規程を作成し、教職員評価の対象とした）「学修成果把握アンケート」の導入
- ⑤ 「ティーチング・ポートフォリオ」作成要領の制定

下関短期大学

- ⑥ 付属高等学校・早鞆高等学校との「連携協定」に基づく高大連携事業の推進（連携協議会の定期開催、科目等履修生の受け入れ、ピアノ講師派遣など）
- ⑦ 東亜大学との締結 大学間「教育連携に関する協定」
- ⑧ 山口ヤクルト販売株式会社との包括的連携に関する協定
- ⑨ 「自己点検・評価委員会」「自己点検・評価運営委員会」「教育課程委員会」「IR委員会」「教学マネジメント委員会」設置など、当面の課題に即応した組織改編
- ⑩ 「障がいのある学生支援規定」などの整備
- ⑪ 山口県立豊浦総合支援学校との連携協定を結び、特別支援教育の重要性を一層学内に浸透させることとした。
- ⑫ 学生によるティーチング・アシスタントの導入
- ⑬ 「下関短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（提出－規程集107）

このような取組を論文「学修成果把握アンケート等による授業改善の試み」としてまとめ、令和2（2020）年度「日本教育公務員弘済会山口県支部」の研究論文に応募し第2位の評価を得た。

さらに、令和3（2021）年度には私立大学等改革総合支援事業（タイプ1）支援対象校に選定された。また、「令和3（2021）年度デジタル人材育成モデル実証事業（下関市）に取り組み、「SCS（Smart Campus Shimotan）構想」を立ち上げ、大学のICT化等を推進する方向づけを行った。

[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]

<根拠資料>

1) 提出資料

36 評議員会議事録（写し）令和元（2019）年度～令和3（2021）年度

2) 備付資料

101 監査報告書 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度

[区分 基準Ⅳ－C－1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ－C－1の現状>

監事は学校法人河野学園寄附行為第7条（監事の選任）の規定に基づき、2名選任されているが、令和3（2021）年度から1名は主に財務に係る監査を行う税理士を、もう1名は主に教学に係る監査を行う他大学の元教授を選任しており、監事は、寄附行為第14条（監事の職務）に基づき、本法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。理事会には、2名の監事が出席して、本法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しており、適切に業務を行っている。

また、2名の監事には少なくとも年3回、学長、事務局長及び事務局次長が教学を中心に短期大学の状況を説明し、財務面も含めさまざまな質疑応答を行っている。

[区分 基準Ⅳ－C－2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ－C－2の現状>

評議員会は、私立学校法第44条（評議員の選任）及び寄附行為第22条（評議員の選任）の規定に基づく評議員をもって組織し、評議員は理事定数の2倍を超えて選任されており、理事会の諮問機関としても適宜適切に意見を述べ運営している。評議員には元県や市の職員、元金融機関勤務職員、さらには元幼稚園園長、元中学校長や元高等学校長経験者など、多方面からの意見、情報の提供を受けている。令和3（2021）年度には評議員定数21人のうち、女性評議員がほぼ半数の10人となっており、栄養士や保育士を養成する短期大学として多くの女性の視点からのさまざまな意見を得るようにしている。

[区分 基準Ⅳ－C－3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ－C－3の現状>

本法人及び本学は、毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、3月開催の理事会において決定している。決定した事業計画については、速やかに関係部門に開示し、計画に基づき事業を遂行している。また、予算については、経理規程等に基づき適正に執行し、予算の執行状況については、適宜、事務局長を経て理事長に報告されている。

会計処理は、法人事務局において学校法人会計ソフトを使用して、適正に処理している。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用についても、専用ソフトを使用し、安

全かつ適正に管理している。

教育・財務に関わる情報公開については、学校教育法施行規則、私立学校法第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）の規定に基づき、教育情報を本学ウェブサイト上で公表するとともに、併せて財務情報の公開を行っている。

公認会計士の監査意見への対応は、理事長、事務局関係職員が責任を持って行い適切である。公認会計士、監事の指導等を受けて、最終的に計算書類、財産目録等を作成し、その内容は、学校法人の経営状況及び財務状態を適正に表示している。

以上のことから、ガバナンスは適切に機能している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事は、毎会計年度、監査報告書（備付-101）を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事会の諮問機関として機能しており、特筆すべき課題は見あたらない。

経営改善計画に基づいた毎年度の事業計画及び予算は適正に執行されているが、経営改善に向けより一層の充実を図ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

行動計画については、平成27（2015）年度、9月に学長を委員長とする「第三者評価運営委員会」（運営委員会構成員及び自己点検・評価委員会委員長、学生課長、FD委員長）により本学の「行動計画 5か年計画」が策定された。この計画は、当初22の項目別に大別され、行動計画実行委員が立ち上げられ、各委員会、学科、部署等が遂行することとなった。その後、28項に増やされ、平成30（2018）年度から新学長の下で発展的に継承された。（<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>において既述、詳細については別添参照）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

引き続き優秀な人材を登用していくことが求められる。特に本学は重大な過渡期にあり、将来のビジョンを明確に示すことの出来るリーダーが必要である。